【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年4月8日
【発行者名】	日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役　　関口　陽平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	大和証券株式会社 森　委也
【電話番号】	03-5555-3985
【届出の対象とした募集内国資産流動化証券の名称】	日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）
【届出の対象とした募集内国資産流動化証券の金額】	500億円（予定） （注）上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2022年4月26日頃に決定される予定です。
【縦覧に供する場所】	日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

第一部【証券情報】

第１【社債】

１【銘柄】

日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）

（以下「本社債」といいます。）

２【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

(1) 振替社債

(a) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。）（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針（これらの業務規程、その他の規則及び事務指針を以下併せて「振替機関業務規程等」と総称します。）に従って取り扱われるものとします。

(b) 振替法に従い本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券（以下「本社債券」といいます。）が発行される場合は、利札付無記名式に限るものとし、本社債券の券面種類は1,000万円の一種とし、その記名式への変更はしません。

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組み等

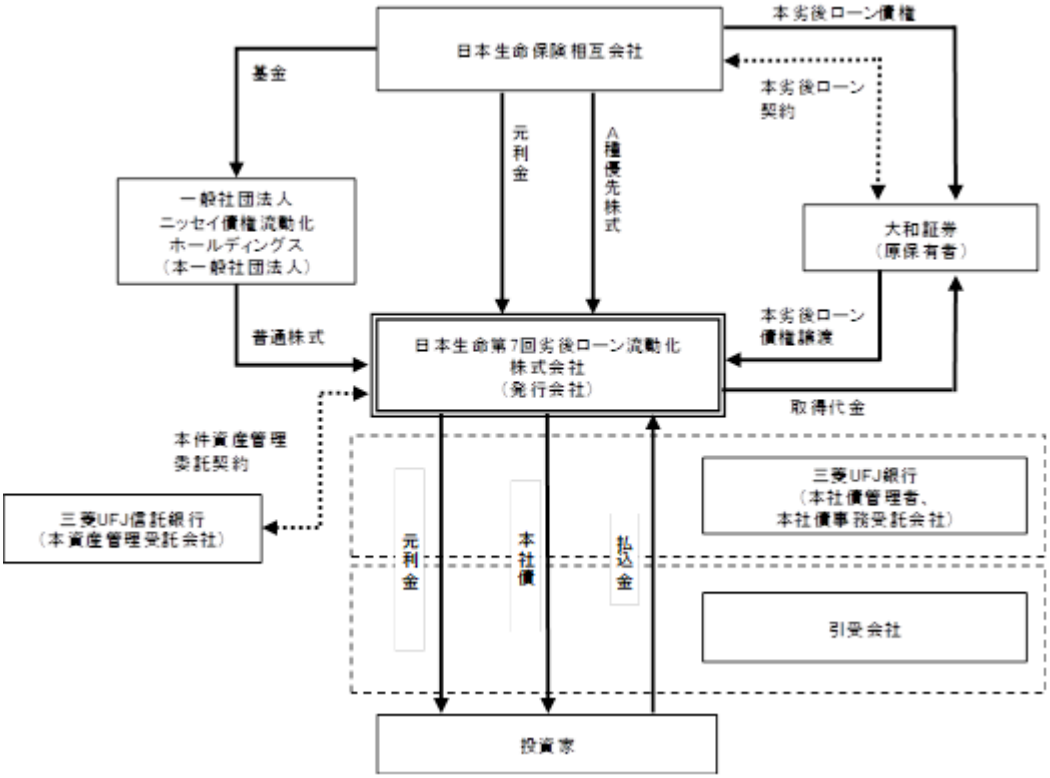

(a) 日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社（以下「発行会社」といいます。）は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ50,000円として、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に基づき日本国内で設立された株式会社であり、その発行済みの全ての普通株式は、発行会社の発起人である、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、その後の改正を含みます。）（以下「一般社団法人法」といいます。）に基づき日本国に設立された一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）に保有されています。

(b) 発行会社は、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）及び株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といい、これらを総称して「本信用格付業者」といいます。）から、2022年4月8日付で本社債につき予備格付を取得し、2022年5月10日までに本社債につき本格付を取得する予定です。なお、信用格付の詳細については、後記「本社債に関する信用格付」を御参照下さい。

(c) 大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。）は、2022年4月26日付で大和証券及び日本生命保険相互会社（以下「日本生命」といいます。）の間で締結される劣後ローン契約（以下「本劣後ローン契約」といいます。）に基づき、2022年5月10日（以下「本劣後ローン貸付実行日」といいます。）付で500億円（予定）（注）を日本生命に対して貸し付け、貸付債権（以下「本劣後ローン債権」といいます。）を日本生命に対して取得します。
（注）上記金額は、本届出書提出日現在の見込み額であり、2022年4月26日頃に決定される予定です。

(d) 発行会社は、2022年4月26日付で大和証券、日本生命及び発行会社の間で締結される劣後ローン債権譲渡契約（以下「本劣後ローン債権譲渡契約」といいます。）に基づき、2022年5月10日付で原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受ける予定です。本劣後ローン債権の取得資金は本社債の発行によって調達されます。かかる本劣後ローン債権の原保有者から発行会社に対する譲渡については、本劣後ローン債権の債務者である日本生命の上記本劣後ローン債権の譲渡実行日の確定日付ある証書による承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備される予定です。

(e) 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者から発行会社に対する譲渡の後においては、日本生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の償還は発行会社に対して直接行うものとされています。

(f) 発行会社は、原保有者から譲渡を受けた本劣後ローン債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、大和証券、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」といいます。）、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）及びみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を代表者とする引受会社（後記14「引受け等の概要」に定義される意味によります。以下同じです。）が引受を行います。

(g) 本社債は一般募集とします。

(h) 本社債は年2回利息支払を行い、本社債の元金は、2052年5月10日に一括して償還されます。但し、本劣後ローン契約の規定に基づき、本劣後ローン最終償還日が延長された場合には、最終償還日は延長後の本劣後ローン最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとされます。また、発行会社が日本生命から本劣後ローンの元本が期限前償還される旨の通知を受領した場合、本社債の元金は、一括して期限前償還されます。なお、発行会社は、後記9(2)(e)の記載に従い本社債の買入消却を行うことができ、この場合、後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」①viiの記載に従い本劣後ローンの元本の全部又は一部は期限前償還されます。

(i) 本社債が償還されるべき日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは本社債の利息の金額に影響を及ぼしません。

(j) 発行会社は、2022年4月26日付で発行会社及び三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「三菱ＵＦＪ信託銀行」又は「本資産管理受託会社」といいます。）の間で締結される資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約（以下「本資産管理委託契約」といいます。）に基づき、本資産管理受託会社に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「一般社団法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日の翌日（当日を含みます。）から次の利率改定日（当日を含みます。）又は本社債が償還される日（当日を含みます。）のいずれか早い日までの間をそれぞれいいます。

「貸金業法」とは、貸金業法（昭和58年法律第32号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「元金償還勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「業務受託者」とは、株式会社東京共同会計事務所をいいます。

「業務受託者誓約書」とは、業務受託者が発行会社及び本社債管理者に差し入れる2022年4月26日付の誓約書をいいます。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「金融サービス提供法」とは、金融サービスの提供に関する法律（平成12年法律第101号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「グロスアップ事由」とは、後記第二部第1、2(3)(g)⑤「グロスアップ」の記載に基づき日本生命が追加の支払を義務付けられ、又は義務付けられることとなり、かつ、かかる義務が、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「グロスアップ事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行うグロスアップ事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息であり、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、後記7「利率」記載の利率により後記8(2)「利息支払の方法及び期限」(a)から(e)までの記載に準じて計算されるものとします。但し、未払残高を含まないものとします。

「原保有者」とは、当初の本劣後ローン契約における劣後ローンの貸付人であり、当初の本劣後ローン債権の保有者である大和証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「最終償還日」とは、2052年5月10日をいいます。

「参照国債ディーラー」とは、発行会社が本社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者の者をいいます。

「参照5年国債」とは、参照国債ディーラーから発行会社が選定する金融機関が選定する国債で、当該改定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、振替機関業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元本で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「資本事由」とは、保険会社の支払能力の充実状況に関する保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、その結果（経過措置（グランドファザリング）又はこれに類する規定の効果は考慮されます。）、本劣後ローンの全部又は一部が保険業法及びその他の関連法令における負債性資本又はその時点において適用のある規制上の要件において負債性資本と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「資本事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う資本事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「資本性変更事由」とは、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社、ムーディーズ・ジャパン株式会社及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社又はその格付業務を承継した機関のうちいずれか（本定義において、以下「格付機関」といいます。）が、当該格付機関における資本性に係る評価基準、ガイドライン又は手法に改正又は変更が生じたか又は生じる予定である旨を公表し、当該改正又は変更により、(a)本劣後ローンについて当該格付機関から特定の水準の資本性が認められる期間が、本劣後ローンの本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関により当該水準の資本性が認められることが見込まれていた期間に比べて短くなった場合、又は(b)本劣後ローンについて、本劣後ローンの本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関から認められていた水準の資本性よりも資本性が低いものとして取り扱われることとなった場合をいいます。

「資本性変更事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う資本性変更事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「資本不足事由」とは、(i)(a)日本生命のソルベンシー・マージン比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回った場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求される場合、若しくは、(b)当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払を行うことにより日本生命のソルベンシー・マージン比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回ることとなる場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰

延べが要求されることとなる場合、又は(ii)金融庁若しくはその他権限のある監督官庁から日本生命に対して早期是正措置が発動されている場合をいいます。

「出資金勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に出資金勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「償還日」とは、後記9(2)「償還の方法及び期限」(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還されるべき日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、日本生命に課される法人税の計算において本劣後ローンの利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う税制事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「税制事由（本社債）」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、発行会社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、発行会社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由（本社債）償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う税制事由（本社債）による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「ソルベンシー・マージン比率」とは、その時点において有効な保険業法若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈における意味を有します。

「大和証券」とは、大和証券株式会社をいいます。

「当初期間」とは、本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）から2032年5月10日（当日を含みます。）までの期間をいいます。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「日本生命」とは、日本生命保険相互会社をいいます。

「野村證券」とは、野村證券株式会社をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「発行会社」とは、日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社をいいます。

「発行会社関連契約」とは、本社債管理委託契約、本社債事務委託契約、本引受契約、その他本社債に関連する契約で、発行会社が当事者となっているものをいいます。

「発行会社上位債務」とは、発行会社同順位劣後債務、本社債に係る債務及び発行会社の清算手続における支払につき本社債に係る債務に劣後することが明示された発行会社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる発行会社の債務をいいます。

「発行会社同順位劣後債務」とは、発行会社の清算手続における支払につき本社債に係る債務と同順位となることが明示された発行会社のその他の債務をいいます。

「発行会社劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

① 発行会社について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
② 管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
③ 管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
④ 管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本④による発行会社劣後事由は生じなかったものとみなされます。
⑤ 発行会社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「払込期日」とは、2022年5月10日をいいます。

「振替機関業務規程等」とは、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針を総称していいます。

「振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成7年法律第105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「本一般社団法人」とは、一般社団法人法に基づき日本国に設立された一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングスをいいます。

「本一般社団法人業務委託契約」とは、2018年3月16日付で本一般社団法人及び業務受託者の間で締結された業務委託契約並びにこれに関する一切の覚書をいいます。

「本一般社団法人誓約書」とは、本一般社団法人が発行会社及び本社債管理者に差し入れる2022年4月26日付の誓約書をいいます。

「本金融債務」とは、借入、社債又はその他一切のこれらに類似する債務をいいます。

「本資産管理委託契約」とは、2022年4月26日付で発行会社及び本資産管理受託会社の間で締結される資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約をいいます。

「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三菱ＵＦＪ信託銀行をいいます。

「本資産管理手数料」とは、本資産管理委託契約に基づき、発行会社が本資産管理受託会社に対して資産の管理及び処分に関する業務の委託に関して支払う手数料をいいます。

「本社債」とは、日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）をいいます。

「本社債買入消却」とは、発行会社による本社債の買入消却をいいます。

「本社債買入消却関連合意」とは、本劣後ローン貸付人が発行会社である場合において、発行会社が本社債買入消却を行う場合に、本劣後ローン貸付人が、日本生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の償還に関して行う事前の書面による合意をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、2022年4月26日付で発行会社及び本社債管理者の間で締結される日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）社債管理委託契約をいいます。

「本社債管理委託手数料」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債管理者に対して支払う本社債の管理委託手数料をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三菱ＵＦＪ銀行をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき発行会社が本社債関連口座として開設する口座及び本社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該口座をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日）」とは、後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」①の記載に基づき、発行会社が、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日以外）」とは、後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」①の記載に基づき、発行会社が、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本劣後ローン期限前償還が行われる日の3銀行営業日後の日をいいます。

「本社債券」とは、本社債の社債券をいいます。

「本社債権者」とは、本社債の社債権者をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、2022年4月26日付で発行会社及び三菱ＵＦＪ銀行の間で締結される日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）事務委託契約をいいます。

「本社債事務受託会社」とは、本社債事務委託契約における受託者である三菱ＵＦＪ銀行をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記7「利率」記載の利率に基づき後記8(2)「利息支払の方法及び期限」(a)の記載に従い各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本信用格付業者」とは、JCR及びR&Iをいいます。

「本責任財産」とは、発行会社の財産をいいます。

「本届出書提出日」とは、2022年4月8日をいいます。

「本引受契約」とは、2022年4月26日付で各引受会社、発行会社及び日本生命の間で締結される日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）引受契約をいいます。

「本劣後ローン」とは、本劣後ローン契約に基づく貸付をいいます。

「本劣後ローン貸付実行日」とは、2022年5月10日をいいます。

「本劣後ローン貸付人」とは、本劣後ローン債権の保有者をいいます。

「本劣後ローン元本」とは、本劣後ローン契約に基づき日本生命が償還するものとされる劣後ローンの元本をいいます。

「本劣後ローン期限前償還」とは、本劣後ローンの元本の期限前償還をいいます。

「本劣後ローン強制停止」とは、日本生命が、本劣後ローン通知基準日の5銀行営業日前において、(ｉ)資本不足事由が生じ、かつ継続している場合、又は(ｉｉ)本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン通知基準日までに発行会社に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければならないことをいいます。

「本劣後ローン強制停止金額」とは、本劣後ローン強制停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン経過利息」とは、本劣後ローン利払日が到来していないため支払われていない本劣後ローンの利息をいい、その対象となる計算期間について後記第二部第1、2(3)(f)「利率」記載の利率により当該計算期間の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとします。但し、本劣後ローン未払残高を含まないものとします。

「本劣後ローン契約」とは、2022年4月26日付で大和証券及び日本生命の間で締結される劣後ローン契約をいいます。

「本劣後ローン債権」とは、本劣後ローン契約に基づく、日本生命に対する劣後ローンの元利払請求権及びこれに関連する一切の権利を総称していいます。

「本劣後ローン債権譲渡契約」とは、2022年4月26日付で大和証券、日本生命及び発行会社の間で締結される劣後ローン債権譲渡契約をいいます。

「本劣後ローン最終償還日」とは、2052年5月10日の3銀行営業日前の日をいい、本劣後ローン契約に基づき延長された場合には、当該延長後の日をいいます。

「本劣後ローン債務」とは、本劣後ローン契約に基づく、日本生命の劣後ローンの元利払債務及びこれに関連する一切の債務を総称していいます。

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務、本劣後ローンに係る債務及び日本生命の基金に係る債務並びに日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる日本生命の債務をいいます。

「本劣後ローン償還日」とは、後記第二部第1、2(3)(e)「償還方法」①又は同(h)「期限前償還」①の記載に基づき本劣後ローンが償還されるべき日をいいます。

「本劣後ローン償還要件」とは、本劣後ローン元本の償還を行うために充足すべき、(i)本劣後ローン元本の償還を行った後において日本生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は(ii)日本生命が当該償還額以上の額の適格資本調達（基金の発行及び劣後債務による資金調達を含みます。）を行うことという条件、及び、金融庁の事前の承認の取得（かかる承認が必要な場合に限ります。）その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。

「本劣後ローン通知基準日」とは、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務と同順位となることが明示された日本生命のその他の債務をいいます（下記の債務を含みますが、これらに限られません。）。但し、いかなる場合も日本生命の基金に係る債務は、本劣後ローン同順位劣後債務には含まれません。

本劣後ローン同順位劣後債務に含まれる債務の例としては、本届出書提出日現在、下記の社債及び契約に係る日本生命の債務があります。

① 2012年10月18日発行の2042年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）
② 2014年10月16日発行の2044年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）
③ 2016年1月20日発行の2046年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）
④ 2017年9月19日発行の2047年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）
⑤ 2020年1月23日発行の2050年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）
⑥ 2021年1月21日発行の2051年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）
⑦ 2021年9月16日発行の2051年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）
⑧ 2015年4月30日発行の日本生命保険相互会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）
⑨ 2016年4月27日発行の日本生命保険相互会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）
⑩ 2016年4月27日発行の日本生命保険相互会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）
⑪ 2016年11月22日発行の日本生命保険相互会社第4回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）
⑫ 2016年11月22日発行の日本生命保険相互会社第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）
⑬ 2017年4月19日発行の日本生命保険相互会社第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）
⑭ 2018年4月20日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
⑮ 2018年9月7日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
⑯ 2019年4月12日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
⑰ 2019年11月13日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
⑱ 2020年9月11日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
⑲ 2021年4月27日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約

「本劣後ローン任意償還日」とは、利率改定日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン任意停止」とは、日本生命が、その裁量により、本劣後ローン通知基準日までに発行会社に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることをいいます。

「本劣後ローン任意停止金額」とは、本劣後ローン任意停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン未払残高」とは、その時点で残存する全ての本劣後ローン利払停止金額をいいます。

「本劣後ローン未払残高支払額」とは、各未払残高支払事由に関し、後記第二部第1、2(3)(g)④「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき支払われた本劣後ローン未払残高の金額をいいます。

「本劣後ローン利息」とは、後記第二部第1、2(3)(g)①「利息支払の方法」に従い決定される、各本劣後ローン利払日に支払われるべき本劣後ローンの利息をいいます。

「本劣後ローン利息計算基準日」とは、2022年5月10日を第1回として、その後毎年の5月10日及び11月10日をいいます。

「本劣後ローン利払停止金額」とは、本劣後ローン任意停止金額及び本劣後ローン強制停止金額を総称していいます。

「本劣後ローン利払日」とは、2022年11月10日の3銀行営業日前の日を第1回として、その後毎年5月10日の3銀行営業日前の日及び11月10日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

① 日本生命について、清算手続（保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
② 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
③ 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、更生特例法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
④ 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本④による本劣後ローン劣後事由は生じなかったものとみなされます。
⑤ 日本生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本劣後ローン劣後事由（本社債）」とは、本劣後ローン劣後事由が発生した場合をいいます。

「みずほ証券」とは、みずほ証券株式会社をいいます。

「三菱ＵＦＪ銀行」とは、株式会社三菱ＵＦＪ銀行をいいます。

「三菱ＵＦＪ信託銀行」とは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社をいいます。

「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」とは、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいいます。

「未払残高」とは、各本社債に関してその時点で残存する全ての利払停止金額をいいます。

「未払残高支払事由」とは、後記第二部第1、2(3)(g)④「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき、本劣後ローン未払残高が支払われたことをいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法（昭和54年法律第4号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「民法」とは民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「利払停止」とは、利払停止事由が生じた場合に、発行会社が、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることをいいます。

「利払停止金額」とは、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額をいいます。

「利払停止事由」とは、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローンの利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を発行会社が受領したことをいいます。

「利払日」とは、2022年11月10日を第1回として、その後毎年5月10日及び11月10日をいいます。

「利率改定日」とは、2032年5月10日及びその5年後ごとの応当日を総称していいます。

「利率基準日」とは、各改定後利率適用期間につき、当該改定後利率適用期間の開始日直前の利率改定日の2銀行営業日前の日をいいます。

「利率決定日」とは、各利率基準日につき、当該利率基準日の翌銀行営業日をいいます。

「劣後支払条件（発行会社劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

① 発行会社の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は発行会社に知れている債権者に係る全ての発行会社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
② 発行会社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての発行会社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
③ 発行会社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての発行会社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
④ 発行会社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての発行会社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
⑤ 発行会社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて発行会社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生する。

「劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

① 日本生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は日本生命に知れている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、保険業法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

② 日本生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。

③ 日本生命の更生手続において、更生特例法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

④ 日本生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

⑤ 日本生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後事由」とは、発行会社劣後事由及び本劣後ローン劣後事由（本社債）を総称していいます。

「A種優先株式」とは、発行会社がその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従って日本生命に発行するA種優先株式をいいます。発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数は18,200株（予定）、その払込金額の総額は910,000,000円（予定）です。

（注）上記の発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数及び払込金額の総額は、本届出書提出日現在の見込数及び見込額であり、後記3「券面総額」記載の本社債の総額と同時（2022年4月26日頃）に決定される予定です。なお、それぞれ以下の算式によって算出されます（払込金額につき50,000円未満の端数は切上げ）。

払込金額＝910,000,000円＋（後記3「券面総額」記載の本社債の総額－500億円）（※1）×0.98%（※2）

（※1）負の値の場合はゼロとする。

（※2）後記3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料及び発行会社運営費を算出する割合です。

株式数＝払込金額÷50,000円

「JCR」とは、株式会社日本格付研究所をいいます。

「R&I」とは、株式会社格付投資情報センターをいいます。

「5年国債金利」とは、以下のレートとします。

① 利率基準日のレートとして利率決定日の午前9時30分（東京時間）以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」ページにおける「金利情報」（https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv）（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいいます。以下同じです。）に表示される5年国債金利とします。

② 利率決定日の午前10時（東京時間）に、国債金利情報ページに利率基準日のレートとしての5年国債金利が表示されていない場合又は国債金利情報ページが利用不能となった場合には、利率決定日に発行会社は参照国債ディーラーに対し、利率基準日の午後3時（東京時間）現在の参照5年国債の売買気配の仲値の半年複利利回り（以下「提示レート」といいます。）の提示を求めるものとします。

③　提示レートが4つ以上の参照国債ディーラーから提示された場合には、その最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除き、残りの提示レートの算術平均値（小数点以下第4位を四捨五入します。本定義において以下同じです。）を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。

④　提示レートが2つ又は3つの参照国債ディーラーから提示された場合には、それらの算術平均値を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。

⑤　提示レートが2つに満たなかった場合には、当該決定日の午前10時（東京時間）において国債金利情報ページに表示済みの最新の5年国債金利を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。

管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

(a) 管理の方法及び管理の形態

管理資産である本劣後ローン債権は発行会社の資産となり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産である本劣後ローン債権の管理を発行会社のために行います。本社債管理委託契約において、発行会社は、本劣後ローン債権を含む発行会社の資産を、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行うことが禁止されています。本劣後ローン債権の利息の支払による回収金は発行会社の本社債関連口座内の利息支払勘定に、本劣後ローン債権の元本の償還による回収金は発行会社の本社債関連口座内の元金償還勘定において保管され、後記第二部第1、3(1)①「管理資産の管理」「管理資産からの支出」に記載されているこれらの勘定からの支払方法によってのみ利用することが可能とされています。

(b) 信用補完の形態

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。

なお、発行会社の普通株式及びA種優先株式の払込金は発行会社の本社債関連口座内の出資金勘定において保管され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の出資金勘定から支払われるものではありません。

元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

(a) 元本償還資金又は利払資金が不足するリスク

発行会社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得する本劣後ローン債権のほかには、特段の資産を有しません。また、本劣後ローン債権の債務者である日本生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。さらに、普通株式及びA種優先株式の払込金は専ら発行会社の当初費用並びに発行会社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元利金の支払に充当されることはなく、かつ、払込期日後に発行会社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しません。従って、本社債の利息の支払は日本生命が支払う本劣後ローン利息の支払金によって行われ、本社債の元本の償還は日本生命が支払う本劣後ローン元本の償還金によって行われることになり、その結果、本社債の元本の償還及び利息の支払は本劣後ローン債権の債務者である日本生命による本劣後ローン元本の償還及び本劣後ローン利息の支払の状況に影響されることになります。そのため、日本生命による本劣後ローン元本の償還及び本劣後ローン利息の支払の状況如何によっては、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。即ち、本社債の元本の償還は、後記9「償還期限及び償還の方法」の記載に従って行われ、同項記載の最終償還日に一括償還することを予定しており（償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日（当日を含みます。）までの経過利息又は償還日が利払日に該当する

場合の利息の金額に影響を与えるものではありません。）、また、本社債の利息の支払は、後記8「利払日及び利息支払の方法」記載の利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています（利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる利息の金額に影響を与えるものではありません。）。しかしながら、日本生命による本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本社債のその時々における元本償還資金及び/又は利払資金が不足する可能性があります。なお、日本生命の財務状況については、後記第三部第3「日本生命保険相互会社の概況」を御参照下さい。また、日本生命の事業上のリスクについては、同(イ)「日本生命の事業等のリスク」を御参照下さい。

このように本社債の元本償還資金又は利払資金は専ら日本生命の信用力に依存しており、その時々の日本生命の信用力によっては、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、日本生命の財務状態に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(b) 本社債の元本の償還に関するリスク

① 本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元本は、後記9(2)「償還の方法及び期限」(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び同(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日である2052年5月10日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする利息及び未払残高の支払とともに償還するものとされています。但し、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終償還日が延長された場合には、本社債の最終償還日は延長後の本劣後ローン最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、本劣後ローン元本は、本劣後ローン償還要件を充足した場合に限り、最終償還日の3銀行営業日前の日である本劣後ローン最終償還日に、その残存総額を、本劣後ローン最終償還日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに償還するものとされています。本劣後ローン最終償還日に本劣後ローン償還要件が充足されなかった場合、本劣後ローン最終償還日は本劣後ローン償還要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで延長されるものとされています。

以上から、本劣後ローン最終償還日において本劣後ローン償還要件を充足できない場合には、本劣後ローン償還要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで本劣後ローン元本の償還を行うことができず、その間、本社債の元本の償還も行われないこととなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延長される可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

② 発行会社及び本社債権者が、それぞれ本劣後ローン及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本劣後ローンには期限の利益喪失に関する特約が付されず、本劣後ローンが期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本劣後ローンの元本の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、日本生命が本劣後ローンに関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本劣後ローンについて期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本劣後ローンの元本の償還は行われません。その結果、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元本の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、発

行会社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元本の償還は行われません。

かかるリスク要因は、本劣後ローン及び本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

③　本社債の期限前償還に関するリスク

発行会社は、本劣後ローン契約に基づき本劣後ローン元本の期限前償還が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元本の全部（一部は不可）を期限前償還するものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、日本生命は、その選択により、2032年5月10日及びその5年後ごとの応当日である利率改定日の3銀行営業日前の日である本劣後ローン任意償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、残存する本劣後ローン元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています。さらに、資本事由、税制事由、資本性変更事由、グロスアップ事由又は税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、残存する本劣後ローン元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています。

以上から、本劣後ローン契約に従い日本生命が本劣後ローンの期限前償還を行った場合には、本社債の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性がありますが、それに対する補償は発行会社及び日本生命を含むいかなる当事者も行いません。

なお、本劣後ローン契約に従った日本生命による本劣後ローンの期限前償還はいずれも日本生命の権利であり、日本生命に期限前償還を義務付けるものではなく、日本生命がかかる権利を行使して期限前償還を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、発行会社に対して本社債の期限前償還を求める権利及び日本生命に対して本劣後ローンの期限前償還を求める権利を有していません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(c) 本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、後記8「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定していますが、日本生命による本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本社債のその時々における利払資金が不足する可能性があります。

発行会社は、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を発行会社が受領した場合、当該利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。そして、本劣後ローン契約上、日本生命は、その裁量により、本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べられる本劣後ローン任意停止を行うことができ、また、資本不足事由が生じ、かつ、継続している場合、又は本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べる本劣後ローン強制停止を行わなければならないものとされています。

以上から、日本生命が本劣後ローン任意停止を行い、又は上記事由が生じ本劣後ローン強制停止が行われている場合には、支払が停止された本劣後ローン利息の金額である本劣後ローン利払停止金額相当額の本社債利息の支払が繰り延べられることとなります。

このように、日本生命による本劣後ローン債権の元利金の支払状況及び日本生命の財務状況によっては、本劣後ローン利息の支払が本劣後ローン契約に基づき繰り延べられる可能性があり、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本劣後ローン利息の支払の繰延べに係る本劣後ローン利払停止金額である本劣後ローン未払残高が日本生命から支払われない限り、当該繰延べが生じた後においても支払われませんが、日本生命は、本劣後ローン最終償還日までの間、本劣後ローン未払残高を支払う義務を負わず、また、本劣後ローン未払残高の支払を希望する場合でも、適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が発生しておらず、原則として本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことが支払の条件とされています。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン利息の支払が繰り延べられる場合においても、日本生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。さらに、本劣後ローン契約上、日本生命が当該基金に係る支払及び社員配当の支払を行っている場合や、本劣後ローン同順位劣後債務の弁済を行っている場合であっても、日本生命による本劣後ローン任意停止は禁止されません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(d) 本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク

本劣後ローン契約上、本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生するものとされています。

また、発行会社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（発行会社劣後事由）が成就した場合にのみ発生し、さらに、本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第1項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。また、更生特例法及び会社更生法上は、相互会社又は株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項（相互会社の場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項）により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、相互会社の場合は、(ⅰ)更生担保権、(ⅱ)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(ⅲ)（(ⅱ)、(ⅳ)及び(ⅴ)に掲げるもの以外の）更生債権、(ⅳ)約定劣後更生債権、(ⅴ)基金に係る更生債権、(ⅵ)社員権の順序となり、株式会社の場合は、(Ⅰ)更生担保権、(Ⅱ)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(Ⅲ)（(Ⅱ)及び(Ⅳ)に掲げるもの以外の）更生債権、(Ⅳ)約定劣後更生債権、(Ⅴ)残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、(Ⅵ)（(Ⅴ)に掲げるもの以外の）株式の順序となります。従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されているわけではありません。

もっとも、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社又は株式会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、日本生命が相互会社として解散又は倒産した場合においては、発行会社が本劣後ローン債権の元利金の支払につき日本生命の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、日本生命が解散又は倒産しない場合でも、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき発行会社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

なお、本社債の発行日以後、日本生命が本劣後ローン債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法、民事再生法及び更生特例法等に基づく法制度並びに日本生命及び発行会社の財務状態に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(e) 原保有者の破産等に伴うリスク

発行会社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づき原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けるものとされていますが、かかる本劣後ローン債権の譲渡につき、原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本劣後ローン債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、発行会社の本劣後ローン債権に対する権利は原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと発行会社は考えていますが、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

① 原保有者及び発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、本劣後ローン債権の真正な売却及び購入を意図していること
② 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権が発行会社に移転した後は、本劣後ローン債権に対して一切の権利を有さないこと
③ 本劣後ローン債権譲渡契約上、発行会社は、原保有者に対して本劣後ローン債権の買戻しを請求する権利を有さず、原保有者は本劣後ローン債権の買戻しを行う義務を負担していないこと
④ 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約上、本劣後ローン債権の譲渡実行日現在における本劣後ローン債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本劣後ローン債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと
⑤ 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく原保有者から発行会社に対する本劣後ローン債権の譲渡については確定日付ある証書による日本生命の承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されることが予定されていること

(f) 日本生命の株式会社化に伴うリスク

日本生命は現在相互会社として保険業を営んでいますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社となることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。

本劣後ローン契約上、日本生命が保険業法又はその他適用ある法令若しくは規制に基づき組織を変更して株式会社となる場合、本劣後ローン契約のうち、一部条項は、組織変更の効力発生をもって読み替えられるとされており、かかる読替の結果、組織変更前と比べて本劣後ローンの債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があります。

例えば、読替前の本劣後ローン契約においては、本劣後ローン又は本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において利息の支払を停止している場合には、本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部が繰り延べられますが、読替後はかかる事由を理由として日本生命は本劣後ローン利息の支払の繰延べを義務付けられません。

そのため、日本生命が株式会社に組織変更する場合、その前後における日本生命の財務状況や資本構成の変動状況等によっては、本劣後ローン契約の債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、日本生命による株式会社への組織変更の実施その他の事情に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(g) 発行会社が目的以外の債務を負うリスク

発行会社が本社債の元金未償還のうちに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性がありますが、発行会社は、本社債管理委託契約において、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債を除き、本金融債務を負担せず、また、(i)本社債管理者の事前の書面による承諾があり、かつ(ii)本信用格付業者が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本信用格付業者に確認した場合を除き、本金融債務以外の債務（(I)本社債管理委託契約、本劣後ローン契約、本劣後ローン債権譲渡契約、本社債事務委託契約、本資産管理委託契約、本引受契約及びその他本社債発行に関し必要な契約に基づき、払込期日までに負担されたもの並びに(II)本社債買入消却関連合意に基づくものを除きます。）を負担しないことを本社債管理者に対して約束しています。また、発行会社は、本社債管理委託契約において、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済及びこれに付随する業務以外のことは行わず、かかる業務に必要のない資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要のない従業員を雇用しないことを、本社債管理者に対して約束しています。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における発行会社の約束により、発行会社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(h) 発行会社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

発行会社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ発行会社の普通株式（以下「本普通株式」といいます。）及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用（以下、本(h)において「諸費用」と総称します。）の支払資金相当額以上の金銭の払込を受けます。そして、当該払込金は、最終償還日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、最終償還日までに、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終償還日が延長された場合には、本社債の最終償還日は延長後の本劣後ローン最終償還

日の直後の利払日まで延長され、当初想定していない最終償還日後の諸費用の支払が必要となることがあります。

これらの場合において、日本生命は、当該諸費用増加額相当額の発行会社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は発行会社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額を支払う義務をいずれも負担しておらず、さらに、日本生命以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、発行会社及び本一般社団法人が日本生命その他の第三者から当該諸費用増加額相当額の資金調達を行うことができる、又は日本生命その他の第三者が発行会社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、発行会社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、発行会社又は本一般社団法人の業務が遂行できず、ひいては発行会社又は本一般社団法人が存続できなくなる可能性があり、その結果、発行会社による本社債の利息の支払又は元本の償還ができなくなる可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(i) 発行会社の破産等に伴うリスク

発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、発行会社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、前記(d)「本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき発行会社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、本普通株式は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全て日本生命に保有されます。A種優先株式については、発行会社の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、かつ、発行会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされています。従って、発行会社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び業務受託者が、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある発行会社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は発行会社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また、発行会社の取締役をして行わしめないことを約束している等の倒産予防措置がとられているほか、後記「倒産手続の放棄及び責任財産限定特約等」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他発行会社が締結する各契約においても同種の規定がされている等倒産手続防止措置もとられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生したときに倒産手続が開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(j) 発行会社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本劣後ローン債権を保有する場合には、資産流動化法第5条第2項及び資産流動化法施行令第3条第3号により、その計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日（資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をいいます。）までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。）の上限は50年とされています。そのため、本劣後ローン債権を保有し、本劣後ローン債権の回収金によって本社債の元本の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。

従って、発行会社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制（資産流動化法第195条から第214条まで）や、特定目的会社の監督に関わる規制（資産流動化法第215条から第221条まで）その他の資産流動化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第1項に基づく一般担保は付されていません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(k) 発行会社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関する影響

全ての本普通株式は、本一般社団法人が保有しています。本一般社団法人が本普通株式を保有することに関連するリスクとしては、(i)本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合に、本普通株式が本一般社団法人から第三者に譲渡される結果、発行会社の運営に悪影響が及ぶリスク、(ii)本一般社団法人の理事の業務執行により、発行会社の運営に悪影響が及ぶリスク、及び(iii)本一般社団法人の社員の社員権の行使により、発行会社の運営に悪影響が及ぶリスクがあります。

かかるリスク要因については、以下の理由から、いずれについても現実化する実際上の可能性は高くないと発行会社は考えています。

① 本一般社団法人誓約書において、本一般社団法人は、発行会社及び本社債管理者に対して、本一般社団法人が本普通株式を取得した後、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しており、本一般社団法人が倒産しない限りは、本普通株式が本一般社団法人から第三者に移転する可能性は低いと発行会社は考えています。但し、本一般社団法人が破産手続開始又は解散等により存続ができなくなる場合には、本普通株式は第三者に譲渡されることが考えられます。この場合、本普通株式の譲受人により、発行会社の取締役の解任権及び選任権を含む株主の権利が行使され、発行会社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、以下のとおり、当初の最終償還日までに本一般社団法人の破産手続開始又は解散等が生じる可能性は低いと発行会社は考えています。まず、本一般社団法人誓約書における本一般社団法人の表明保証及び業務受託者誓約書における業務受託者の表明保証によれば、本一般社団法人が全ての本普通株式を取得し、当初の最終償還日までに発生する租税支払、維持費用その他全ての支払債務（業務受託者に対する報酬の支払債務を含みますが、これに限られません。）を履行するために必要と見込まれる金額以上の基金の拠出を受けており、かつ、かかる基金は全て特定の口座に預金されているか、又は当該目的に利用されています。また、本一般社団法人が今後、借入その他の債務（追加的な特定出資又は資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分（以下「株式等」といいます。）の取得対価の支払債務を含みます。）を負担する場合、本一般社団法人の定款上、社員総会における総社員の同意が必要とされています。さらに、本一般社団法人及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、発行会社及び本社債管理者に対して、自ら又は本一般社団法人をして、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為（債務の支払原資としての十分な基金拠出がないにもかかわらず行う債務負担行為を含みますが、これに限られません。）をせず、また、させないことを約束しています。本一般社団法人の基金については、定款の規定により、解散するまで返還はなされませんので、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止及び支払不能の事態が当初の最終償還日までに発生する可能性は低いと発行会社は考えています。従って、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、

当初の最終償還日までに本一般社団法人が債務超過となる可能性は高くないと発行会社は考えています。

また、本一般社団法人の倒産手続開始回避の措置として、仮に、本一般社団法人に破産手続開始原因その他の倒産手続開始原因が発生した場合でも、基金返還請求権者である日本生命は、本一般社団法人との間の2018年3月2日付、2019年3月4日付、2020年8月6日付及び2021年3月9日付基金総額引受契約において、本一般社団法人について破産手続、再生手続その他一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しないことを確認しており、また、本一般社団法人自身及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、本一般社団法人に対して破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないこと、又は本一般社団法人をしてかかる約束を遵守せしめることを約束しており、本一般社団法人の社員、理事及び監事が、それぞれ、大和証券、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れる本社債管理委託契約締結日と同日付の誓約書（社員が差し入れるものを、以下「本一般社団法人社員誓約書」といいます。）において、本一般社団法人に対して破産手続開始、再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立てを一切行わないことを約束しています。加えて、業務受託者は、本一般社団法人業務委託契約において、本一般社団法人の全債務の弁済が完了した日から1年と1日が経過する日まで、破産手続開始、再生手続開始、又は今後立法される倒産手続開始の申立てを行わないものとし、かかる申立てを行う権利を放棄することを約束しています。もっとも、かかる倒産手続申立権放棄条項については、判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。しかしながら、かかる倒産手続申立権を行使しない旨の約束や誓約がなされていることにより、本一般社団法人に対して、基金返還請求権者である日本生命、本一般社団法人自身、その理事及び監事を兼ねるそれぞれの社員から倒産手続開始の申立てがなされる現実的な可能性は高くないと発行会社は考えています。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般社団法人法第148条に定める解散事由のうち、一般社団法人に特有な解散事由として社員が欠けた場合があります。かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ本一般社団法人社員誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう最大限努力する旨約束しています。また、業務受託者は、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を派遣することを本一般社団法人業務委託契約において定めています。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人が解散し、かつ、継続されない可能性は低いものと発行会社は考えています。なお、その他の解散事由（(ⅰ)定款で定めた存続期間の満了、(ⅱ)定款で定めた解散の事由の発生、(ⅲ)社員総会の決議、(ⅳ)合併（合併により一般社団法人が消滅する場合に限ります。）、(ⅴ)破産手続開始の決定及び(ⅵ)一般社団法人法第261条第1項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判）についても、該当する実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。

② 本一般社団法人に破産手続開始又は解散等の原因が生じていない場合でも、本一般社団法人の理事の業務執行の態様によっては、発行会社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、本一般社団法人誓約書において、発行会社に対して、発行会社の破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わず、かつ、発行会社が発行する社債に係る発行会社の一切の債務が完済されるまでの間、発行会社の解散決議を行わないこと（但し、この約束の効力については前述のとおり判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。）、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれ（発行会社が発行する社債の元利金の支払又はその格付に悪影響を与えるおそれを含みますが、これに限られません。本②において、以下同じです。）のある発行会社の定款の変更、発行会社の取締役及び監査役の選解任、又はその他発行会社の業務遂行若しくは債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また発行会社の取締役をして行わしめな

いことを約束していますので、理事の業務執行の態様による悪影響が生じる実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。また、本一般社団法人の定款において、理事の欠格事由を定め、類型的に理事として適切な業務執行を期待できない者が理事に選任される可能性を排除しています。

③　本一般社団法人の社員は、理事の選任権及び解任権を含む社員の権利を行使することにより、本一般社団法人の運営を管理することができるとともに、本一般社団法人が普通株式の株主である発行会社の取締役の解任権及び選任権を含む普通株式の株主の権利を、間接的に行使することができるため、本一般社団法人の社員の権利行使の態様によっては、発行会社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人の設立時の社員3名はいずれも会計事務所所員（うち2名は税理士）であり、また、定款において社員の資格を有する者を限定し、類型的に社員として適切な権利行使を期待できない者が社員となる可能性を排除しています。さらに、本一般社団法人の定款では、新たな者が社員として入社するには、社員全員の書面による同意を得ることが必要と定めています。以上の状況から、本一般社団法人の社員による権利行使が発行会社の運営に悪影響を及ぼす実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。

(l) 本一般社団法人が他の会社の株式等を取得・保有することから生じるリスク

本一般社団法人は、現在、日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第3回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第4回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第5回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第6回劣後ローン流動化株式会社及び日本生命2021基金流動化株式会社の株式を保有していますが、当該株式を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務を履行するために必要な金額は基金の拠出により調達されており、当該株式の取得・保有に関して借入による資金調達は行っていません。そして、本一般社団法人は、現在、本普通株式並びに日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第3回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第4回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第5回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第6回劣後ローン流動化株式会社及び日本生命2021基金流動化株式会社の株式以外に、他の会社の株式等を取得・保有しておらず、また、借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の会社の株式等を追加的に取得し、当該株式等の発行体が社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担した場合、本一般社団法人がかかる株式等を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務を履行するために必要な金額の基金の拠出を受けておらず、借入金等でその資金調達を行った場合には、当該株式等の発行体がデフォルトに陥り、その株式等の価値が毀損したときには、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金を他の目的のために流用した場合には、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。

かかるリスクについては、本一般社団法人は、かかる追加的な株式等の取得をする場合には、本一般社団法人誓約書において、事前に、(i)その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用（かかる追加取得に伴い業務受託者の報酬が増額する場合には、その増額分を含みますが、これに限られません。）を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、かつ、(ⅱ)かかる株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを本信用格付業者に確認することを発行会社及び本社債管理者に対して約束しているので、かかる約束が遵守されている限りにおいて、本一般社団法人が他の会社の株式等を取得することを原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと発行会社は考えています。

(m) 本社債権者が担保を有しないことによる影響

本社債権者は、発行会社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、発行会社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、発行会社の資産に対して設定さ

れた対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等を有する債権者に劣後することになります。

かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債を除き、本金融債務を負担せず、また、(i)本社債管理者の事前の書面による承諾があり、かつ(ii)本信用格付業者が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本信用格付業者に確認した場合を除き、本金融債務以外の債務（(I)本社債管理委託契約、本劣後ローン契約、本劣後ローン債権譲渡契約、本社債事務委託契約、本資産管理委託契約、本引受契約及びその他本社債発行に関し必要な契約に基づき、払込期日までに負担されたもの並びに(II)本社債買入消却関連合意に基づくものを除きます。）を負担しない旨が定められており、本社債権者に優先又は競合して発行会社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(n) 法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本劣後ローン契約その他関係する契約も、当該契約締結日時点の法令に基づいて締結されます。これらの時点以降、本社債又は本劣後ローン契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の利息の支払又は元本の償還に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由、資本性変更事由、グロスアップ事由又は税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、残存する本劣後ローン元本の全部を期限前償還することができ、その場合、発行会社は、残存する本社債の元本の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記(b)③「本社債の期限前償還に関するリスク」を御参照下さい。

(o) 税制の変更等に関するリスク

本届出書提出日以降、税制の変更等により、発行会社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の利息の支払又は元本の償還の資金が不足し、発行会社による本社債の利息の支払又は元本の償還ができなくなる可能性があります。

なお、税制の変更等により、税制事由、グロスアップ事由又は税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、残存する本劣後ローン元本の全部を期限前償還することができ、その場合、発行会社は、残存する本社債の元本の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記(b)③「本社債の期限前償還に関するリスク」を御参照下さい。

(p) 保険会社が本社債を取得する際の留意事項

平成8年大蔵省告示第50号(「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」)（平成8年2月29日）（その後の改正を含みます。）（以下「本告示」といいます。）第1条の2第1項によれば、「法（保険業法を意味します。以下同じです。）第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいいます。以下この条において同じです。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等（法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。以下この条において同じです。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（前条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。以下この条において同じです。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。）における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額（次項において「控除額」といいます。）を控除す

るものとする。」とされています。本社債は、日本生命に対して拠出された本劣後ローン債権を主な財産とする発行会社が発行する社債であり、法形式的には日本生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、発行会社の主な財産が日本生命に対して拠出された本劣後ローン債権であるという本社債の実質的な性格から、保険会社等（上記条項に定義される意味によります。以下本(p)において同じです。）が本社債を保有する場合には本告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（略）を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本社債を購入する際には本告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

(q) 本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

前記(b)①「本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク」及び(c)「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン償還要件の未充足による本劣後ローン最終償還日の延長により、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長される可能性があります。

利払停止又は最終償還日の延長の可能性がある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長された場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最終償還日の延長中に本社債を売却する場合、発行会社が当該繰り延べられた利息の支払又は延長された元本の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。

また、本社債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延長により特段の救済を得られるわけではありません。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン償還要件の未充足による本劣後ローン最終償還日の延長によっても、日本生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性のほか、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(r) 市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、発行会社及び日本生命の財務状態、法制や税制の変更、市場の金利水準等様々な要素の影響を受けます。特に市場の金利水準が上昇する過程では本社債の価格は下落することが想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、これらの諸要素に起因して売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(s) 本劣後ローン同順位劣後債務並びに本劣後ローン債務及び本社債に関する通知の時期に関するリスク

本社債の償還（期限前償還を含みます。）、利払停止及び未払残高の支払に関する本社債権者及び本社債管理者への通知並びにその他日本生命から通知される事項に基づき本社債権者及び本社債管理者に通知される事項に関する通知（以下「本社債日本生命関連通知」といいます。）は、全て、日本生命から本劣後ローン債務の償還（期限前償還を含みます。）、本劣後ローン任意停止及び本劣後ローン強制停止、本劣後ローン未払残高の支払並びにその他の日本生命から通知される事項に関する通知（以下「本劣後ローン日本生命関連通知」といいます。）を発行会社が受領した後に行われます。従って、日本生命が本劣後ローン同順位劣後債務に関し、本劣後ローン日本生命関連通知と同趣旨の通知を同時に行った場合であっても、本社債日本生命関連通知は、かかる日本生命の本劣後ローン同順位劣後債務に関する通知に遅れることがあります。その結果、本社債権者は、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者が本劣後ローン同順位劣後債務に関するこれらの事項を知るよりも後に、本社債に関するこれらの事項を知ることがあり、かかる通知を受ける時点の差に起因して、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者に比べて本社債の売却その他の回収手段につき制約を受ける可能性があるほか、本社債の価格変動その他の影響を受ける可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

期限前償還

本社債の元本は、後記9(2)「償還の方法及び期限」(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還されることがあります。

利息支払の停止

本社債の利息は、後記8(2)(f)「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

倒産手続の放棄及び責任財産限定特約等

(a) 本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとします。

(b) 本社債権者は、発行会社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、本責任財産のみを責任財産として、かつ、後記第二部第1、3(1)①「管理資産の管理」「管理資産からの支出」に記載されている管理資産からの支払順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、ここにおいて、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとします。

(c) 本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

劣後条件等

(a) 劣後特約（発行会社劣後事由）

発行会社は、発行会社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、発行会社劣後事由が発生した事実を通知します。発行会社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（発行会社劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

(b) 劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））

発行会社は、本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

(c) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、発行会社に対し発行会社上位債務に係る債権を有する全ての者及び日本生命に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

(d) 劣後特約に反する支払の禁止

劣後事由発生後、劣後支払条件（発行会社劣後事由）及び劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに発行会社に返還します。

(e) 相殺禁止

① 発行会社について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場

合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（発行会社劣後事由）が成就しない限りは、本社債権者は、発行会社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

② 本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している場合には、本社債権者は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就しない限りは、発行会社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

本社債に関する信用格付

(a) 信用格付を特定するための事項

利息の利払日における支払と元金の最終償還日までの全額償還の安全性について、本社債は、本信用格付業者から、JCRにつきAA-、及びR&Iにつき A+の予備格付を2022年4月8日付で取得しており、また、本信用格付業者から、JCRにつきAA-、及びR&Iにつき A+の本格付をそれぞれ本社債の払込期日に取得する予定です。但し、予備格付の付与以降に本信用格付業者が入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性があります。

(b) 信用格付の前提及び限界に関する説明

① JCR

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスク等、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制等を含む業界環境等の変化に伴い見直され、変動します。また、JCRが、その信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものですが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

② R&I

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがあります。

一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られています。

(c) 信用格付に関する情報を入手するための方法

① JCR

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（https://www.jcr.co.jp/）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（https://www.jcr.co.jp/release/）に掲載されます。なお、システ

ム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号　03-3544-7013

②　R&I

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（https://www.r-i.co.jp/rating/index.html）の「格付アクション・コメント」内の「ストラクチャードファイナンス、投資法人、ファンド信用格付」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されます。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

R&I：電話番号　03-6273-7471

3【券面総額】

金500億円（予定）

（注）上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2022年4月26日頃に決定される予定です。

4【各社債の金額】

金1,000万円

5【発行価額の総額】

金500億円（予定）

（注）上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2022年4月26日頃に決定される予定です。

6【発行価格】

各社債の金額100円につき金100円

7【利率】

(a) 払込期日の翌日（当日を含みます。）から2032年5月10日（当日を含みます。）までは、年（未定）％（注）とします。

(b) 2032年5月10日の翌日（当日を含みます。）以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に年（未定）％（注）を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回らないものとします。

(c) 発行会社は、本社債管理者に上記(b)及び前記2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「5年国債金利」に定める利率確認事務を委託し、本社債管理者は各利率決定日に当該利率を確認します。

(d) 発行会社及び本社債管理者は、各改定後利率適用期間の開始日から5銀行営業日以内（改定後利率適用期間の開始日を含みます。）に、上記(b)及び前記2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「5年国債金利」の記載により決定された本社債の利率を、各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

（注）上記各利率は、2022年4月13日頃に仮条件の提示を行い、需要状況を把握した上で、2022年4月26日頃に決定される予定です。なお、(a)の利率に係る仮条件の提示方法は、(i)(a)の利率を仮条件提示時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）に一定の加算率を加えた値とした上で、かかる加算率の幅を仮条件として提示する方法、又は、(ii)(a)の利率の幅を仮条件として提示する方法のいずれかによるものとします。

(i)の方法による場合(b)における加算率は(a)における加算率に1.00%を加えた値とし、(ii)の方法による場合(b)における加算率は決定された(a)の利率から当該利率決定時において市場の慣行として10年満期の円建て社債

の条件決定において参照する10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）を控除した値に1.00%を加えた値とします。

８【利払日及び利息支払の方法】

(1) 元利金支払の方法

本社債に関する元金及び利息は、振替法及び振替機関業務規程等に従って支払われます。

(2) 利息支払の方法及び期限

(a) 本社債利息は、払込期日の翌日（当日を含みます。）からこれを付し、2022年11月10日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後各利払日にその日までの前半か年分を支払います。

(b) 利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。

(c) 半か年に満たない期間につき本社債に係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

(d) 本社債の償還日以降、当該償還額（本社債の元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。）に係る利息は発生しないものとします。なお、(a)(i)当該償還日において残存する経過利息又は(ii)当該償還日が利払日に該当する場合の本社債利息及び(b)未払残高は、後記9(2)「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。

(e) 本社債利息及び経過利息の支払については、本8(2)「利息支払の方法及び期限」の記載のほか、後記(f)「利息支払の停止」及び(g)「未払残高の支払」並びに前記2(2)「劣後条件等」(a)「劣後特約（発行会社劣後事由）」及び(b)「劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））」の記載に従います。

(f) 利息支払の停止

発行会社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。

(g) 未払残高の支払

① 発行会社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本①の記載に従った支払を行う利払日から10銀行営業日以上15銀行営業日以内の事前の通知（かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。）を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日（但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日）に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関（振替機関業務規程等に定める口座管理機関をいいます。）の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。

② 発行会社が未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い利払日に係る利払停止金額から順に充当されます。

③ 未払残高の支払については、本8(2)「利息支払の方法及び期限」の記載のほか、前記2(2)「劣後条件等」(a)「劣後特約（発行会社劣後事由）」及び(b)「劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））」記載の劣後特約に従います。

９【償還期限及び償還の方法】

(1) 償還価額

各社債の金額100円につき金100円

(2) 償還の方法及び期限

(a) 本社債の元本は、下記(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び下記(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、後記第二部第1、2(3)(e)「償還方法」①の記載に基づき、本劣後ローン最終償還日が延長された場合には、最終償還日は延長後の本劣後ローン最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとし、その間も、当該利払日（当日を含みます。）まで、前記7「利率」(b)に記載する利息が発生するものとします。

発行会社は、後記第二部第1、2(3)(e)「償還方法」①の記載に基づく本劣後ローン償還要件の充足有無の通知を受領後、速やかに（但し、最終償還日又は延長後の最終償還日より30日以上60日以内の事前の）通知を行うことにより、本社債権者及び本社債管理者に対して、当該最終償還日又は延長後の最終償還日における本社債の元本の償還の有無及び最終償還日が延長される場合は延長後の最終償還日を通知するものとします。

(b) 発行会社は、後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」①の記載に基づき、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該本劣後ローン利払日の直後の利払日である本社債期限前償還日（利払日）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日）において、当該時点で残存する本社債の元本の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。

(c) 発行会社は、後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」①の記載に基づき、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該本劣後ローン期限前償還が行われる日の3銀行営業日後の日である本社債期限前償還日（利払日以外）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日以外）において、当該時点で残存する本社債の元本の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日（当日を含みます。）までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。

(d) 上記(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還されるべき償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日（当日を含みます。）までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。

(e) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関が別途定める場合を除き、本劣後ローンの償還が日本生命と本劣後ローン貸付人との間で合意された場合に、いつでもこれを行うことができます。

(f) 本社債の元本の償還及び買入消却については、本9(2)「償還の方法及び期限」の記載のほか、前記2(2)「劣後条件等」(a)「劣後特約（発行会社劣後事由）」及び(b)「劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））」記載の劣後特約に従います。

１０【募集の方法】

本社債は一般募集とします。
なお、本社債は日本国外においては取得の申込みの勧誘を行いません。

１１【申込証拠金】

該当事項はありません。

１２【申込期間及び申込取扱場所】

(1) 申込期間
2022年4月26日

(2) 申込取扱場所
下記金融商品取引業者の国内の全ての本支店及び営業所窓口
大和証券
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券
野村證券
みずほ証券
その他の引受会社（未定）（注）
（注）その他の引受会社は、2022年4月13日頃に決定される予定です。

１３【払込期日及び払込取扱場所】

(1) 払込期日
2022年5月10日

(2) 払込取扱場所
三菱ＵＦＪ銀行
なお、三菱ＵＦＪ銀行は、本社債の払込期日に本社債の払込金額の総額の払込が行われ、かつ、本社債の払込金の決済が適用ある法令等に基づき適正に行われたことを確認した場合には、本社債の払込金を発行会社に交付します。

１４【引受け等の概要】

本引受契約の条項に基づき、以下の金融商品取引業者は、下記のとおり本社債の総額につき、連帯して買取引受を行います。

金融商品取引業者 （以下、下記の会社を「引受会社」と総称します。）		引受額 （百万円） （注2）	引受の条件
会　社　名	住　　所		
大和証券	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	（未定）	1.引受会社は、連帯して本社債の総額を引き受けます。 2.本社債の引受手数料は、各社債の金額100円につき金60銭とします。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券	東京都千代田区大手町一丁目9番2号		
野村證券	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
みずほ証券	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
（未定）（注1）	（未定）（注1）		
合計	－	50,000	－

（注1）大和証券、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券、野村證券及びみずほ証券以外の引受会社については2022年4月13日頃に決定される予定です。
（注2）引受額の合計額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2022年4月26日頃に決定される予定です。また、各引受会社の引受額の内訳についても2022年4月26日頃に決定される予定です。

１５【社債管理者又は社債の管理会社】

(1) 本社債に関する社債管理者の状況

社債管理者	住　　所	委託の条件
三菱ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	下記(2)から(6)、後記17(6)「発行会社の遵守事項」、後記第二部第1、3(1)②「管理報酬等」ii(ii)及び同③を御参照下さい。

(2) 本社債管理者は、本社債権者のために本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債権者の債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

(3) 本社債管理者は、本社債要項及び本社債管理委託契約に定める社債管理者の職務を行います。

(4) 本社債管理者は、本社債管理委託契約、本社債要項及び本社債について、本社債管理者により任命された弁護士、会計士その他専門家の意見若しくは助言又はそれらの者から得た証明書若しくは情報に基づき善意により行為し又は行為を留保することができ、かつ、かかる行為又は行為の留保に起因するいかなる損害についても、本社債管理者に悪意又は重過失がない限り、発行会社又は本社債権者に対して責任を負いません。

(5) 会社法第740条第1項の規定により社債権者が異議を述べることができる場合において、社債管理者が社債権者のために異議を述べることができる旨の会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されません。

(6) 本社債管理者は、本社債権者と本社債管理者との間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含みます。）、その他正当な事由があるときは、本社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができます。

１６【振替機関に関する事項】

本社債の振替機関は、保管振替機構とします。

１７【その他】

(1) 社債権者集会

(a) 本社債に関する社債権者集会は、会社法の適用ある関係規定に従います。

(b) 本社債権者は、その保有する本社債の総額（償還済みの額を除き、発行会社が有する本社債の金額は算入しません。）に応じて、議決権を有するものとします。

(c) 本社債は、社債権者集会を東京都において開催します。

(d) 本社債に関する社債権者集会は、発行会社又は本社債管理者がこれを招集するものとし、法令に別段の定めがある場合を除き、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告します。

(e) 本社債の総額（償還済みの額を除き、発行会社が有する本社債の金額は算入しません。）の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、振替法第86条第3項所定の書面を本社債管理者に提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を発行会社又は本社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができます。

(2) 担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

(3) 通知の方法

(a) 本社債に関する本社債権者への通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子公告の方法（但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、発行会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙（但し、重複するものがあるときはこれを省略することができます。））又は本社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行うものとします。

(b) 上記(a)の記載にかかわらず、発行会社が公告を行うことに代えて、全ての本社債権者に直接通知する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、本社債要項に基づく公告を省略することができます。

(c) 本届出書提出日現在における、発行会社の電子公告のURLは、「http://asa-epn.jp/nl/」です。

(4) 本社債要項の閲覧及び謄写

本社債要項の謄本は、発行会社の本店に備置し、その通常の営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

(5) 契約証書の閲覧及び謄写

本社債管理委託契約の契約証書の謄本は、発行会社及び本社債管理者の本店に備置し、その通常の営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

本劣後ローン契約の契約証書の謄本は、発行会社の本店に備置し、その通常の営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

(6) 発行会社の遵守事項

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、以下の各号を遵守することを約束するものとされています。

(a) 発行会社は、本社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。

(b) 本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、発行会社は、発行会社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。

(c) 発行会社は、本社債を除き、本金融債務を負担しません。発行会社は、(i)本社債管理者の事前の書面による承諾があり、かつ(ii)本信用格付業者が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本信用格付業者に確認した場合を除き、本金融債務以外の債務（(I)本社債管理委託契約、本劣後ローン契約、本劣後ローン債権譲渡契約、本社債事務委託契約、本資産管理委託契約、本引受契約及びその他本社債発行に関し必要な契約に基づき、払込期日までに負担されたもの並びに(II)本社債買入消却関連合意に基づくものを除きます。）を負担しません。

(d) 発行会社は、本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済及びこれに付随する業務以外のことは行わず、かかる業務に必要のない資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要のない従業員を雇用しません。

(e) 発行会社は、発行会社の財産である金銭を本社債管理委託契約に従って支出又は運用します。

(f) 発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約及びこれらに関連する契約及び合意書に基づく他方当事者の義務を履行させるために必要な全ての行為を行い、かかる契約及び合意書を遵守し、それに基づく発行会社の義務をその条項に従って履行します。

(g) 発行会社は、本劣後ローン債権に基づく日本生命の義務を履行させるために必要な全ての行為を行います。

(h) 発行会社は、発行会社に適用される法令、規則、命令、判決、決定及び通達並びに発行会社の定款その他の内部規則を遵守します。

(i) 発行会社は、金融商品取引法及びその他関連法令等に従った官庁等に対する必要な届出、報告等に関する事務（金融商品取引法に基づく有価証券報告書及び半期報告書の提出を含みますが、これらに限られません。）を適式に行います。

(j) 発行会社の事業年度が終了してから90日以内に、発行会社の会計監査人によって監査済みの当該事業年度に係る発行会社の貸借対照表及び損益計算書の写しを本社債管理者に交付します。発行会社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合もまた同様とします。

(k) 発行会社は、資本金及び資本準備金の額の減少を行いません。

(l) 発行会社は、子会社（会社法第2条第3号における意味を有します。）を持ちません。

(m) 発行会社は、組織変更（会社法第2条第26号における意味を有します。）、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は自己信託の設定を行いません。

(n) 発行会社は、適用ある法令上、提出が必要となる税務関連の申告書を税務当局にその提出すべき時期までに提出します。

(o) 発行会社は、日本生命及び本一般社団法人以外の者に対して、発行会社のA種優先株式を発行しません。但し、発行会社は、日本生命及び本一般社団法人に対して、会社法の定めに従い、随時A種優先株式を発行することができます。

(p) 発行会社は、本一般社団法人以外の者に対して、発行会社の普通株式を発行しません。但し、発行会社は、本一般社団法人に対して、会社法の定めに従い、随時普通株式を発行することができます。

(q) 発行会社は、株式について配当を行いません。

(7) 発行代理人及び支払代理人

(a) 本社債の、保管振替機構が定める「社債等に関する業務規程」における発行代理人（以下「発行代理人」といいます。）及び支払代理人（以下「支払代理人」といいます。）は、三菱ＵＦＪ銀行とします。

(b) 発行代理人は、振替機関業務規程等において発行代理人が行うべきとされる一切の事務を行います。

(c) 支払代理人は、振替機関業務規程等において支払代理人が行うべきとされる一切の事務を行います。

(d) 発行代理人又は支払代理人は、本社債について、本社債権者との間にいかなる義務又は責任も負わず、また本社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しません。

(e) 発行会社は、発行代理人又は支払代理人を変更することができます。但し、発行代理人又は支払代理人は、後任の発行代理人又は支払代理人が有効に任命されるまで、在職するものとします。かかる変更の場合、発行会社は、事前にその旨を本社債権者に対し通知します。

(8) 申込みの方法等

(a) 本社債の申込期間は、2022年4月26日とし、払込期日は2022年5月10日とします。本社債の発行価格は、各社債の金額100円につき金100円とし、この価格により一般募集します。

(b) その他申込みの方法等に関しては、前記10「募集の方法」から前記14「引受け等の概要」までを御参照下さい。

(9) 投資者の情報開示について

本社債の購入を予定している投資者の名称、投資方針、検討状況及び検討金額、需要額、希望価格並びに最終的な購入金額等の情報（個人情報は除き、業態別の投資者の数、需要額及び最終的な購入金額を含みます。また、文書、口頭、物品、電磁的記録その他いかなる媒体で提供されたものであるかを問いません。）（以下本(9)において「投資者情報」といいます。）については、主幹事である大和証券、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券、野村證券及びみずほ証券に対して投資者より情報開示に係る不同意の申出がない限り、直接又は代表主幹事会員（日本証券業協会「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」第2条第5号における代表主幹事会員をいいます。）を通じて、必要に応じて日本生命に開示、提供及び共有される予定です。

なお、日本生命は投資者情報について、本社債の需要調査に関する目的以外の目的では使用しません。

第２【特定優先出資証券】

該当事項はありません。

第３【コマーシャル・ペーパー】

該当事項はありません。

第４【売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

該当事項はありません。

第５【手取金の使途】

発行会社は本社債の手取金を、本劣後ローン債権の取得代金に充当します。本劣後ローン債権の原保有者は、本劣後ローン債権の譲渡による手取金を、減少した手元資金に充当します。本劣後ローン債権の債務者は、自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローンによる資金調達を行い、本劣後ローンの手取金を、運転資金等に充当します。

第二部【管理資産情報】

第１【管理資産の状況】

１【概況】

（１）【管理資産に係る法制度の概要】

発行会社は、2022年3月7日付で設立登記を行った株式会社です。発行会社の行いうる業務は、発行会社の定款に目的として記載されている、金銭債権の取得、保有、売買及び処分、並びにこれに附帯関連する一切の事業とされており、かかる目的に従って業務を営むこととなります。

発行会社の義務及び責任に関しては、破産法等の日本法上適用ある倒産処理法の適用を受け、社債を発行及び募集するにあたっては、会社法、振替法及び金融商品取引法の適用を受けます。

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、大和証券から日本生命に対して貸し付けられた貸付金の利息支払及び元本償還請求権である指名債権であり、民法及び商法のほか、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用を受けます。本劣後ローン債権は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、原保有者である大和証券から発行会社に譲渡され、当該譲渡については本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権の債務者である日本生命が確定日付ある証書による承諾を行うことにより債務者及び第三者対抗要件が具備される予定です。

本劣後ローン債権に関する保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用の態様については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(b)「本社債の元本の償還に関するリスク」及び(c)「本社債の利息の支払に関するリスク」を御参照下さい。

（２）【管理資産の基本的性格】

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡される日本生命に対する劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン契約の内容については、後記2(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」を御参照下さい。また、当該管理資産たる本劣後ローン債権の債務者である日本生命の特質については、後記第三部第3「日本生命保険相互会社の概況」を御参照下さい。

（３）【管理資産の沿革】

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン譲渡契約に基づき2022年5月10日に原保有者である大和証券から発行会社に譲渡される予定です。

発行会社は、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、本社債の発行から償還時まで当該管理資産を保有し続けます。

（４）【管理資産の管理体制等】

①【管理資産の関係法人】

大和証券は、本劣後ローン契約により、管理資産である本劣後ローン債権を取得した上で、本劣後ローン債権譲渡契約により管理資産を発行会社に譲渡します。本劣後ローン債権の移転と同時に、発行会社は、大和証券が有する本劣後ローン契約上の地位の一切を承継します。

日本生命は、本劣後ローン契約に基づき大和証券から貸付けを受け、本劣後ローン債権の債務者となります。

発行会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

また、三菱ＵＦＪ銀行は、本社債の社債管理者です。社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をするために必要があるときは、裁判所の許可を得

て、当該社債を発行した会社の業務及び財産の状況を調査することができます（会社法第705条第1項及び第4項）。

②【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

本資産管理受託会社は、本資産管理委託契約において、以下の事項を遵守することとされています。

(i) 本資産管理受託会社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づいて発行会社が取得した日本生命に対する本劣後ローン債権、その回収金、本社債関連口座の残高及びその余裕金からの投資その他発行会社に帰属すべき資産（以下本②において「本資産等」といいます。）を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理します。

(ii) 本資産管理受託会社は、発行会社の求めに応じ、本資産等の管理及び処分の状況について説明します。

(iii) 本資産管理受託会社は、本資産等の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所である東京都千代田区丸の内一丁目4番5号所在の本資産管理受託会社たる三菱ＵＦＪ信託銀行資産金融部に備え置き、発行会社の求めに応じ、これを閲覧させます。

(iv) 本資産管理受託会社は、発行会社の同意なく本資産管理委託契約に定める業務の再委託を行いません。

③【管理資産の管理体制】

ｉ　管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項

（ｉ）　法人の機関の内容

管理資産である本劣後ローン債権の管理者は、本資産管理受託会社としての三菱ＵＦＪ信託銀行です。

三菱ＵＦＪ信託銀行は、監査等委員会設置会社の機関設計を選択し、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役社長へ大幅に委任することで業務執行の機動性を高めるとともに、取締役監査等委員が取締役会決議に参加することで実効性のある経営監督態勢の構築を図っています。

ａ　法律に基づく機関の設置等

(ａ)取締役会及び取締役

三菱ＵＦＪ信託銀行の取締役会は、事業に関する深い知見を備えるとともに、金融、財務会計、リスク管理及び法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた取締役にて構成され、経営の基本方針を決定するとともに、経営監督機能を担っています。法令で定められた専決事項以外の重要な業務執行の決定は、原則として取締役社長へ委任しています。但し、特に重要な業務執行の決定については、取締役会が行います。

(ｂ)監査等委員会

三菱ＵＦＪ信託銀行の監査等委員会は、取締役の職務執行の監査、監督を行います。また、監査報告の作成を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選解任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、実査を含めた三菱ＵＦＪ信託銀行又は子会社の業務・財産の状況の調査等を行います。なお、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選解任等及び報酬等に関する意見を決定し、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において当該意見を述べる権限を有しています。

ｂ　その他の機関の設置等

三菱ＵＦＪ信託銀行は、独立社外取締役による実効性の高い監督が行われる体制を構築するため、独立社外取締役のみを構成員とした独立社外取締役会議、運用機関としての一層のガバナンス強化を目的に、取締役会傘下の第三者機関として、社外役員及び社外の有識者が構成員の過半を占めるスチュワードシップ委員会及び取締役会で決定した基本方針に基づき、経営全般に関する執行方針等を決定する経営会議を設置しています。また、三菱ＵＦＪ信託銀行は、業務執行態勢の強化の観点から、執行役員制度を導入しています。

（ii）監督の組織

三菱ＵＦＪ信託銀行は、取締役会及び監査等委員会を設置し、かつ、会計監査に関して有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しています。

（iii）内部管理、人員及び手続

ａ　内部管理

三菱ＵＦＪ信託銀行は、会社法及び同施行規則の規定に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関して、(ａ)法令等遵守体制、(ｂ)顧客保護等管理体制、(ｃ)金融円滑化管理体制、(ｄ)情報保存管理体制、(ｅ)リスク管理体制、(ｆ)効率性確保のための体制、(ｇ)グループ管理体制、(ｈ)内部監査体制、(ｉ)監査等委員会の職務を補助する使用人に関する体制、(ｊ)監査等委員会への報告体制、(ｋ)監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務に係る方針及び(ｌ)その他監査等委員会の監査の実効性の確保のための体制について、取締役会にて決議し、内部統制システムを整備しています。監査等委員会は、日常的に内部統制システムを利用して監査を行っており、実効的な監査を行うため、必要に応じて内部監査部署である監査部に対して具体的な指示を行います。また、監査等委員会と監査部は、相互の連携体制を確保するため、適切な情報共有等を行います。

ｂ　人員及び手続

(ａ)内部監査体制

イ　リスク管理、内部統制及びガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価する機能を担う高い専門性と独立性を備えた内部監査態勢を整備し、三菱ＵＦＪ信託銀行及び同社グループの業務の健全性・適切性を確保しています。

ロ　三菱ＵＦＪ信託銀行及び同社グループの内部監査の基本事項を定める社則等を制定しています。

ハ　三菱ＵＦＪ信託銀行及び同社グループの内部監査部署として監査部を設置しています。

ニ　内部監査部署は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ監査部署統括のもと、法令等に抵触しない範囲で、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループの直接出資先である他の子会社等の内部監査部門との連携及び協働により、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ取締役会によるグループ全体の業務監督機能を補佐しています。

ホ　重要な子会社等における内部監査部署との連絡・協働により、三菱ＵＦＪ信託銀行グループにおける業務執行の健全性・適切性を確保するとともに、法令等に抵触しない範囲で必要に応じて、重要な子会社等の監査をすることができます。

ヘ　内部監査部署は、監査等委員会及び選定監査等委員との間で堅密な関係を構築するとともに、必要に応じ会計監査人との間で情報交換を行う等協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努めています。

(ｂ)内部監査に関する組織

監査部人員114名（2021年3月末現在）

(ｃ)内部監査に係る手続

グループ内部監査規則及び内部監査規則に基づき、三菱ＵＦＪ信託銀行の全部署及び連結子会社等を対象に内部監査を実施しています。また、監査部の内部監査計画については、年度毎に監査等委員会の審議を経て、取締役会にて決定されており、監査部は、当該計画に基づき、専任の担当常務役員のもと、他の業務執行部署から独立して、内部監査に従事しています。

(ｄ)監査等委員会による監査に係る組織

監査等委員8名（うち常勤監査等委員3名）

総務部及び監査部内に監査等委員会室を設置しています。

(ｅ)監査等委員会による監査に係る手続

監査等委員は、監査等委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、重要な会議に出席する他、取締役等からその業務の執行状況を聴取し、業務及び財産の状況を調査しています。さらに、内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努めています。

（ⅳ）監査部、監査等委員会及び会計監査人の相互連携

監査部は、監査等委員会及び選定監査等委員との間で緊密な関係を構築するとともに、必要に応じ会計監査人との間で情報交換を行う等協力関係を構築しています。

監査部は、内部監査計画に基づき実施した監査結果の報告を監査等委員会に対して行うほか、監査等委員会及び選定監査等委員から指示があった場合、監査部は、当該指示に基づく調査あるいは内部監査を実施し、その結果を監査等委員会等に報告しています。

ⅱ　管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況

本資産管理受託会社は、管理資産の管理業務を資産金融部で行います。管理業務のための本資産管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、資産金融部により定期的に確認される体制が整備されています。

２【管理資産を構成する資産の概要】

（１）【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡される日本生命に対する劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン債権には、民法及び商法が適用されるほか、貸金業法が適用されます。同法は、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行う等により、その業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護等を図っています。原保有者である大和証券は、貸金業者として登録されています。発行会社にも、債権を譲り受けた者の書面交付義務についての規定のほか一定の規定が適用されます。

本劣後ローン債権には、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈も適用されますが、これらの保険業法及び若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈の適用の態様については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(b)「本社債の元本の償還に関するリスク」及び(c)「本社債の利息の支払に関するリスク」を御参照下さい。

大和証券は、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン貸付実行日において貸付けを行い、同契約に従い、同日に本劣後ローン債権が発生する予定です。

劣後特約付の貸付債権は指名債権の一種であり、劣後特約付の貸付債権の譲渡については、通常の指名債権の譲渡に関する対抗要件の規定が適用されます。本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者である大和証券から発行会社に対する譲渡については本劣後ローン債権

が発生する2022年5月10日に効力が発生する予定であり、本劣後ローン債権の債務者である日本生命の確定日付ある証書による承諾の方法により債務者及び第三者対抗要件が具備される予定です。

本劣後ローン債権の債務者に対する破産・強制執行等に関しては、破産法、民事再生法、特定調停法、更生特例法、保険業法（清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合）及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産を全ての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。民事再生法は、債務者の事業又は経済生活の再生を図るための手続を規定する法律です。特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済再生に資するための特定調停の手続を定める法律です。更生特例法は、協同組織金融機関（信用協同組合、信用金庫又は労働金庫をいいます。）及び相互会社について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るための手続等を定める法律です。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合には、保険業法中の当該手続を定める条項が適用されます。

（２）【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

管理資産を構成する資産の原保有者である大和証券の事業概要については、後記第三部第2、1「原保有者の概況」を御参照下さい。

（３）【管理資産を構成する資産の内容】

本劣後ローン債権の概要

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡される日本生命に対する劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン契約に基づく本劣後ローン債権の概要は以下のとおりです。

(a) 金額

金500億円（予定）

（注）上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2022年4月26日頃に決定される予定です。

(b) 使途

自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローンによる資金調達を行い、本劣後ローンの手取金を、運転資金等に充当します。

(c) 貸付実行日

本劣後ローン貸付実行日

(d) 本劣後ローン最終償還日

2052年5月10日の3銀行営業日前の日をいい、後記(e)「償還方法」①の記載に基づき延長された場合には、当該延長後の日をいいます。

(e) 償還方法

① 本劣後ローンの元本は、後記(h)「期限前償還」①の記載に基づき期限前償還される場合を除き、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン最終償還日に、その残存総額を、本劣後ローン最終償還日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに償還します。

本劣後ローン償還要件が充足されないことにより本劣後ローンが本劣後ローン最終償還日に償還されない場合、本劣後ローン最終償還日は本劣後ローン償還要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで延長されるものとし、その間も、後記(g)「利息支払期日

及び方法」の記載に従って利息が発生するものとします。

日本生命は、本劣後ローン最終償還日又は延長後の本劣後ローン最終償還日より30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン償還要件の充足の有無を通知するものとします。本劣後ローン償還要件の充足の有無については当該通知の内容が本劣後ローン貸付人を拘束するものとします。

② 上記①に基づき本劣後ローンが償還されるべき日である本劣後ローン償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、本劣後ローン償還日に支払われるべき本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン利息の金額に影響を与えるものではありません。

③ 本劣後ローンの元本の償還については、本(e)「償還方法」の記載のほか、後記(j)①「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(f) 利率

① 当初期間は、年（未定）％（注）とします。

② 2032年5月10日の翌日（当日を含みます。）以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に年（未定）％（注）を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回らないものとします。

③ 本劣後ローン貸付人は各利率決定日に上記②及び前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「5年国債金利」に記載する利率を確認し、当該利率決定日から7銀行営業日以内に当該利率を日本生命に書面で通知します。

（注）上記各利率は、2022年4月13日頃に行われる本社債の仮条件の提示と同時に同率の提示を行い、2022年4月26日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に同率で決定されることが予定されています。なお、2022年4月13日頃に行われる、①の利率に係る提示方法は、ｉ①の利率を仮条件提示時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）に一定の加算率を加えた値とした上で、かかる加算率の幅を提示する方法、又は、ii①の利率の幅を提示する方法のいずれかによるものとします。
iの方法による場合②における加算率は①における加算率に1.00%を加えた値とし、iiの方法による場合②における加算率は決定された①の利率から当該利率決定時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）を控除した値に1.00%を加えた値とします。

(g) 利息支払期日及び方法

① 利息支払の方法

ｉ 本劣後ローン利息は、本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）からこれを付し、当初期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に前記(f)「利率」①に記載の利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。当初期間における各本劣後ローン利払日において支払われるべき利息の金額は（未定）円(注)です。

（注）上記金額は、2022年4月26日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に決定されることが予定されています。

改定後利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に前記(f)「利率」②に記載の利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。

ii 上記ｉに別段の記載がある場合を除き、半か年に満たない期間につき本劣後ローンに係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

iii 本劣後ローン償還日以降、当該償還額（本劣後ローンの元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本劣後ローンの元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。）に係る利息は発生しないものとします。なお、(a)(i)当該

本劣後ローン償還日において残存する本劣後ローン経過利息又は(ii)当該本劣後ローン償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び(b)本劣後ローン未払残高は、前記(e)「償還方法」又は後記(h)「期限前償還」の記載に従い償還とともに支払われます。

iv　本劣後ローン利息及び本劣後ローン経過利息の支払については、本(g)「利息支払期日及び方法」の記載のほか、後記(j)①「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

②　利払の任意停止

日本生命は、その裁量により、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

③　利払の強制停止

日本生命は、本劣後ローン通知基準日の5銀行営業日前において、(i)資本不足事由が生じ、かつ継続している場合、又は(ii)本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

④　本劣後ローン未払残高の支払

i　日本生命は、その裁量により、本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を、5銀行営業日以上15銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知（かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。）を行うことにより、いつでも行うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、(i)適用ある規制上の要件を充足し、(ii)資本不足事由が発生しておらず、また、(iii)本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

ii　上記i(iii)、上記②及び③並びに下記⑥の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、日本生命は、直近の本劣後ローン利払日における本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利払日における未払残高について、実質的に同時に、本劣後ローン未払残高に占める支払額の比率と同一の比率（かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については日本生命が適当と認める方法により行うものとします。）で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項又は条件上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利払日における支払も認められるものとします。

ⅲ　日本生命が本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。

ⅳ　本劣後ローン未払残高の支払については、本④のほか、後記(j)①「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

⑤　グロスアップ

日本生命は、本劣後ローン契約に基づく債務の支払につき、法令等により要求される場合を除き、公租公課等を控除してはなりません。日本生命が支払うべき金額から公租公課等を控除しなければならない場合には、日本生命は、本劣後ローン貸付人が公租公課等を課せられない場合に受領できる金額を受領できるように必要な金額を追加して支払うものとします。かかる場合、日本生命は、源泉徴収に係る日本の租税当局その他の監督官庁により発行された納税証明書を、支払を行った日より30日以内に本劣後ローン貸付人に宛てて直接送付します。

⑥　本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

日本生命が本劣後ローンに係る利息の支払の停止に係る通知をした場合又は上記①から⑤までの記載に従って本劣後ローンに係る利息の支払が停止している場合、日本生命は、本劣後ローン同順位劣後債務若しくは日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務（日本生命の基金に係る債務及びかかる債務の条件として支払を行わないことが許容されていない債務を除きます。）に係る利息若しくは配当の支払、償還若しくは買入消却を行うこと、又は日本生命の子会社をして行わせることはできません。但し、日本生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されません。

(h)　期限前償還

①　日本生命は、以下の場合において本劣後ローンを償還することができます。

ⅰ　日本生命の選択による償還

日本生命は、その選択により、本劣後ローン任意償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本劣後ローン任意償還日より30日以上60日以内の事前の通知（本劣後ローン償還要件を充足した旨の記載を含むものとし、撤回不能とします。）を行うことにより、本劣後ローン任意償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、本劣後ローン任意償還日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

ⅱ　資本事由による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である資本事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、資本事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、(a)(i)資本事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から資本事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ⅱ)資本事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び(b)本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

iii　税制事由による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である税制事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し税制事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、税制事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、(a)(i)税制事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、税制事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から税制事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ii)税制事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び(b)本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

iv　資本性変更事由による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である資本性変更事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本性変更事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、資本性変更事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、(a)(i)資本性変更事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本性変更事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から資本性変更事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ii)資本性変更事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び(b)本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

v　グロスアップ事由による償還

本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日であるグロスアップ事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対しグロスアップ事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、グロスアップ事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、(a)(i)グロスアップ事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、グロスアップ事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）からグロスアップ事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ii)グロスアップ事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び(b)本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

vi　税制事由（本社債）による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である税制事由（本社債）償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し税制事由（本社債）償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、税制事由（本社債）償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、(a)(i)税制事由（本社債）償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、税制事由（本社債）償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から税制事由（本社債）償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ii)税制事由（本社債）償還日が本劣後ローン利払日に該当

する場合、本劣後ローン利息及び(b)本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

vii　本社債の買入消却に伴う償還

本劣後ローン貸付人が発行会社である場合において、発行会社が本社債買入消却を行う場合においては、本劣後ローン貸付人は、日本生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の償還に関する事前の書面による合意である本社債買入消却関連合意を行うものとします。

本社債買入消却関連合意が成立した場合には、日本生命は、本社債買入消却関連合意に従い、本劣後ローン償還要件を充足した上で、(i)本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの元本を償還し、(ii)本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの利息（経過利息を含みます。）及び本劣後ローン未払残高（本社債買入消却関連合意において支払が合意された場合及び当該合意された金額に限ります。）を支払います。

日本生命が本社債買入消却関連合意に基づき本劣後ローンの元本の償還として支払った金額にかかわらず、本社債買入消却関連合意に基づく本劣後ローンの元本の償還に伴い、本社債買入消却によって買い入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本が償還されたものとみなされ、かつ、本社債買入消却によって買い入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本に対応する利息（経過利息を含みます。）及び本劣後ローン未払残高が支払われたものとみなされるものとします。

②　上記①に基づき本劣後ローンが償還されるべき日である本劣後ローン償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、本劣後ローン償還日に支払われるべき本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン利息の金額に影響を与えるものではありません。

③　本劣後ローンの元本の期限前償還については、本(h)「期限前償還」の記載のほか、後記(j)①「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(i) 期限の利益喪失の禁止

本劣後ローン貸付人は、本劣後ローン契約に基づく本劣後ローン元本の償還並びに本劣後ローン利息、本劣後ローン経過利息及び本劣後ローン未払残高の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

(j) 劣後条件等

①　劣後特約

日本生命は、本劣後ローン劣後事由の発生後速やかに、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン劣後事由が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

②　本劣後ローン上位債権者に対する不利益変更の禁止

本劣後ローン契約の各条項は、いかなる意味においても本劣後ローン上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、本劣後ローン上位債権者とは、日本生命に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

③　劣後特約に反する支払の禁止

本劣後ローン劣後事由発生後、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本劣後ローンの元利金の全部又は一部が本劣後ローン貸付人に支払われた場合には、その支払は無効とし、本劣後ローン貸付人は受領した元利金を直ちに日本生命に返還します。

④　相殺の禁止

日本生命について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就しない限りは、本劣後ローン貸付人は、日本生命に対して負う債務と本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

(k)　事実の表明及び保証

日本生命は、原保有者に対し、本劣後ローン契約締結日及び本劣後ローン貸付実行日において、以下の事実を表明し、保証するものとされます。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により原保有者の被った全ての損害、損失及び費用について日本生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

①　日本生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社です。

②　日本生命は、本劣後ローン契約並びに本劣後ローン契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続を履践しました。

③　日本生命による本劣後ローン契約の締結及び履行は、保険業法その他日本生命に適用がある法令、規則、通達、日本生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は日本生命を当事者とする若しくは日本生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、日本生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本劣後ローン契約に基づき原保有者のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

④　日本生命による本劣後ローン契約の締結及び履行に際して、日本生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。

⑤　本劣後ローン契約の締結及び履行に先立ち、日本生命から原保有者に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における日本生命の状態を適切かつ正確に反映したものです。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）の書類作成時点以降、日本生命の本劣後ローン契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て原保有者に対して書面で開示されています。

⑥　日本生命に対し、本劣後ローン契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本劣後ローン契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

⑦　本劣後ローン契約に基づき、日本生命から原保有者に対し提供される情報は、当該情報の提供日現在、全ての重要な点について真実かつ正確であり、日本生命は原保有者にと

り重要と思われる情報を削除していません。また、当該情報には、本劣後ローン貸付実行日までに貸付され残存する全ての本劣後ローン同順位劣後債務の明細及び条件が含まれています。

⑧　日本生命を当事者とする又は日本生命が拘束される契約につき、本劣後ローン契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由は発生、継続しておらず、かかる事由は日本生命による本劣後ローン契約の締結、又は本劣後ローン契約に基づく債務の履行の結果発生することもありません。

(l) 組織変更に伴う読替

日本生命が保険業法又はその他適用ある法令若しくは規制に基づき組織を変更して株式会社となる場合、本劣後ローン契約のうち一定の条項は、組織変更の効力発生をもって、読み替えられるものとされています。

本届出書における本劣後ローン契約に関する記載のうち、かかる読替の対象となる箇所及び読み替え後の内容は、下記のとおりです。

第一部　証券情報

第１　社債

２　内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等

（前略）

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務及び本劣後ローンに係る債務並びに日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる日本生命の債務をいいます。

（中略）

「本劣後ローン償還要件」とは、本劣後ローン元本の償還を行うために充足すべき、(i)本劣後ローン元本の償還を行った後において日本生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は(ii)日本生命が当該償還額以上の額の適格資本調達（株式の発行及び劣後債務による資金調達を含みます。）を行うことという条件、及び、金融庁の事前の承認の取得（かかる承認が必要な場合に限ります。）その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。

（中略）

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務と同順位となることが明示された日本生命のその他の債務をいいます（下記の債務を含みますが、これらに限られません。）。

（中略）

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

①　日本生命について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。

②　管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。

③　管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

（中略）

「劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

① 日本生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は日本生命に知れている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

② 日本生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。

③ 日本生命の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

（後略）

第二部　管理資産情報

第１　管理資産の状況

２　管理資産を構成する資産の概要

（３）　管理資産を構成する資産の内容

本劣後ローン債権の概要

(g) 利息支払期日及び方法

（前略）

② 利払の任意停止

下記⑥に従って本劣後ローン利息の支払が強制される場合を除き、日本生命は、その裁量により、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

③ 利払の強制停止

日本生命は、本劣後ローン通知基準日の5銀行営業日前において、資本不足事由が生じ、かつ継続している場合には、当該本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

④ 本劣後ローン未払残高の支払

ｉ 日本生命は、その裁量により、本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を、5銀行営業日以上15銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知（かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。）を行うことにより、いつでも行うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、(i)適用ある規制上の要件を充足し、(ii)資本不足事由が発生しておらず、また、(iii)本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

ii 上記i(iii)、上記②及び③の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、日本生命は、直近の本劣後ローン利払日における本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利払日における未払残高について、実質的に同時に、本劣後ローン未払残高に占める支払額の比率と同一の比率（かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については日本

生命が適当と認める方法により行うものとします。）で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項又は条件上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利払日における支払も認められるものとします。

（中略）

⑥　強制利払い

ある本劣後ローン利払日に先立つ6ヶ月間において以下のいずれかの事由（以下「本劣後ローン強制利払事由」といいます。）が生じた場合、日本生命は、金融庁の事前の承認の取得（かかる承認が必要な場合に限ります。）その他その時点において適用のある規制上の要件を充足したうえで、当該本劣後ローン利払日に、本劣後ローン未払残高の支払とともに、当該本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利息を支払うものとします。但し、本劣後ローン強制利払事由が生じてから当該本劣後ローン利払日までの間に資本不足事由が発生し又は発生し続けた場合は、この限りでありません。

ⅰ　日本生命が普通株式若しくは優先株式の配当又は日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務若しくは本劣後ローン同順位劣後債務に対する配当若しくは利息（未払残高を含みます。）の支払を行う決議をした場合又は支払を行った場合（但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項に基づき強制された支払及び上記④に基づく本劣後ローンと同一の比率での未払残高の全部又は一部の支払を除きます。）

ⅱ　日本生命又は日本生命の子会社が日本生命の普通株式若しくは優先株式又は日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務若しくは本劣後ローン同順位劣後債務の消却、買入れ又は取得をした場合（但し、(a)会社法に基づき義務づけられる消却、買入れ又は取得、(b)合併その他の組織再編に伴って生じる買入れ又は取得、又は、(c)ストックオプション制度及び従業員持株制度を含む、従業員又は役員に対するインセンティブ・プランに関連して生じる買入れ又は取得のいずれかによる場合を除きます。）

⑦　本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

（全文削除）

（後略）

本劣後ローン債権の日本生命による利息の支払及び元本の償還に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

本劣後ローン貸付人は、日本生命に事前に書面により通知した上で、本劣後ローン契約に基づく権利を第三者に譲渡又は質入することができます。かかる場合、日本生命は、かかる譲渡又は質入に合理的な範囲で協力する（かかる譲渡又は質入を書面で承諾することを含みますが、これに限られません。）ものとします。かかる協力に必要となる費用は、本劣後ローン貸付人が負担します。

本劣後ローン債権譲渡契約においては、本劣後ローン債権が一定の属性を有することは求められておらず、本劣後ローン債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、大和証券による買戻し等）は定められていません。

本劣後ローン債権の債務者に関する事項

管理資産を構成する本劣後ローン債権の唯一の債務者である日本生命に関する事項は以下のとおりです。

(a) 名称

日本生命保険相互会社

(b) 組織形態

保険業法第2条第5項に定める相互会社

(c) 沿革

1889年	有限責任日本生命保険会社創立
1891年	日本生命保険株式会社に改称
1902年	本店を現在地に新築移転
1924年	（財）日本生命済生会設立（2012年に公益財団法人へ移行）
1931年	（財）日本生命済生会付属日生病院開院（2018年に日本生命病院に改称）
1942年	富士生命を包括移転
1945年	愛国生命を包括移転
1947年	日本生命保険相互会社として再発足
1973年	（財）ニッセイ児童文化振興財団設立（1993年に（財）ニッセイ文化振興財団に改称、2009年に公益財団法人へ移行）
1975年	ニューヨーク連絡事務所開設（1977年にニューヨーク事務所に改称） 琉球生命を包括移転
1979年	（財）日本生命財団設立（2010年に公益財団法人へ移行）
1981年	ロンドン事務所開設
1982年	フランクフルト事務所開設
1984年	ニッセイ・リース（株）設立
1985年	ニッセイビーオーティー投資顧問（株）設立（1989年にニッセイ投資顧問（株）に改称） シンガポール事務所開設（2010年に現地法人へ移行）
1987年	北京事務所開設 ニッセイ・ライフプラザ第1号店開設（新宿）
1988年	（株）ニッセイ基礎研究所設立
1989年	ニッセイ総合研修所竣工 （財）ニッセイ聖隷健康福祉財団設立（2013年に公益財団法人へ移行）
1991年	ニッセイ・キャピタル（株）設立 米国日本生命（ニッポン・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ）設立
1993年	（株）ニッセイ・ニュークリエーション設立 （財）ニッセイ緑の財団設立（2011年に公益財団法人へ移行）
1995年	ニッセイ投信（株）設立
1996年	ニッセイ損害保険（株）設立
1997年	バンコク・ライフに資本参加 パトナムと業務提携
1998年	ニッセイ投資顧問（株）とニッセイ投信（株）を統合し、 ニッセイアセットマネジメント投信（株）設立 ドイツ銀行と業務提携
1999年	ニッセイ情報テクノロジー（株）設立
2000年	特別勘定運用部門を分社、ニッセイアセットマネジメント投信（株）と統合して ニッセイアセットマネジメント（株）に改称 日本マスタートラスト信託銀行（株）が営業開始

2001年	同和火災海上保険（株）、ニッセイ損害保険（株）の2社が合併し、ニッセイ同和損害保険（株）誕生（2010年にあいおい損害保険（株）と合併し、あいおいニッセイ同和損害保険（株）に改称） ニチイ学館グループ、日立製作所グループ等と(株)ライフケアパートナーズ設立 第一生命保険（相）（現 第一生命保険（株））と共同事業会社 企業年金ビジネスサービス（株)設立 ニッセイコールセンター開設
2003年	広電日生人寿保険有限公司設立
2004年	バンコク・ライフを関連会社化 東京本部を丸の内に移転
2008年	ノースウェスタン・ミューチュアルと業務提携
2009年	広電日生人寿保険有限公司の合弁パートナーを中国長城資産管理公司に変更し、長生人寿保険有限公司に改称
2011年	リライアンス・ライフに資本参加し、関連会社化 （2016年にリライアンス・ニッポンライフ・インシュアランスに改称）
2012年	リライアンス・キャピタル・アセットマネジメントに資本参加し、関連会社化 （2016年にリライアンス・ニッポンライフ・アセットマネジメントに改称）
2014年	セクイス・ライフに資本参加し、関連会社化
2015年	（株）ライフサロンを子会社化 ニッセイリアルティマネジメント（株）設立 （株）ライフプラザパートナーズを子会社化 三井生命保険（株）（現 大樹生命保険（株））と経営統合
2016年	MLC Limited を子会社化
2017年	（株）ほけんの110番を子会社化 The TCW Group, Inc.に資本参加し、関連会社化
2018年	マスミューチュアル生命保険（株）（現 ニッセイ・ウェルス生命保険（株））と経営統合 （株）LHLを子会社化
2019年	はなさく生命保険（株）開業 リライアンス・ニッポンライフ・アセットマネジメント株式を追加取得し、子会社化 （2020年にニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントに改称） グランド・ガーディアン・ライフ・インシュアランスに資本参加し、関連会社化 （同年グランド・ガーディアン・ニッポンライフ・インシュアランスに改称）

(d) 事業の内容

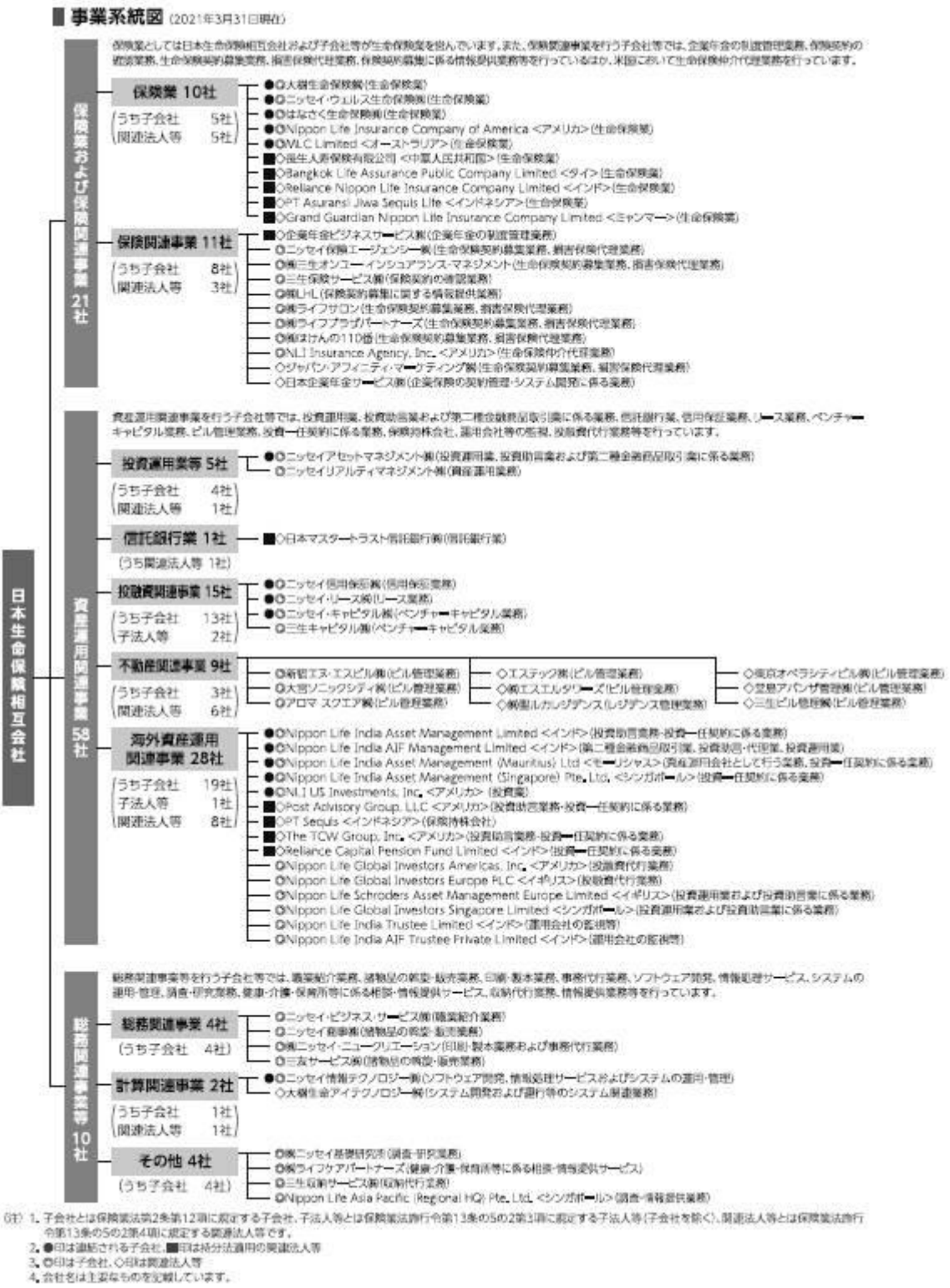

(注) 1. 子会社とは保険業法第2条第12項に規定する子会社、子法人等とは保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等(子会社を除く)、関連法人等とは保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等です。
2. ●印は連結される子会社、■印は持分法適用の関連法人等
3. ○印は子会社、◇印は関連法人等
4. 会社名は主要なものを記載しています。

(e) 営業の概況

日本生命の営業の概況については、後記第三部第3「日本生命保険相互会社の概況」を御参照下さい。

(f) 割合その他の管理資産における本劣後ローン債権への集中の状況

日本生命は、管理資産を構成する本劣後ローン債権の唯一の債務者です。

(g) 本劣後ローン債権の内容

前記「本劣後ローン債権の概要」を御参照下さい。

管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権については、価格等の調査は行われていません。

（４）【管理資産を構成する資産の回収方法】

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権に係る本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還については、原保有者である大和証券から発行会社に対して本劣後ローン債権が譲渡された後においては、日本生命は直接発行会社に対してこれを行うものとされています。本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還の詳細については、上記(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」を御参照下さい。

３【管理及び運営の仕組み】

（１）【資産管理等の概要】

①【管理資産の管理】

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき原保有者である大和証券が貸付金の貸付を日本生命に対して行うことによって発生したものです。

原保有者である大和証券は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の譲渡に際して、発行会社及び日本生命に対して、保有している本劣後ローン債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者のいかなる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、本劣後ローン債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っていません。

本劣後ローン債権の債務者である日本生命は、本劣後ローン契約において、本劣後ローン契約の締結日である2022年4月26日付及び本劣後ローン貸付実行日付で、原保有者である大和証券に対し、前記2(3)(k)「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しています。また、日本生命は、本劣後ローン債権譲渡契約において、発行会社及び大和証券に対し、本劣後ローン契約において日本生命が大和証券に対して行った前記2(3)(k)「事実の表明及び保証」記載の事実表明は、それがなされた時点において全て真実かつ正確であり、かつ、本劣後ローン債権譲渡契約の締結日及び本劣後ローン債権の譲渡実行日である2022年5月10日においても真実かつ正確であることを表明し、保証するものとされます。

発行会社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については後記第三部第1「発行者の状況」を御参照下さい。

なお、発行会社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと及び資本金及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

日本生命による本劣後ローン債権に係る本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還は、それぞれ各本劣後ローン利払日及び本劣後ローン償還日において、発行会社に対して直接行われます。本社債管理委託契約においては、本劣後ローン利息の支払による回収金は発行会社の本社債関連口座内の利息支払勘定において、本劣後ローン元本の償還による回収金は発行会社の本社債関連口座内の元金償還勘定において、それぞれ保管するものとされています。

発行会社は、本資産管理委託契約に基づき、三菱ＵＦＪ信託銀行に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

本①に記載される事項のほか管理資産たる本劣後ローン債権の元本の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」を御参照下さい。

管理資産からの支出

Ⅰ　本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理委託契約に定めるとおり、本社債関連口座を開設するものとし、本社債関連口座内の金銭を、(ⅰ)利息支払勘定、(ⅱ)元金償還勘定及び(ⅲ)出資金勘定に区分して管理するものとされています。

Ⅱ　本社債管理委託契約において、発行会社は、以下に定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債の買入消却に関連する支払に充当することができます。また、発行会社は、保有する金銭を以下に定める方法に基づき本社債関連口座においてのみ保管するものとされています（但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債の買入消却に関連する支払に充当することができます。）。但し、本社債関連口座を開設している金融機関について、(ⅰ)R&Iによる短期格付がa-1（又はそれと同等の信用力）未満に格下げされた場合、又は(ⅱ)JCRによる短期格付（又はこれと同等とみなされる長期格付）がJ-1（又はこれと同順位の格付）未満に格下げされた場合（以下本「管理資産からの支出」において「格付事由」といいます。）には、発行会社は、かかる事由の発表の日の翌日から14銀行営業日以内に、(ⅰ)R&Iによる短期格付がa-1（又はそれと同等の信用力）以上、かつ、(ⅱ)JCRによる短期格付（又はこれと同等とみなされる長期格付）がJ-1（又はこれと同順位の格付）以上である金融機関に新たに本社債関連口座を開設し、従来の本社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本社債管理者に書面による通知の上移転し、新たな本社債関連口座内の金銭を、従前と同様に(ⅰ)利息支払勘定、(ⅱ)元金償還勘定及び(ⅲ)出資金勘定に区分して管理するもの（以下本「管理資産からの支出」において「本社債関連口座移転行為」といいます。）とし、以後も同様とします。なお、発行会社は、格付事由が生じていない場合であっても、(a)本社債に付された格付の格下げを避けるために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合及び(b)本社債に付された格付の格上げのために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合には、本社債関連口座を開設する金融機関と協議の上、随時、本社債関連口座移転行為を行うことができます。

管理資産からの支払順序及び方法は、以下によるものとします。但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債の買入消却に関連する支払に充当することができます。

ⅰ　本劣後ローン債権に基づき日本生命から受領した金銭のうち、①利息（本劣後ローン未払残高支払額を含みます。）として受領した金銭については利息支払勘定に入金し、②元本として受領した金銭については元金償還勘定に入金します。③発行会社がその普通株式及びA種優先株式の発行によって受領した普通株式の払込金及びA種優先株式の払込金並びに本社債の発行によって受領した本社債の払込金は全て出資金勘定に入金します。④本社債関連口座に係る預金金利については、全て出資金勘定に入金します。

ⅱ　各利払日及び償還日において、以下の方法により、本社債の元金及び利息（未払残高を含みます。本ⅱにおいて以下同じです。）の支払を行うものとします。

(ⅰ)　償還日に該当しない利払日においては、利息支払勘定から本社債の利息の支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て利息支払勘定に留保します。

(ⅱ)　償還日においては、利息支払勘定及び元金償還勘定から本社債の利息及び元金の支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て出資金勘定に入金します。

ⅲ　発行会社は、以下の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、出資金勘定から行うことができます。

（ⅰ）　公租公課の支払

（ⅱ）　諸費用の支払

本「管理資産からの支出」において「諸費用」とは、①発行会社の資産の維持・管理に係る諸費用（本資産管理委託契約に基づき支払う資産管理委託期中手数料を含みます。）、②本社債の維持、管理及び支払に係る諸費用（本社債管理委託契約及び本社債事務委託契約に基づき支払う報酬・費用及び本社債管理委託手数料を含みます。）、③発行会社の業務又は維持に係る諸費用（取締役・監査役に対する報酬、会計士及び監査法人手数料、格付手数料を含みます。）、並びに④本社債管理委託契約第17条及び第18条に基づく損害、債務及び費用の支払を総称したものをいいます。

ⅳ　上記ⅰからⅲまでの記載にかかわらず、発行会社は、以下の項目に該当する支払については、出資金勘定から行うことができます。

（ⅰ）　本社債の引受会社である大和証券に対して本引受契約に基づき支払う引受手数料及び費用の支払

（ⅱ）　本劣後ローン債権譲渡契約第2条第1項に基づく発行会社から大和証券に対する本劣後ローン債権の売買代金の支払

（ⅲ）　払込期日までに発行会社が支払うべき公租公課の支払

（ⅳ）　その他本社債の発行に関連して必要となる費用（弁護士費用、会計士費用、本信用格付業者に対して支払う格付手数料等を含みますがこれらに限られません。）の支払

②【管理報酬等】

管理資産から支払われる報酬及び手数料としては以下のものがあります。

ⅰ　当初支払報酬及び手数料として、発行会社は、本社債の引受会社に対する引受手数料、本社債の事務受託会社である三菱ＵＦＪ銀行に対する社債事務委託手数料、本社債の発行に関連して必要となる弁護士費用、会計士費用、本信用格付業者に対する格付手数料及び目論見書（仮目論見書及びその訂正事項分を含みます。）等印刷費用、その他当初において会社の設立・維持のために発行会社が負担すべき報酬及び手数料（これらに関する消費税及び地方消費税を含みます。）を支払うものとし、その合計は約369百万円（注）です。

（注）　上記概算額は、前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額を500億円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額はかかる本社債の総額と同時（2022年4月26日頃）に決定される予定です。なお、以下の算式によって算出されます（1円未満の端数は切上げ）。

当初支払報酬・手数料概算額＝39百万円＋（前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額）×0.60%（※）×1.10

（※）前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料を算出する割合です。

ⅱ　期中支払報酬及び手数料として、発行会社は、以下の報酬及び手数料を支払います。

（ⅰ）　本社債事務受託会社である三菱ＵＦＪ銀行を通じて、本社債権者に対して本社債の元利金の支払を行った者である、本社債権者が本社債を保有する口座管理機関に対して、以下の金額をそれぞれ支払います（以下の金額は、消費税及び地方消費税を含みません。）。以下の金額に賦課される消費税及び地方消費税は、発行会社が負担するものとされています（消費税又は地方消費税の税率が変更となった場合には、変更日以降は新税率が適用されます。）。

元金支払手数料として、当該本社債の元金金額の10,000分の0.075

利金支払手数料として、当該本社債の元金金額の10,000分の0.075

発行会社は、①元金支払手数料を本社債の元金が償還される日の前銀行営業日までに、②利金支払手数料を本社債の利金が支払われる日の前銀行営業日までに、それぞれ本社債事務受託会社に交付します。

(ⅱ) 本社債管理者である三菱ＵＦＪ銀行に対して、利払日（銀行営業日でない場合はその前銀行営業日）に、前回の利払日における本社債残存元本額に対し、1か年につき10,000分の0.3（消費税及び地方消費税別）の料率により、本社債の前回の利払日の翌日から当該利払日までの半年分（半年に満たない手数料を計算するときは、半年の日割をもってこれを計算します。）に、これに係る消費税及び地方消費税相当額（消費税又は地方消費税の税率が変更となった場合には、変更日以降は新税率が適用されます。）を加えた金額を本社債管理委託手数料として支払います。但し、初回の支払の場合は、2022年11月10日（以下「第1回利払日」といいます。）に、払込期日における本社債残存元本額に対し、払込期日の翌日から第1回利払日までの半年分を支払います。なお、手数料計算基準日（前回の利払日（初回の支払の場合は払込期日）をいいます。）以降利払日までに買入消却その他により本社債残存元本額が減少した場合、本社債管理者は利払日における本社債残存元本額にて手数料を計算し、差額を返戻します。かかる場合を除き、発行会社が手数料を支払った後は、本社債の買入消却その他いかなる事由があっても、発行会社はその返戻を請求しません。

(ⅲ) 本資産管理受託会社である三菱ＵＦＪ信託銀行に対して、2022年4月26日から2023年5月10日までの期間について2023年の5月の最終の銀行営業日に70万円を、以降毎年5月10日の翌日から翌年5月10日までの期間について、2024年（この年を含みます。）から2052年（この年を含みます。）までの各年の5月の最終の銀行営業日に70万円を、本資産管理受託会社が別途指定する方法により、本資産管理手数料として支払います（それぞれ消費税は外税とします。）。但し、2052年5月10日の翌日以降において本資産管理委託契約の期間（以下「本契約期間」といいます。）が継続している場合には、当該期間について、年額70万円の月割計算（1円未満切捨て）による金額を、本契約期間終了月の最終の銀行営業日又は発行会社及び本資産管理受託会社が別途合意する時期において、発行会社及び本資産管理受託会社が別途合意する方法により支払うものとします。また、本資産管理委託契約が本契約期間の期中において終了した場合には、当該期間について、年額70万円の月割計算（1円未満切捨て）による金額を、本契約期間終了月の最終の銀行営業日又は発行会社及び本資産管理受託会社が別途合意する時期において、発行会社及び本資産管理受託会社が別途合意する方法により発行会社は本資産管理受託会社に対し支払うものとします。

(ⅳ) 上記以外の主な期中支払報酬及び手数料として、発行会社は、本信用格付業者に対する格付監視手数料、発行会社の会計監査人に対する報酬、公告費用及びその他発行会社を維持するために必要となる報酬及び手数料（これらに関する消費税及び地方消費税を含みます。）を支払うものとし、その合計は年間約7百万円です。

③【その他】

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債要項に別途定めるところに加え、以下の事項につき事前に本社債管理者の書面による承諾を得るものとされています。

(ⅰ) 発行会社の定款の変更（但し、本一般社団法人に対して普通株式又はA種優先株式を、日本生命に対してA種優先株式を発行するために、それぞれ必要となる定款の変更を除きます。）を行う場合

(ⅱ)発行会社が、本劣後ローン債権譲渡契約又は本資産管理委託契約を解除、変更又は修正する場合

なお、発行会社の定款の変更は、株主総会の決議によらなければできません。

本社債管理委託契約に定められた事項の変更その他特に必要と認められる事項については、そのつど発行会社及び本社債管理者は、相互にこれに関する協定をします。本社債管理委託契約が変更された場合には、発行会社は速やかにその旨本信用格付業者に書面にて通知します。但し、会社法に規定する事項及び本社債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更（法令の改正又は制定に伴う変更を除きます。）については、法令及び前記第一部第1、17(1)「社債権者集会」の記載に従い、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。

（２）【信用補完等】

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。

なお、発行会社の普通株式及びA種優先株式の払込金は発行会社の本社債関連口座内の出資金勘定において保管され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の出資金勘定から支払われるものではありません。

（３）【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

４【証券所有者の権利】

本社債保有者への利息金額及び償還金額の計算方法については、前記第一部第1、8「利払日及び利息支払の方法」及び同9「償還期限及び償還の方法」を御参照下さい。

本社債の元利金は、振替法及び振替機関業務規程等に従い、各本社債権者に係るそれぞれの口座管理機関を通じて支払われます（但し、保管振替機構の直接加入者の自己保有分については、本社債事務受託会社よりかかる直接加入者に対し、直接、支払われます。）。

本社債権者が有する利息支払請求権及び償還金支払請求権は、各々、本社債の各利払日及び償還日に、期限が到来した金銭債権となります。

本社債の消滅時効は、その支払期日から（元金の場合）10年及び（利息の場合）5年となります。

本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとします。

本社債権者は、発行会社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、発行会社の財産である本責任財産のみを責任財産として、かつ、前記3(1)①「管理資産の管理」「管理資産からの支出」Ⅱのｉからⅳに記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとします。

本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

５【管理資産を構成する資産の状況】

（１）【管理資産を構成する資産の管理の概況】

原保有者である大和証券からの本劣後ローン債権の譲渡は、本社債の発行と同時に行われるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生していません。

（２）【損失及び延滞の状況】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

（３）【収益状況の推移】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

６【投資リスク】

（１）【投資に関するリスクの特性】

発行会社は、本劣後ローン債権を裏付けとして本社債を発行します。本社債の元利金の支払は、発行会社が取得する本劣後ローン債権の元利金を支払原資として行われますが、日本生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本社債の元利金支払の前提となっている本劣後ローン債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本社債においてはその元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本劣後ローン債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本劣後ローン債権の価値の下落、その他、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3(イ)「日本生命の事業等のリスク」に記載される事項により、本社債権者は損失を被ることがあります。

また、本社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構又は保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本社債に関する投資リスクに関する、経営者が発行会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識しているリスク（投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由）については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3(イ)「日本生命の事業等のリスク」を御参照下さい。

上記並びに前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3(イ)「日本生命の事業等のリスク」に記載される将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものです。

（２）【投資リスクに関する管理体制】

発行会社は、法令及び本社債管理委託契約の定めに従い、本社債について、本社債への投資者たる本社債権者のために、本社債に基づく弁済の受領、債権の実現の保全その他本社債の管理を行うことを本社債管理者に委託しています。本社債管理者は、本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本社債管理者は、上記の本社債の管理を行うために、本社債管理委託契約に基づき、ソリューションプロダクツ部において、本社債の管理業務を行います。上記管理のための本社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、ソリューションプロダクツ部により定期的に確認される体制が整備されています。

なお、本社債に関する投資リスクに関する、経営者が発行会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識しているリスク（投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項）に対する対応については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」を御参照下さい。

第２【管理資産の経理状況】

１【主な資産の内容】

原保有者である大和証券からの本劣後ローン債権の譲渡は、本社債の発行と同時に行われるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生していません。

２【主な損益の内容】

上記1記載のとおり、管理資産に関する損益は未だ発生していません。

３【収入金（又は損失金）の処理】

該当事項はありません。

４【監査等の概要】

本社債の管理資産について、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとする義務は課されていません。

第３【証券事務の概要】

１本社債の名義書換

本社債は、振替法第66条第2号の規定に基づき、その全部について振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、発行会社は、振替法第67条第1項の規定に基づき、本社債の社債券を発行しません。社債原簿管理人は設置されず、本社債の譲渡については、振替法に基づき、社債権者が振替機関又は口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲受人がその口座における保有欄（振替法に規定する機関口座にあっては、振替法第68条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じません。

なお、振替法第86条の4に基づき、本社債の社債原簿においては本社債権者の氏名又は名称及び住所並びに本社債権者が本社債を取得した日は記載されず、社債原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料に関する事項については、該当事項はありません。

２証券所有者に対する特典

通常の社債権者の権利である元利金受領権のほかには、特典等はありません。

３譲渡制限

本社債について譲渡制限はありません。

４その他

本社債については、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程第58条の23の規定に従い、償還日及び利払日の前営業日並びに振替機関業務規程等において振替停止日とされている日においては、本社債に係る振替を行うための振替の申請はすることができません。

第４【その他】

１目論見書について

(1) 目論見書の表紙に発行会社の名称を記載することがあります。また、目論見書に日本生命から使用許諾を得ているロゴマークや図案を使用することがあります。
(2) 目論見書の表紙には、引受会社の名称及びロゴマークが記載されることがあります。
(3) 目論見書の表紙裏に金融サービス提供法に関する重要事項を記載することがあります。

第三部【発行者及び関係法人情報】

第１【発行者の状況】

１【発行者の概況】

(1) 主要な経営指標等の推移

発行会社の設立後最初の事業年度は、本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は、2022年9月30日です。

(2) 沿革

発行会社は、2022年3月7日に会社法に基づく株式会社として設立され、現時点においては本一般社団法人が発行会社の普通株式の全てを保有しています。

発行会社の本店は、東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内に所在します。

(3) 事業の内容

発行会社の目的は、金銭債権の取得、保有、売買及び処分、並びにそれに附帯関連する一切の業務を行うことです。

(4) 関係会社の状況

発行会社の親会社は、本一般社団法人たる一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングスです。発行会社は子会社、関連会社、その他の関係会社を有していませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関係会社の記載は行っていません。

親会社

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容
一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内	基金 31,500,000円	・資産流動化法に基づいて設立された特定目的会社の特定出資の取得、保有及び処分 ・資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分の取得、保有及び処分

議決権の被所有割合	関係内容	
	役員の兼任等	事業上の関係
直接100%	本一般社団法人の理事兼社員である関口陽平は発行会社の取締役を兼任しています。 本一般社団法人の監事兼社員である関口三枝子は発行会社の監査役を兼任しています。	なし

(5) 従業員の状況

発行会社と雇用契約を締結している従業員はいません。三菱ＵＦＪ信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権の管理及び処分の業務を委託しています。

(6) 株式等の状況

(a) 株式の総数等

種　　類	発行可能株式総数（株）
普　通　株　式	8
A　種　優　先　株　式	80,000
計	80,008

	種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容（注2）
発行済株式	普通株式	2	該当なし	―
	A種優先株式	（注1）	該当なし	・定款において、会社法第108条第1項第1号（注3）、第2号（注4）及び第3号（注5）に掲げる事項について定めています。 ・定款において、会社法第322条第2項に規定する定めをしています。 ・定款において、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。
	計	（注1）	―	―

（注1）発行会社のA種優先株式の発行数及び発行会社が払込期日までに発行する普通株式とA種優先株式の発行数の合計については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「A種優先株式」を御参照下さい。

（注2）定款において、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項（譲渡による株式の取得について発行会社の承認を要すること）を定めています。

（注3）定款において、①発行会社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と総称して「A種優先株主等」といいます。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と総称して「普通株主等」といいます。）に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金（以下「A種優先配当金」といいます。）を支払う旨、並びに、②ある事業

年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

（注4）定款において、①発行会社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額を支払う旨、及び、②A種優先株主等に対しては、①のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

（注5）定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

(b) 新株予約権等の状況

ストックオプション制度、ライツプラン及びその他新株予約権等について該当事項はありません。

(c) 発行済株式総数、資本金等の推移

設立日以降の発行済株式総数及び資本金の変化はありません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「A種優先株式」を御参照下さい。

発行会社は新株予約権、新株予約権付社債を発行していません。

(d) 所有者別状況

本届出書提出日現在、発行会社の発行済普通株式2株の全ては、本一般社団法人に所有されています。本届出書提出日現在、発行会社の発行済A種優先株式はありません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式の割当先については前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「A種優先株式」を御参照下さい。

(e) 大株主の状況

ｉ 普通株式の株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内	2	100
計	―	2	100

ii A種優先株式の株主の状況

本届出書提出日現在、発行会社のA種優先株式の株主は存在しません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式の割当先については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「A種優先株式」を御参照下さい。

(f) 議決権の状況

① 発行済株式

本届出書提出日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	0	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	0	―	―
議決権制限株式（その他）	0	0	―
完全議決権株式（自己株式等）	0	―	―
完全議決権株式（その他）	2	2	普通株式
単元未満株式	0	―	―
発行済株式総数	2	―	―
総株主の議決権	―	2	―

（注）A種優先株式の株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「A種優先株式」を御参照下さい。

② 自己株式等

本届出書提出日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
該当事項なし					

(7) 自己株式の取得等の状況

該当事項はありません。

(8) 配当政策

発行会社は、未償還の本社債が残存する限り普通株式及びA種優先株式の各株主に対する配当を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

(9) コーポレート・ガバナンスの状況等

(a) コーポレート・ガバナンスの概要

株式会社の機関として、取締役及び監査役が存在します。取締役及び監査役に報酬は支払われません。定款において、取締役の定数は1名と定められています。発行会社は、普通株式に加えA種優先株式を発行する種類株式発行会社です。これらの株式の内容については、前記(6)「株式等の状況」を御参照下さい。

(b) 役員の状況

男性1名　女性1名　（役員のうち女性の比率50%）

役職名	氏　名	生年月日	略　歴	任　期	所有株式数（株）
取締役	関口陽平	1973年3月9日	1997年4月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入社 2003年10月　東京共同会計事務所入所（現職） 2022年3月　発行会社取締役　就任	（注1）	―
監査役	関口三枝子	1967年4月21日	1995年12月　増山良裕税理士事務所入所 2001年4月　株式会社さくら綜合事務所入所 2001年10月　税理士登録 2003年7月　有限会社青山綜合会計事務所（現株式会社青山綜合会計事務所）入所 2009年12月　東京共同会計事務所入所（現職） 2022年3月　発行会社監査役　就任	（注2）	―

（注1）2022年3月以降、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
（注2）2022年3月以降、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(c) 監査の状況

ⅰ　監査役監査の状況

発行会社は、監査役1名が選任されています。監査役は、計算書類及びその附属明細書につき監査を行い、会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受けます。

発行会社の設立後最初の事業年度は未だ終了していないため、監査役の活動状況については記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は2022年9月30日です。

ⅱ　会計監査の状況

発行会社の会計監査人として、有限責任監査法人トーマツが選任されています。また、発行会社は、金融商品取引法に基づき、後記4「経理の状況」に記載の財務計算に関する書類につき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けることとしています。同監査法人を選定した理由は、会計監査人に必要とされる専門性及び独立性を有し、監査業務の品質管理態勢が整備され、発行会社と類似する性質の会社における監査実績を有しており、適任と判断したためです。

発行会社の設立後最初の事業年度は未だ終了していないため、会計監査人の活動状況及び監査報酬については記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は2022年9月30日です。

(d) 役員の報酬等

取締役及び監査役は、その職務執行の対価として、発行会社から報酬、賞与その他の財産上の利益を受けません。

(e) 株式の保有状況

発行会社は、他の会社の株式を保有していないため、記載事項はありません。

２【事業の状況】

(1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

発行会社は、資産を譲り受け、社債を発行することを目的とした会社であるため、社債権者への社債償還事務について、安全性の確保と同時に事務面では、一層の合理化を経営の重要課題としています。

(2) 事業等のリスク

本2「事業の状況」及び後記4「経理の状況」等に関する事項のうち、経営者が発行会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識しているリスク（投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項）については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されていますので、そちらを御参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものです。

(3) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(a) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要

ⅰ 経営成績の状況

発行会社の設立後最初の事業年度は本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は2022年9月30日です。

ⅱ キャッシュ・フローの状況

発行会社の設立後最初の事業年度は本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は2022年9月30日です。

ⅲ 生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

(b) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

発行会社の代表者による経営成績に重要な影響を与える要因についての分析については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されていますので、そちらを御参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものです。

(4) 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

３【設備の状況】

(1) 設備投資等の概要

該当事項はありません。

(2) 主要な設備の状況

発行会社は、記載すべき重要な設備を有していません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

４【経理の状況】

発行会社は、2022年3月7日に会社法に基づく株式会社として設立され、普通株式2株の払込金として100,000円が払い込まれており、発行会社成立の時における資本金及び資本準備金の額はそれぞれ50,000円です。設立後間もないため、発行会社の財務諸表は作成されていません。設立後最初の事業年度に係る財務諸表は2022年12月31日までに作成します。

発行会社は、毎年9月30日に終了する各事業年度に関してその後3ヶ月以内に提出される有価証券報告書に含まれる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表並びに毎年3月31日に終了する各中間会計期間に関してその後3ヶ月以内に提出される半期報告書に含まれる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けることとしています。なお、発行会社は子会社及び関連会社を有していないため連結財務諸表は作成しません。

【財務諸表】

該当事項はありません。

５【その他】

該当事項はありません。

第２【原保有者その他関係法人の概況】

１　原保有者の概況

(イ)　名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

大和証券株式会社

(2) 資本金の額

100,000百万円(2021年9月30日現在)

(3) 事業の内容

金融商品取引業

(ロ)　関係業務の概要

管理資産である発行会社の資産を構成する本劣後ローン債権の原保有者です。

(ハ)　資本関係

該当事項はありません。

(ニ)　経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

（単位：百万円）

	（単体） 2020年3月31日現在	（単体） 2021年3月31日現在
資産合計	11,980,325	13,097,445
負債合計	11,235,397	12,303,030
純資産合計	744,927	794,415

(2) 最近2事業年度における損益の概況

（単位：百万円）

	（単体） 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	（単体） 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
営業収益	298,652	315,179
営業利益	29,305	65,648
当期純利益	11,646	41,393

(3) その他

大和証券株式会社の経理の概況の詳細については、2020年3月期及び2021年3月期の有価証券報告書、2022年3月期の半期報告書、（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書を御参照下さい。

(ホ)　その他

該当事項はありません。

２　その他関係法人の概況

2.1　株式会社三菱ＵＦＪ銀行

（イ）　名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

株式会社三菱ＵＦＪ銀行

(2) 資本金の額

1,711,958百万円（2021年9月30日現在）

(3) 事業の内容

銀行業務

（ロ）　関係業務の概要

本社債の社債管理者です。

（ハ）　資本関係

三菱ＵＦＪ銀行と後記2.2「三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社」記載の三菱ＵＦＪ信託銀行は、いずれも株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループが総株主の議決権の100%を保有する会社です。

（ニ）　経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

（単位：百万円）

	（単体） 2020年3月31日現在	（単体） 2021年3月31日現在
資産合計	239,788,548	259,975,251
負債合計	229,986,579	250,077,648
純資産合計	9,801,968	9,897,602

(2) 最近2事業年度における損益の概況

（単位：百万円）

	（単体） 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	（単体） 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
経常収益	3,661,200	2,635,402
経常利益	459,184	202,247
当期純利益	△653,072	144,479

(3) その他

三菱ＵＦＪ銀行の経理の概況の詳細については、2020年3月期及び2021年3月期の有価証券報告書、2022年3月期の半期報告書、（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書を御参照下さい。

（ホ）　その他

該当事項はありません。

2.2　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（イ）　名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

(2) 資本金の額

324,279百万円（2021年9月30日現在）

(3) 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他併営業務

（ロ）　関係業務の概要

発行会社から管理資産である本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けます。

（ハ）　資本関係

三菱ＵＦＪ信託銀行と前記2.1「株式会社三菱ＵＦＪ銀行」記載の三菱ＵＦＪ銀行は、いずれも株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループが総株主の議決権の100%を保有する会社です。

（ニ）　経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

（単位：百万円）

	（単体） 2020年3月31日現在	（単体） 2021年3月31日現在
資産合計	31,034,919	31,923,946
負債合計	28,993,311	29,692,033
純資産合計	2,041,608	2,231,913

(2) 最近2事業年度における損益の概況

（単位：百万円）

	（単体） 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	（単体） 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
経常収益	704,295	568,370
経常利益	150,577	133,035
当期純利益	113,081	96,403

(3) その他

三菱ＵＦＪ信託銀行の経理の概況の詳細については、2020年3月期及び2021年3月期の有価証券報告書、2022年3月期の半期報告書、（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書を御参照下さい。

(ホ)　その他

本資産管理委託契約の解約

(a) 本資産管理委託契約の期間は、本資産管理委託契約の締結日から本社債の全額が償還された日までとされています。但し、当該期間終了後において、本資産管理委託契約所定の本資産管理受託会社の業務がなお現存する場合には、当該期間は当該業務が終了するまで延長されるものとし、本資産管理受託会社は引続き当該業務を遂行するものとされています。なお、当該期間の終了については、発行会社及び本資産管理受託会社は本資産管理委託契約において定められる様式による書面によりこれを確認するものとされています。

(b) 本資産管理委託契約の期間中、本資産管理受託会社において以下のいずれかの事由が生じた場合には、発行会社は、書面による通知をなすことにより本資産管理委託契約を解除することができるとされています。この場合、発行会社は、解除を理由として損害賠償その他名目の如何を問わず本資産管理受託会社に対し一切債務を負担しないものとされています。

① 本資産管理受託会社が、本資産管理委託契約に基づく義務の履行を怠り、発行会社からその旨の通知の到着後30日以内にその履行がなされないとき

② 本資産管理受託会社について、支払の停止が生じたとき、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき、本資産管理受託会社について銀行取引停止処分がなされたとき、又は本資産管理受託会社の重要な資産につき滞納処分による差押、仮差押、保全処分、差押、競売手続の開始その他の強制執行手続若しくは担保権実行手続が開始されたとき

③ その他発行会社が本資産管理受託会社の責に帰すべき事由により本資産管理委託契約の継続が困難であることを合理的・客観的な理由をもって認定し、かつ、本社債管理者が書面でこれを承諾したとき

(c) 本資産管理受託会社は、発行会社が本資産管理委託契約所定の暴力団排除条項に従って行った表明保証に誤りがあることが判明した場合又は発行会社が本資産管理委託契約所定の暴力団排除条項に定められる義務に違反した場合、本資産管理委託契約を解除することができるとされています。なお、本資産管理受託会社は、本(c)に定められる場合及び本資産管理受託会社による本資産管理委託契約所定の本資産管理受託会社の業務の遂行が法律等により禁止される場合を除き、本資産管理委託契約期間満了前に、本資産管理委託契約に基づく地位を辞任し、又は、本資産管理委託契約を解除することはできないものとされています。

2.3　日本生命保険相互会社

（イ）　名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

日本生命保険相互会社

(2) 基金（基金償却積立金を含みます。）の総額

1,400,000百万円（2021年3月31日現在）

(3) 事業の内容

生命保険業（生命保険業免許に基づく保険の引受け、資産の運用）及び付随業務・その他の業務（他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行、債務の保証、投資信託の販売、確定拠出年金制度における運営管理業務）

（ロ）　関係業務の概要

日本生命は、本劣後ローン債権の債務者となります。また、日本生命は本一般社団法人に対する基金の拠出者であり、発行会社のA種優先株式（注）を全て取得する予定です。

（注）発行会社の払込期日までに発行を予定するA種優先株式の発行数及び払込金額の総額については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「A種優先株式」を御参照下さい。

（ハ）　資本関係

該当事項はありません。

（ニ）　経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

（単位：百万円）

	（単体） 2020年3月31日現在	（単体） 2021年3月31日現在
資産合計	69,071,135	73,974,223
負債合計	63,273,522	65,655,953
純資産合計	5,797,613	8,318,270

(2) 最近2事業年度における損益の概況

（単位：百万円）

	（単体） 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	（単体） 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
経常収益	6,479,945	6,475,334
経常利益	351,238	431,070
当期純剰余	181,410	323,459

（ホ）　その他

該当事項はありません。

第３【日本生命保険相互会社の概況】

（イ） 日本生命の事業等のリスク

本社債の元本の償還及び利息の支払は、発行会社が保有する日本生命を債務者とする貸付債権の元本の償還及び利息の支払の状況の影響を受けます。本社債への投資にあたっては、本届出書に記載の本社債に関する情報に加えてかかるリスクに関する情報をも十分検討した上、投資判断をして下さい。

前記第2、2、2.3(イ)(3)「事業の内容」並びに同(二)「経理の概況」及び後記(ロ)「日本生命2020年度決算及び2021年度第3四半期報告」等に関する事項のうち、経営者が日本生命の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識しているリスク（投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項）は以下のとおりです。

(1) 生命保険業に関する法規制等に関するリスク

日本生命は、生命保険業免許を受けた保険会社であり、保険業法等の規制を受けます。

従って、保険業法等が改正された場合には、関連するコンプライアンス対策の強化・改善のための追加的な費用が発生する等、日本生命の事業に影響を及ぼす可能性があります。

① 免許

保険業法の規定により、保険業を行うものは免許を要することとされています。

免許の種類は、生命保険業免許と損害保険業免許の二種類とされており、日本生命は、

・人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払う保険
・疾病、傷害・疾病を原因とする人の状態又は傷害を直接の原因とする死亡等に関し、一定の保険金を支払う保険（いわゆる第三分野）
・上記の保険に係る再保険

の引受けを行う事業に係る免許である生命保険業免許を受けた保険会社です。

なお、生命保険業免許と損害保険業免許を同時に受けることはできません。

保険会社は、保険業法第133条及び第134条の規定により、次に掲げる場合には、免許の取消しを受けることがあります。

・法令、法令に基づく処分又は、定款、事業方法書、普通保険約款、並びに保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき
・当該免許に付された条件に違反をしたとき
・公益を害する行為をしたとき
・財産の状況が著しく悪化し、保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認めるとき

免許が取り消された場合、保険業法第152条第3項第2号の規定により、当該保険会社は解散することになります。

② 業務の範囲

保険会社の業務の範囲は、保険業法第100条の規定により制限されており、その主な内容は次に掲げる表のとおりです。

これは、保険業が公共性を有していることから本来業務に専念すべきであるとともに、本来業務以外の業務の損失等が本来業務に影響を与えることを回避することが必要であるとの考え方に基づいています。また、子会社とすることのできる会社の範囲についても、上記の観点から保険業法第106条の規定により制限されています。

法令	内容
保険業法第97条に定める本来業務	(1) 免許の種類に応じた保険の引受け (2) 保険料として収受した金銭その他の資産の運用
保険業法第98条に定める付随業務	(1) 他の保険会社、少額短期保険業者、船主相互保険組合その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行（内閣府令で定めるものに限ります。） (2) 債務の保証 (3) 国債、地方債若しくは政府保証債（以下「国債等」といいます。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除きます。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い (4) 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもって表示されるものを含みます。）の取得又は譲渡（資産の運用のために行うものを除きます。） (4)の2 保険業法第98条第1項第4号の2に規定される特定社債等（以下「特定社債等」といいます。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除きます。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い (4)の3 保険業法第98条第6項に規定される短期社債等（以下「短期社債等」といいます。）の取得又は譲渡（資産の運用のために行うものを除きます。） (5) 有価証券（上記(4)の証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除きます。）の私募の取扱い (6) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいいます。以下同じです。）（資産の運用のために行うもの及び有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいいます。以下同じです。）に該当するものを除きます。）であって内閣府令で定めるもの（上記(4)に掲げる業務に該当するものを除きます。） (7) デリバティブ取引（資産の運用のために行うもの及び有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除きます。）（内閣府令で定めるものに限ります。）の媒介、取次ぎ又は代理 (8) 金融等デリバティブ取引（保険業法第98条第1項第8号に規定する金融等デリバティブ取引をいいます。以下同じです。）のうち保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（資産の運用のために行うもの並びに上記(4)及び(6)に掲げる業務に該当するものを除きます。） (9) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（上記(7)に掲げる業務及び内閣府令で定めるものを除きます。） (10) 有価証券関連店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号に掲げる行為をいいます。以下同じです。）（一定の場合には、差金の授受によって決済されるものに限ります。）（資産の運用のために行うものを除きます。） (11) 有価証券関連店頭デリバティブ取引（一定の場合には、差金の授受によって決済されるものに限ります。）の媒介、取次ぎ又は代理 (12) 機械類その他の物件を使用させる契約（保険業法第98条第1項第12号イ、ロ及びハの要件の全てを満たすものに限ります。）に基づき、当該物件を使用させる業務 (13) 上記(12)の業務の代理又は媒介 (14) 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該保険会社の保有する情報を第三者に提供する業務であって、当該保険会社の行う保険業の高度化又は当該保険会社の利用者の利便の向上に資するもの

法令	内容
	(15) 当該保険会社の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該保険会社の行う保険業に係る経営資源を主として活用して行う業務であって、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの (16) 保険業法第97条に定める業務に付随するその他の業務
保険業法第99条に定める法定他業	(1) 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託（監督官庁の認可が必要） (2) 担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務（監督官庁の認可が必要） (3) 金融商品取引法第28条第6項に規定する投資助言業務（監督官庁の登録及び認可が必要） (4) 算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第7項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいいます。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（保険業法第98条第1項に定める付随業務として行うものを除きます。）であって、内閣府令で定めるもの（監督官庁の認可が必要） (5) 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第2項に規定する資金移動業（監督官庁の認可が必要） (6) 保険金信託業務（監督官庁の認可が必要） (7) 証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券又は投資証券若しくは外国投資証券の売買（監督官庁の登録及び認可（不特定かつ多数を相手とする業務に限ります。）が必要）等

③　運用規制

保険業法第97条の規定により、保険会社による、保険料として収受した金銭その他の資産の運用は、次に掲げる方法に限定されています。

・有価証券（金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされるものをいいます。）の取得（(i)金銭債権の取得、(ii)短期社債等の取得、(iii)民法に規定する組合契約又は商法に規定する匿名組合契約に係る出資、(iv)金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託及び(v)有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除きます。）
・不動産の取得
・金銭債権の取得
・短期社債等の取得
・金地金の取得
・金銭の貸付け（コールローンを含みます。）
・有価証券の貸付け
・民法に規定する組合契約又は商法に規定する匿名組合契約に係る出資
・預金又は貯金
・金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
・有価証券関連デリバティブ取引
・デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引及び暗号資産（金融商品取引法第2条第24項第3号の2に規定する暗号資産をいいます。）又は暗号資産関連金融指標（金融商品取引法第185条の22第1項第1号に規定する暗号資産関連金融指標をいいます。）に係る取引を除きます。）
・金融等デリバティブ取引
・先物外国為替取引
・上記に掲げる方法に準ずる方法

加えて、保険業法第97条の2の規定により、特別勘定（保険業法第118条の規定に基づき、当該保険契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するために設ける特別の勘定をいいます。）又は積立勘定（保険業法施行規則第30条の3第1項（保険業法施行規則第63条で準用される場合を含みます。）の規定により設ける勘定をいいます。）以外の勘定（一般勘定）においては、資産の運用対象が特定の相手方に偏ることのないよう同一人に対する株式、社債、貸付金等の投資額の合計を総資産の10%以内（貸付金等については特に3%以内）とする制限が設けられています。

なお、特別勘定については、同一人に対する投資額に関する制限は設けられていません。

④　監督

保険業法の規定により、保険会社は監督官庁の監督を受けており、監督官庁には広範な監督権限が与えられています。保険業法の法令等のうち特に重要なものに違反した場合等には、保険会社の免許を取り消すことができます。監督官庁による監督の主な内容は、次に掲げるとおりです。

(a) 事業方法書等に定めた事項の変更に関する認可・届出

保険業法第123条の規定により、事業方法書、普通保険約款、並びに保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項を変更しようとするときには、監督官庁の認可を取得することが必要となります。但し、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして、保険業法施行規則で定める事項については、認可の取得は不要ですが、あらかじめ監督官庁に届出を行うことが必要となります。

(b) 定款の変更の認可

保険業法第126条の規定により、次に掲げる事項に係る定款の変更についての総代会の決議は監督官庁の認可を受けなければその効力を生じません。

・商号又は名称
・基金の償却に関する事項
・社員の退社事由
・総代の定数及び選出方法に関する事項
・その他保険業法第126条各号に定める事項

(c) 届出事項

保険業法第127条の規定により、次に掲げる事項に該当するときには監督官庁に届出を行うことが必要となります。

・資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき
・他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき
・外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき
・その他保険業法第127条第1項各号に定める事項

(d) 報告又は資料の提出

保険業法第128条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができます。

(e) 立入検査

保険業法第129条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、監督官庁の職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができます。

(f) 業務の停止等

保険業法第132条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、

・措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は、
・その必要の限度において、期限を付して当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該保険会社の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができます。

これらの命令のうち、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況によって必要があると認めるときにするものは、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならないとされており、「早期是正措置」と呼ばれています。

早期是正措置とは、生命保険会社の業務の適切な運営を確保し、保険契約者の保護を図ることを目的として1999年4月から導入された制度です。

生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、その状況に応じて監督官庁が業務の改善等の命令を発動することで、早期に経営改善への取組を促していこうとする制度であり、ソルベンシー・マージン比率の区分等に応じて、次のとおり措置内容が定められています。

区分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	0%以上100%未満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 (1) 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 (2) 配当の禁止又はその額の抑制 (3) 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 (4) 新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含みます。）の変更 (5) 役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 (6) 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 (7) 一部の営業所又は事務所における業務の縮小 (8) 本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止 (9) 子会社等の業務の縮小 (10) 子会社等の株式又は持分の処分 (11) 保険業法第98条第1項各号に掲げる業務その他の保険業法第97条の規定により行う業務に付随する業務、保険業法第99条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 (12) その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

※ソルベンシー・マージン比率が0%未満であっても、実質純資産額がプラスとなる場合又はプラスとなることが見込まれる場合には、第二区分の措置が採られることがあります。
※ソルベンシー・マージン比率が0%を上回っていても、実質純資産額がマイナスとなる場合又はマイナスとなることが見込まれる場合には、第三区分の措置が採られることがあります。
※生命保険会社が、第二区分又は第三区分に該当したことを知った後、速やかに当該区分を超える限度までソルベンシー・マージンを確実に改善するための合理的と認められる内容の改善計画を自ら策定し、監督官庁に提出した場合は、当該経営改善計画達成後に該当することになると見込まれる区分（非対象区分は除きます。）に応じた措置が採られることがあります。

（ソルベンシー・マージン比率）

ソルベンシー・マージン(solvency margin)とは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は、将来の保険金等の支払に備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては、この責任準備金で対応します。しかし、大災害や株価の大暴落等、通常の予測を超えてリスクが発生した場合に、これに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。生命保険会社の単体のソルベンシー・マージン比率は以下のとおりです。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

ソルベンシー・マージン総額
（ⅰ)貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含みます。）、貸借対照表の評価・換算差額等の科目に計上した金額、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額、(ⅱ)価格変動準備金、(ⅲ)危険準備金、(ⅳ)一般貸倒引当金、(ⅴ)(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%（マイナスの場合100%)、(ⅵ)土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)、(ⅶ)全期チルメル式責任準備金相当額超過額、(ⅷ)負債性資本調達手段等、(ⅸ)控除項目及び(ⅹ)その他の項目の合計額。

リスクの合計額
保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスク及び最低保証リスク等、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化して、その相当額を算出。

保険リスク相当額
保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの以外のもの）に対応する金額。

第三分野保険の保険リスク相当額
第三分野保険の保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの）に対応する金額。

予定利率リスク相当額
　予定利率リスク（責任準備金算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険）に対応する金額。

資産運用リスク相当額
　資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生しうる危険）に対応する金額。

経営管理リスク相当額
　経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生しうる危険であって、保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク及び最低保証リスクに該当しないもの）に対応する金額。

最低保証リスク相当額
　最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の金額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生しうる危険）に対応する金額。

　日本生命の単体のソルベンシー・マージン比率は、2020年3月期末：979.2%、2021年3月期末：1,007.5%であります。2021年3月期末のソルベンシー・マージン比率が前期末比で増加したのは、諸準備金等の積み増しや負債性資本調達手段の増加等によるものです。また、2022年3月期の第3四半期末のソルベンシー・マージン比率は1,084.7%であります。2022年3月期の第3四半期末のソルベンシー・マージン比率が前期末比で増加したのは、諸準備金等の積み増しや負債性資本調達手段の増加等によるものです。

　なお、2012年3月期末から、単体ベースのソルベンシー・マージン比率に加え、連結ベースでのソルベンシー・マージン比率が導入され、早期是正措置の指標として使用されています。
　日本生命の連結ソルベンシー・マージン比率は、2020年3月期末：1,047.5%、2021年3月期末：1,075.0%であります。2021年3月期末の連結ソルベンシー・マージン比率が前期末比で増加したのは、日本生命における諸準備金等の積み増しや負債性資本調達手段の増加等によるものです。また、2022年3月期の第3四半期末の連結ソルベンシー・マージン比率は1,159.0%であります。2022年3月期の第3四半期末の連結ソルベンシー・マージン比率が前期末比で増加したのは、日本生命における諸準備金等の積み増しや負債性資本調達手段の増加等によるものです。

（実質純資産額）

　実質純資産額とは、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（有価証券・動産不動産等については、時価で評価）の合計額が、負債の部に計上されるべき金額の合計額（但し、危険準備金・価格変動準備金等を除きます。）を上回る金額です。

　日本生命の実質純資産額は、2020年3月期末：16兆9,654億円、2021年3月期末：20兆2,785億円であります。2021年3月期末の実質純資産額が前期末比で増加したのは、内外株価の上昇等に伴う有価証券含み益の増加等によるものです。また、2022年3月期の第3四半期末の実質純資産額は20兆9,028億円であります。2022年3月期の第3四半期末の実質純資産

額が前期末比で増加したのは、内外株価の上昇等に伴う有価証券含み益の増加等によるものです。

ソルベンシー・マージン比率が200%を下回ることや、実質純資産額がマイナスとなること等により、早期是正措置等の監督官庁による監督措置が採られた場合、又は法令等の改正や解釈の変更がなされた場合には、日本生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。また、監督措置が採られる水準とならない場合でも、ソルベンシー・マージン比率の低下等により日本生命の信用力が低下し、日本生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。

かかるリスクに備え、日本生命では、網羅的にリスクを洗い出し、運用環境が大幅に悪化するシナリオや、大規模災害等により保険金・給付金の支払が増加するシナリオを想定したストレステストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。ストレステストの結果はリスク管理委員会等に報告し、財務基盤の強化等の検討に役立てています。しかしながら、上記取組によって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組について十分な成果をあげることができない場合、日本生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。

⑤　生命保険契約者保護機構

生命保険業界では、生命保険会社が万一破綻した場合の保険契約者の保護を充実させるため、保険業法に基づいて、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）を1998年12月に設立しました。現在、国内で事業を営む全ての生命保険会社が会員として加入しています。

保護機構の財源は、会員である生命保険会社の拠出金からなっています。会員各社は、保護機構の定款に定める基準により毎年負担金を納付し、その支出年度において、事業費として計上します。各社が負担する拠出金は、各社の収入保険料及び責任準備金等のシェアに応じて算出されます。

なお、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社各社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

2021年3月末時点における保護機構の定款上の会員の年間負担金限度額は330億円であり、2021年度の日本生命の負担金分担割合は、約15%（約51億円）です。

もっとも、各社からの拠出金によって積立を行っている保護機構の財源は、2022年3月末で保護機構の定款に定める上限額である4,000億円に到達する予定です。これに伴い、2022年度以降、各社は拠出金の負担が不要となる予定です。但し、生命保険会社の破綻が生じ、保護機構による資金援助が発生した場合等には各社による拠出金の負担が再開します。

⑥　経済価値ベースのソルベンシー規制

経済価値ベースのソルベンシー規制については、近年、国際的にIAIS（保険監督者国際機構）等において、その導入に向けた検討が行われ、2020年から5年間のモニタリング期間が設けられ、モニタリング期間終了後に適用予定と公表されています。また、日本では、2020年6月に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議報告書」において、「中長期的な健全性の確保を通じて契約者保護を図りつつ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整えるためには、ESRに基づくソルベンシー規制に出来る限り早期に移行することが必要である。」「他方で、ESRを規制として導入することで、メリットを自動的に、かつ副作用無しに実現できるとは限らない。会議の中では、特に「保険会社の経営行動への影響」、「消費者ニーズに沿った商品提供への影響」及び「保険会社の主体的なリスク管理高度化等への影響」の観点に留意しつつ、制度設計を行っていくことが必要ではないかとの意見があった。」「こうした課題を回避しつつ、経済価値ベースの考え方のメリットを享受するためには、「保険会社の内部管理のあり方も踏まえた多面的な健全性政策」を目指すことが一つの選択肢であると考えられる。」と記載されています。なお、タイムラインについては、「技術的な調整、実際の基準の策定に向けた作業等を進め、2024年春頃の基準の最終化、2025年4月より施行（2026年3月期より新規制下での計算を開始）といったタイムラインを念頭に置いて、着実な検討を進める必要がある」と記されています。

将来的に経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されることにより提案される可能性がある基準改正等により、日本生命を含む生命保険会社又はその子会社等を含むグループのソルベンシー・マージン比率が低下する可能性があり、生命保険業界又は日本生命の信用力の低下につながる場合には、日本生命の保険業の運営に悪影響を与える可能性があります。

⑦　保険契約に係る会計基準の国際的動向

国際会計基準審議会（IASB）により、2017年5月にIFRS17「保険契約」が公表されましたが、2020年6月に、適用開始を2年遅延（2021年から2023年）させることを含む修正基準が公表されました。

当該基準又は当該基準に準じる基準が日本において適用された場合、日本生命の保険契約準備金の評価額等が変更となる可能性があります。また、現行の会計基準と比較して、日本生命の財務数値の決算期ごとの変動が大きくなる可能性があります。そのため、当該基準又は当該基準に準じる基準が日本において適用された場合には、日本生命の財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 民間生命保険会社の契約動向及び競合状況に関するリスク

① 契約動向

民間生命保険会社の2021年3月期末の保有契約金額は、個人保険・個人年金保険・団体保険の合計で約1,322兆円となっており、前期末比で減少しています。また、2020年度の新契約高は、個人保険・個人年金保険・団体保険の合計で約55兆円となっており、前期比で減少しています。

今後、国内景気の低迷や、低金利の長期化、金融危機の再燃、他の生命保険会社の破綻、又は少子高齢化・人口減の進展等により、生命保険市場全体が悪影響を受ける場合には、解約の増加や新規契約の減少等、日本生命の業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。

② 競合の状況

2022年1月31日現在、国内における民間生命保険会社は、「生命保険業免許」を受けて営業している会社が日本生命を含めて42社あります。

生命保険業界ではこれまでに国内損害保険会社や欧米大手保険グループによる新規参入や、インターネットを主要チャネルとする生命保険会社の新規設立等の競争環境の変化が見られました。また、2007年10月には日本郵政公社が民営化され、郵便局を通じて全国に大規模な販売ネットワークを有する、株式会社かんぽ生命保険が民間保険会社に加わりました。日本生命は、このように、国内市場において募集活動をめぐり同業他社と激しい競合関係にあります。

その他にも、民間生命保険会社が提供する生命保険と類似する機能を持つものとして、農業協同組合や、全国労働者共済生活協同組合連合会及び全国生活協同組合連合会等による生命共済等があり、これらも日本生命の生命保険業と直接の競合関係にあります。

日本生命の主な競合分野及び競合先は以下のとおりであり、日本生命の競争力が低下した場合、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

隣接業界・団体等	競合業務等
各種協同組合及び一定の地域ないし職域でつながる者によって構成される団体（農協・全労済・全国生協連等）	生命共済事業
損害保険会社	医療保障・介護保障等の、いわゆる第三分野保険

近年では、日本銀行のマイナス金利政策の影響を受け、銀行窓販商品の販売停止や保険料の引上げ、大手生保による相互会社から株式会社への組織変更の実施、外資系保険会社による保険会社買収、国内生命保険会社による海外保険会社の買収等もあり、国内市場の競争環境が今後ますます変化していく可能性があります。これらの結果、日本生命の競争力が低下する場合、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 日本生命の事業に関するリスク

① 商品・サービス

日本生命の商品販売実績は個人保険及び個人年金保険が中心となっており、2022年3月期の第3四半期末では、収入保険料の67.9%を占めています。
このため、失業率の上昇や家計消費の低迷等、個人の保険加入動向に影響を与える事象によっては、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、2022年3月期の第3四半期末における、日本生命の主な商品別保有契約高及び件数の個人保険及び個人年金保険における構成比は、定期付終身保険：8.0%及び2.0%、終身保険：18.4%及び13.5%、定期保険：17.7%及び6.0%、個人年金保険：16.7%及び12.1%、医療保険：0.0%及び18.7%といった商品構成となっています。

近年、生命保険市場においては、超低金利環境下でも着実に資産形成を行いたいという「増やす」ニーズや高齢化の進展による「生きる」ニーズ等、顧客ニーズの多様化により、商品・サービスの競争の激化といった状況が発生しています。日本生命もこうしたニーズ・環境の変化への対応として、2012年4月からはこれまでの「主契約に特約を付加する方式」から、「ひとつひとつの保険を単品としてご提供する方式」へと変更し、多様化するお客様ニーズによりきめ細やかにお応えすることができる新商品「みらいのカタチ」を主力商品として発売しています。

2013年4月からは「ニッセイ学資保険」、2015年4月からは「継続サポート3大疾病保障保険（5つ星）」、2016年4月からは「ニッセイ長寿生存保険（Gran Age）」、2016年10月からは「ニッセイ出産サポート給付金付3大疾病保障保険（ChouChou!）」、2017年10月からは「ニッセイ就業不能保険（もしものときの…生活費）」、2018年4月からは「特定重度疾病保障保険（だい杖ぶ）」、2019年4月からは「入院総合保険（NEW in 1）」、2020年4月からは「認知症保障保険（認知症サポートプラス）」、2021年7月からは「入院継続サポート保険（収 NEW 1）」の販売を開始しています。

グループ会社の商品についても、2010年10月より外貨建商品、2015年7月より引受緩和型医療保険、2017年10月からは一時払外貨建養老保険の販売を開始する等、多様なお客様ニーズにお応えしています。加えて、銀行窓販向けには外貨建ての一時払終身保険・変額年金保険等の商品を投入しています。

また、日本生命は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との間で相互に保険契約の締結等の業務の代理・事務の代行を行うことに関する認可を金融庁から取得しており、損害保険の販売への取組を共同で進めています。

サービス面においては、お客様ニーズが多様化していく中で、Wellness-dial f（女性の身体の悩み電話相談）、育児相談ほっとライン、ベストドクターズ・サービス、あなたのそばのコンシェルジュ～認知症・介護の相談窓口～、ご契約者情報家族連絡サービス、ニッセイご遺族安心サポートといった保険付帯サービスを提供しています。

また、本格的な高齢・人口減少社会を見据える中で、社会的役割を従来以上に意識して果たしていくべく、保険だけではカバーできない、人生100年を多様な面から支える「ライフサポート事業」の価値を提供していきます。

具体的には、「子育て支援」「ヘルスケア」「高齢社会対応」の3つの領域を中心に、社会貢献活動も含めて幅広いサポートを提供します。

「子育て支援」については株式会社ニチイ学館との企業主導型保育所の全国展開や、グローバルキッズとの提携を通じた企業主導型保育所の活性化、「ヘルスケア」については株式会社野村総合研究所・株式会社リクルートライフスタイルとの協業による、企業・団体・健康保険組合・共済組合向けの健康増進支援サービス「Wellness-Star☆」の提供（2020年7月より糖尿病プログラムを追加）、「高齢社会対応」についてはお一人おひとりが「安心して・自分らしく」、より豊かに生き、明るい長寿時代にするサポートをする「Gran Ageプロジェクト」を推進しています。

法人向け分野に関しては、経営者サポートを強化すべく、2016年6月より逓増定期保険の保険料率の改定を通じた商品魅力の向上を図り、2017年4月からは経営者様の健康状況に応じ、オーダーメイドで必要保障を設計いただける新商品「傷害保障重点期間設定型長期定期保険（プラチナフェニックス）」を発売しました。

また、企業の福利厚生制度について「企業が一律に提供する制度」から「従業員自らの努力を企業が支援する制度」へとシフトしつつあることを受け、自助努力商品を中心に団体保険・団体年金両分野において、企業の福利厚生制度全体の充実に向けた総合リスクコンサルティングの提案を進めています。

加えて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、お客様の行動様式・ニーズの変化等に対応すべく、非対面で契約手続を可能とする画面共有システムの導入やお客様のスマートフォンでの保険料シミュレーション機能の提供等を行っています。

しかし今後、日本生命が顧客ニーズに合致した商品・サービスの提供ができない場合、日本生命の大きな収入源である個人保険及び個人年金保険の商品に対する顧客離れが進み、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 販売チャネル

日本生命は、主に家庭や職域等できめ細かなコンサルティングサービスの提供を行う、営業職員を主力販売チャネルとしており、営業職員数は2022年3月期の第3四半期末で52,313名となっています。これに加え、変化・多様化する顧客ニーズに対応するためのマルチチャネル化を推進しています。

具体的には、

- 来店型の店舗（窓口）であるニッセイ・ライフプラザ
- 主要金融機関の関係代理店、会計士、税理士、生損保プロ代理店、ライフサロン等の店舗型、株式会社ＮＴＴドコモといった他業態協業による乗合代理店等の代理店チャネル
- 保険販売に関する代理店委託契約を結んだ銀行・信用金庫等のいわゆる銀行窓販チャネル

・　保険子会社（はなさく生命）における郵送通販・Web販売

等があるほか、企業等への販売を行う本部組織も有しています。

今後、生命保険市場の低迷、主力販売チャネルである営業職員数の減少、又は新たな販売チャネルの開拓・活用の遅れ等によって、日本生命が十分な販売量を確保できない場合、日本生命の競争力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

日本生命は、主力の営業職員チャネルの優位性を確保するため、営業職員の育成体系の一層の充実により営業職員数の維持・拡大に努めているほか、2021年8月末に全営業職員へ営業用スマートフォンを無償配備する等、デジタルを活用した顧客接点の強化やコンサルティング力の向上に努めています。また、顧客ニーズに応じた販売チャネルの強化にも取り組んでいます。しかしながら、かかる取組によって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組について十分な成果をあげることができない場合、日本生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

③　グループ・提携戦略

日本生命は、これまで、多様な収益機会を取り込み、収益力を強化する観点から、精力的にグループ事業の強化に取り組んできました。

具体的には、

（国内保険事業）

・ 営業職員領域をさらに強化・発展させると共に、多様化するお客様ニーズに機動的に対応することを目指した、三井生命保険株式会社（現：大樹生命保険株式会社）との経営統合
・ 金融機関窓販領域における商品ラインアップの拡充や販売体制強化を目指したマスミューチュアル生命保険株式会社（現：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社）との経営統合及び金融機関窓販基盤の一層の強化・拡充を目的とした100%子会社化
・ 代理店領域でお客様ニーズを的確に捉えた商品を機動的に提供することを目的とした、はなさく生命保険株式会社の設立及びはなさく生命保険株式会社の今後の事業拡大に備えた財務基盤の一層の強化を目的に、2021年3月の第三者割当増資の実施と日本生命による引受け
・ 生保・損保の両領域で、お客様の保障ニーズを満たす様々な保険商品を迅速に提供するニッセイプラス少額短期保険株式会社の設立

（海外保険事業）

・ 先進国の中でも高い人口増加率を背景に今後も高成長が期待できる豪州の生命保険市場における、豪州大手銀行の一つであるナショナルオーストラリア銀行（以下「NAB」といいます。）傘下の生命保険会社であるMLC Limited（以下「MLC」といいます。）の子会社化並びにNAB及びMLCによる20年間の販売契約の締結

（アセットマネジメント事業）

・ 堅調な経済発展等を背景に今後も成長が期待できるインド資産運用事業におけるReliance Nippon Life Asset Management Limited（現：Nippon Life India Asset Management Limited）の子会社化

等を行い、グループ会社との協業取組・効率化取組の推進や、日本生命のノウハウ共有等、シナジー創出に向けた取組を進めています。

引き続き日本生命では、中期経営計画で掲げる、お客様数拡大を通じた“生産の早期回復・向上”と“収益力・健全性の向上”に向け、グループ事業の強化・多角化に取り組んでいきます。

具体的には、以下のとおりです。

・ 国内保険事業においては、グループ会社それぞれの強みを活かしたチャネル強化・拡大、及び商品提供を通じたマーケット開拓を推進していきます。加えて、Web販売や少額短期保険事業への参入を通じて新たなマーケット開拓にも取り組んでいきます。
・ 海外保険事業においては、長期安定的な収益獲得に向け、ガバナンス態勢強化を通じて既存出資先の安定成長を実現するとともに、新規出資の検討も含め、将来の更なる成長に向けた事業ポートフォリオの強化を推進していきます。
・ アセットマネジメント事業においては、国内アセットマネジメント事業の競争力強化と海外アセットマネジメント事業の更なる成長を通じて、資産形成ニーズの取込みとグループ生命保険会社の運用力強化を推進していきます。

しかしながら、これらのグループ・提携戦略について、十分な成果をあげることができない場合、出資の毀損、事業費の増加等、日本生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

子会社であるMLCについて、所得補償保険の支払増加等による収支悪化を背景に、2019年12月、MLCは増資を行い、日本生命は、当該増資に伴い発行された新株を引き受けました。なお、日本生命の2019年度決算において、単体では株式評価損、連結ではのれん全額の減損損失を計上しています。さらに、今般の世界的な新型コロナウイルス感染症拡大等を受け、今後の支払・解約の増加等による業績下押しリスクへの対応が必要な状況となったため、MLCは2020年6月と12月に追加の増資を行い、2020年12月に劣後債の発行を行い、日本生命はMLCの要請を受けて当該増資に伴い発行された新株及び劣後債を引き受けました。今後も厳しい状況が続いた場合、さらなる資本対応を行う可能性があります。

④　収支の状況

(a) 生命保険料と収支の構造

生命保険料は、保険種類、契約時の被保険者の年齢、性別、保険期間、保険金額等によって、次に掲げる計算基礎率（予定死亡率・予定利率・予定事業費率等）に基づいて決められます。

計算基礎率	内容
予定死亡率	過去の統計をもとに、性別・年齢別の死亡者数を予測し、将来の保険金の支払等にあてるための必要額を算出するために用いる死亡率を予定死亡率といいます。
予定利率	保険料の設定においては、資産運用による一定の収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、このあらかじめ見込む割引率を予定利率といいます。
予定事業費率	保険料の設定においては、保険金の支払や保険料の収納等の必要な事業費をあらかじめ見込んでいますが、その見込む事業費の率を予定事業費率といいます。

これらの計算基礎率は、通常、保守的に設定していますので、特に有配当保険においては、実績との差額が生じることが多くなります。有配当保険においては、この差額（剰余金）に基づいて、社員配当（株式会社においては契約者配当）が支払われます。

但し、一部の契約については、実際の運用利回りが予定利率を下回る、いわゆる「逆ざや」の状態にあります（「逆ざや」につきましては、後記(c)「利差の状況」を御参照下さい。）。

また、事業費の増加等により事業費率が予定事業費率を上回る場合に差損が発生する可能性があるほか、大災害や新型インフルエンザ等のパンデミック被害の発生等により一時的に死亡率が急上昇して予定死亡率を上回る場合は、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。大規模災害等のリスクについては、後記⑦「大規模災害等」も御参照下さい。

(b) 損益計算書と基礎利益

損益計算書

生命保険会社の損益計算書は、生命保険業の性格上、一般の企業のように営業損益と営業外損益といった区分がない等の特徴があります。

生命保険会社の「経常収益」の主なものは、保険料等収入並びに利息及び配当金等収入・有価証券売却益・特別勘定資産運用益等の資産運用収益です。これに対して「経常費用」の主なものは、保険金、年金、給付金、解約返戻金等の保険金等支払金、責任準備金等繰入額、有価証券売却損・有価証券評価損及び特別勘定資産運用損等の資産運用費用並びに会社運営のための事業費です。経常収益から経常費用を差し引いた後の利益が経常利益となります。

このように、生命保険会社の経常利益には、保険に係わる損益のほか、資産運用に係わる損益等も含まれるため、金融不安の再燃や急激な為替相場の変動等により運用環境が悪化した場合、多額の有価証券評価損が発生して経常損失が発生する等、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

経常利益等の明細（基礎利益）

「基礎利益」とは、一年間の保険本業の収益力を示す指標の一つです。

これに有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損等の「キャピタル損益」と危険準備金戻入額、危険準備金繰入額や追加責任準備金繰入額及び貸付金償却等の「臨時損益」を加えたものが上記の「経常利益」となります。ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険金・年金・給付金等を支払ったり、将来の支払に備えるために責任準備金を積み立て、運用したりすること等をいいます。基礎利益は、危険差損益、利差損益及び費差損益の合計ですが、それぞれ以下のような状況が発生し、損失が発生した場合は、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- 危険差損益：予定死亡率に基づく保険金・給付金等支払予定額と実際の保険金・給付金等支払額との差額を指します。大災害や新型インフルエンザ等のパンデミック被害の発生等により一時的に死亡率が急上昇して保険金・給付金等の支払額が増加した場合は、損失が発生する可能性があります。
- 利差損益：後記(c)「利差の状況」を御参照下さい。
- 費差損益：予定事業費率に基づく事業費支出予定額と実際の事業費支出との差額を指します。予定を上回る事業費の増加等により、損失が発生する可能性があります。

基礎利益については、損益計算書に項目が設けられていないため、生命保険会社各社がディスクロージャー誌において別途項目を設け、2001年3月期決算から公表しています。

日本生命の損益計算書における経常利益と基礎利益の関係は後記(ロ)「日本生命2020年度決算及び2021年度第3四半期報告」「2020年度決算について」Ⅰ．「2020年度決算の概要」9．経常利益等の明細（基礎利益）のとおりです。

(c) 利差の状況

生命保険会社は、保険料を計算するにあたり、資産運用を通じて得られる収益をあらかじめ見込んで、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を予定利率といい、市中金利水準等を勘案し、安全を見込んで設定しています。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額（予定利息）等の負債コストを運用収益等で確保する必要があります。負債コストを上回る運用収益等を確保した場合、その超過分を利差益といいます。

しかし、金利が長らく低水準で推移する中で、この負債コストを実際の運用収益等で賄えない状態、つまり利差損が生じている状態が一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といいます。

「逆ざや」による負担を単年度の全体収益で補えない場合、経営の健全性にマイナスの影響を与えることになります。

日本生命は、1993年3月期以降、一部契約における「逆ざや」の負担から会社全体として利差損となる状態が続きましたが、逆ざや解消への取組等により、2011年3月期より11年連続で利差益を確保しています。

しかし、今後、金利の低下や企業業績の悪化等による利息配当収入等の減少が続く場合には、再び利差損に転じる等、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクに備え、日本生命では、新契約の予定利率について、市場の状況等を踏まえて見直しを行うとともに、保有契約についても、追加責任準備金を積み立てることで、平均予定利率の水準をコントロールしています。一方、基礎利益上の運用収支等の利回りについても、運用力強化に向けた様々な取組を通じて、低金利環境が継続する中でも高水準の利回りを確保できるよう努めています。しかしながら、かかる取組によって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組について十分な成果をあげることができない場合、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

逆ざや額の算出方法について

生命保険業界では、以下の算式に基づいて逆ざや額を算出しています。

逆ざや額　＝（基礎利益上の運用収支等の利回り－平均予定利率）×　一般勘定責任準備金

・基礎利益上の運用収支等の利回りは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から社員配当積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回り
・平均予定利率は、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回り
・一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定の責任準備金について、以下の方法で算出
（期始責任準備金＋期末責任準備金－予定利息）÷2

⑤　財産の状況

(a) 責任準備金

責任準備金は、生命保険会社が将来の保険金等の支払を確実に行うために、保険料や運用収益等を財源として保険業法により積み立てが義務づけられている準備金のことで、生命保険会社の負債の最も大きな部分を占めています。
なお、責任準備金の経理処理は期中においては行わず、決算期末において必要な積立額を計算し、前期末の積立額との差額を損益計算書に計上します。即ち、当期末要積立額が前期末積立額を上回る場合にはその差額を責任準備金繰入額として経常費用の科目に計上し、当期末要積立額が前期末積立額を下回る場合にはその差額を責任準備金戻入額として経常収益の科目に計上します。

責任準備金の積立水準に関するガイドラインや標準利率・標準生命表は、金融当局である金融庁等によって定められているものですが、今後、これらに変更があった場合には、保険料見直しや責任準備金の積増し等によって、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(b) 金融商品会計

金融商品を時価で財務諸表に反映させることにより企業会計の透明性を高めようとする考え方から、2001年3月期より「金融商品に係る会計基準」が導入され、売買目的で保有する有価証券、デリバティブ等が時価で評価され、2002年3月期からは「その他有価証券」も時価で評価されています。

生命保険会社では、商品の長期性等に由来する負債特性と、それに対応する資産の特性を踏まえ、有価証券をその保有目的に応じて区分し、それぞれ次に掲げる表のように評価します。

金融商品の区分	定義	評価基準	評価差額の取扱い(注1)
売買目的有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券	時価	損益計算書に計上
満期保有目的の債券	満期まで所有する意図を持って保有する社債その他の債券	償却原価(注2)	―
責任準備金対応債券(注3)	金利変動に対する債券と責任準備金の時価変動を概ね一致させることにより、責任準備金の金利変動リスクを回避することを目的として保有する債券	償却原価(注2)	―
子会社・関連会社株式	―	原価	―
その他有価証券	上記に区分される以外の有価証券	時価（但し、時価のあるものに限ります。）	損益計算書に計上せず、貸借対照表の純資産の部に直接計上(注4)

(注1) 評価差額とは、帳簿価額と時価との差額のことです。
(注2) 償却原価とは、償還金額より安く（高く）取得した場合に、その差額を利益（損失）として償還時に一度に計上せず、所有期間に応じて分割して毎期計上し、毎期の計上額に応じて帳簿価額を加算（減算）した価額です。
(注3) 責任準備金対応債券は、保険会社の特性（契約の長期性等）を考慮し、保険会社だけに認められた区分です。
(注4) 税効果部分については資産又は負債の部に計上します。

日本生命における有価証券の保有目的に応じた区分の状況は、後記(ロ)「日本生命2020年度決算及び2021年度第3四半期報告」「2020年度決算について」Ⅱ．「2020年度決算補足資料」3.会社計(2)売買目的有価証券の評価損益（会社計）及び(3)有価証券の時価情報（会社計）（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）及び「2021年度第3四半期報告について」2.資産運用の実績（一般勘定）(2)有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）に記載のとおりです。なお、日本生命のその他有価証券の含み益は、2020年3月期末においては、内外株価の下落等により5兆7,817億円となり、税効果相当分を除いた4兆1,659億円を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。2021年3月期末においては、内外株価の上昇等により9兆1,854億円となり、税効果相当分を除いた6兆6,421億円を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、2022年3月期の第3四半期末においては、外国株価の上昇・外国金利の低下等により9兆6,530億円となり、税効果相当分を除いた6兆9,720億円を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

今後、株価の下落や円高の進行、外国金利の上昇等によって、含み損益の悪化や評価損の計上等、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(c) 退職給付会計

退職給付債務は、将来支払う見通しの退職給付（一時金及び年金）を一定の割引率等により現在価値に割り引いて算出します。積み立てた年金資産を時価で評価し、退職給付債務よりも年金資産が少なければ、その差額が積立不足となります。日本生命の2021年3月期末における退職給付債務の額は6,256億円で、年金資産は2,435億円、退職給付引当金は3,756億円であります。また、2022年3月期の第3四半期末における退職給付債務の額は6,193億円で、年金資産は2,365億円、退職給付引当金は3,780億円であります。

今後、割引率等の退職給付債務等の計算基礎が変動する場合や運用環境の悪化等により年金資産が大きく減少した場合等においては、不足額の積立負担が増大し、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(d) 固定資産の減損会計

固定資産の減損会計とは、不動産等の固定資産の資産価値が著しく下落したと考えられる場合に、下落分を減損損失として認識するものです。固定資産の減損会計においては、市場価値が著しく下落している等、減損の兆候がある固定資産について、将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、減損損失の認識の判定を行います。この結果、減損損失を認識すべきと判定された資産については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値又は正味売却価額のいずれか高い方まで帳簿価額を減額し、減少額を減損損失として損益計算書に計上します。
なお、日本生命の減損損失の計上額は、2020年3月期で28億円、2021年3月期で48億円となっています。また、2022年3月期の第3四半期累計期間における減損損失の計上額は35億円となっています。

不動産価格の大幅な下落等が発生した場合、減損損失が増大し、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(e) 税効果会計

日本生命は、将来の税金負担額の軽減効果を有すると合理的に見込まれる額を繰延税金資産として計上し、その他有価証券評価差額金等に係る繰延税金負債と相殺した上で、貸借対照表に表示しています。日本生命は、2021年3月期末には繰延税金負債を8,775億円計上しています。また、2022年3月期の第3四半期末には繰延税金負債を8,376億円計上しています。繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は、回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて計算されることが税効果会計基準において明記されており、税率変更があった場合、過年度に計上された繰延税金資産及び繰延税金負債についても将来の適用税率により再計算されることになります。

繰延税金資産の計上は、税金負担額の軽減効果に見合う将来の課税所得の見積もり等の前提に基づいて行われています。今後、会計基準等の変更や、将来の課税所得の見積もり額の変更等により、繰延税金資産の一部又は全部の回収が困難であると日本生命が判断した場合は、繰延税金資産の減額により、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(f) 不良債権

日本生命のリスク管理債権（貸付金を元本及び利息の返済状況等に基づき（「破綻先債権」「延滞債権」「3ヶ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」）区分したもの）は、後記(ロ)「日本生命2020年度決算及び2021年度第3四半期報告」「2020年度決算について」Ⅰ．「2020年度決算の概要」12.リスク管理債権の状況のとおりです。

また、日本生命の債務者区分による債権（貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金等について、債務者の財政状態、経営成績等に基づき、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」「正常債権」に分類したもの）は、後記(ロ)「日本生命2020年度決算及び2021年度第3四半期報告」「2020年度決算について」Ⅰ．「2020年度決算の概要」11.債務者区分による債権の状況のとおりです。

なお、リスク管理債権及び債務者区分による債権のうち「正常債権」以外がいわゆる「不良債権」にあたります。

貸倒引当金は、資産査定基準及び償却・引当基準に則り積み立てていますが、今後の景気動向によって新たに多額の不良債権が発生し、既に積み立てている貸倒引当金で対応できない場合には、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 近時の経済金融環境

経済金融環境の変化は、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。今後、例えば、国内金利の低下、円高や株安が進行した場合には、利息及び配当金等収入の減少や有価証券評価損の増加等から、資産運用に係わる収支が悪化する可能性があります。また、経済金融環境の変化等によって企業活動や家計等の実体経済が悪化した場合には、日本生命の取引先企業の業況悪化に伴う不良債権の増加、あるいは生命保険販売における新契約業績の悪化、解約・失効の増加等に影響する可能性があります。

このように、今後、経済金融環境が悪化した場合は、直接的又は間接的に日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクを踏まえ、日本生命は、網羅的にリスクを洗い出し、運用環境が大幅に悪化するシナリオや、大規模災害等により保険金・給付金のお支払が増加するシナリオを想定したストレステストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。ストレステストの結果はリスク管理委員会等に報告し、財務基盤の強化等の検討に役立てています。しかしながら、かかる取組によって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組について十分な成果をあげることができない場合、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦　大規模災害等

地震、津波、台風等の大規模災害、感染症の大流行、戦争その他の変乱、水道、電気、ガス、通信・金融サービス等に係る社会的インフラの重大な障害や混乱等が発生した場合には、以下のような事態が発生する可能性があります。

・ 当初の想定を超える保険金の支払い、又は保険契約解約の発生
・ 新規の保険営業機会の低下や保険ニーズの低下による収入保険料の減少
・ 外出自粛要請の発令等による経済活動の停滞と、金融市場におけるリスク回避志向の高まりによる保有株式等の価値の毀損

また、大規模災害等による予定外の資金流出により資金繰りが悪化し、資金確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被る可能性（資金繰りリスク）があります。とりわけ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、上記の状況が発生するリスクが高まっており、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

日本生命は、保険金支払いに備えて保険業法上の基準に従って危険準備金を積み立てているほか、資金繰りリスクに対しては、資産運用計画や日々の資金繰りにおいて、流動性の高い資産を一定の水準以上確保することにより対応しています。しかしながら、かかる取組によって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組について十分な成果をあげることができない場合、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧　内部統制システムの整備

日本生命は、業務の適正を確保し、企業価値の向上を図るため、取締役会で「内部統制システムの基本方針」を制定しています。この方針に基づき、以下の体制をはじめとした内部統制システムの整備を行っています。

しかし、かかる体制の整備にもかかわらず、構築した体制が十分に機能しない場合や欠陥が発生した場合等においては、後記⑨「コンプライアンス（法令等遵守）の推進」に記載のコンプライアンス上の問題が発生し、又は、後記⑩「リスク管理」に記載のリスクが顕在化する等、それによって直接的な損害又は支出が発生する可能性があるほか、日本生命の信用力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

［主な内部統制システムの体制］

・経営管理体制	・リスク管理体制
・（内部）監査体制	・コンプライアンス体制
・執行役員制度による迅速な意思決定・業務執行体制	・反社会的勢力による被害防止体制
・財務報告にかかる内部統制	・利益相反管理体制
・情報管理体制	・グループ会社管理体制

⑨　コンプライアンス（法令等遵守）の推進

日本生命は、コンプライアンス（法令等遵守）とは、狭義の法令にとどまらず、あらゆる社会規範を遵守すること、そして、お客様・社会の信頼に応え、誠実に仕事をしていくことであると考えています。全役員・職員がコンプライアンスの担い手であり、コンプライアンスが業務遂行の前提であるという基本理念のもと、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

○コンプライアンス体制
［コンプライアンス体制図］

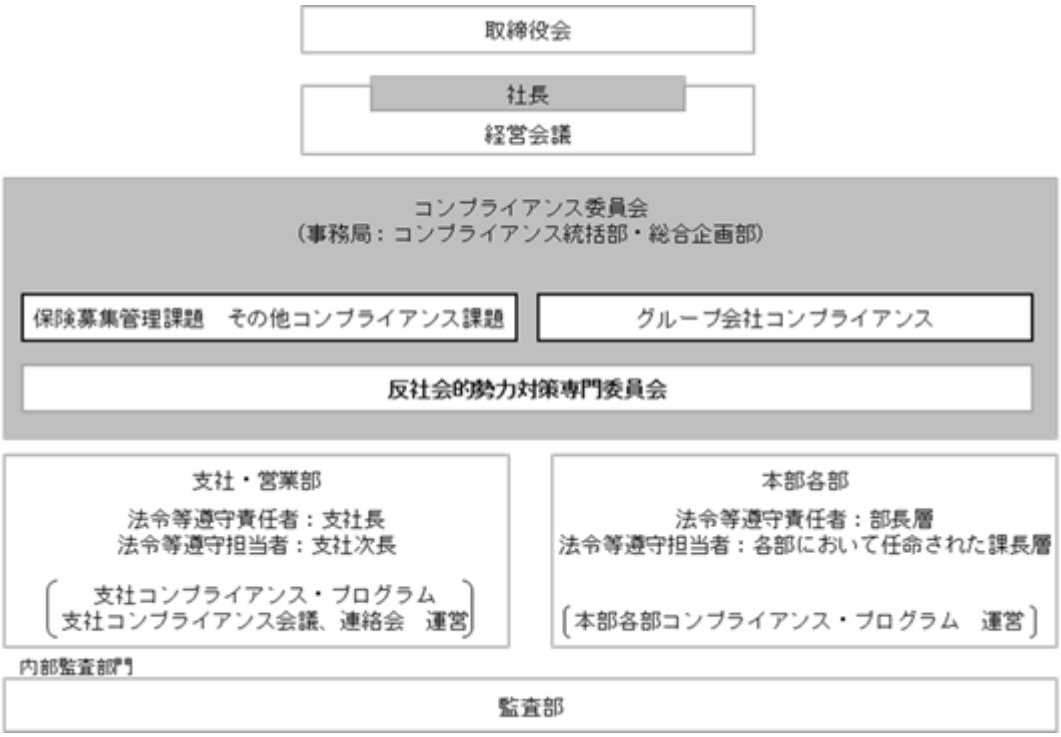

日本生命は、経営会議の諮問機関であるコンプライアンス委員会において、コンプライアンス課題に関する対応策の審議、取組状況のモニタリング等を通じ、保険募集管理を含むコンプライアンス体制の全般的統制・管理を行っています。
加えて、諮問機関として反社会的勢力対策専門委員会を設置し、暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係遮断に向けた対策の協議・社内啓発の推進等、各課題ごとの具体的な対応策を検討、実施しています。

全社的なコンプライアンスを統括する部署として、「コンプライアンス統括部」を設置しています。「コンプライアンス統括部」では、不祥事件やその疑わしい行為が、支社や本部各部から一元的に報告される体制をとる等、コンプライアンスに関する情報の全社的な把握に努めるとともに、「コンプライアンス担当部長（コンプライアンス・オフィサー）」を配置し、支社や本部各部の取組へのフォロー等を行っています。

また、グループ会社におけるコンプライアンスの推進に向け、「グループ会社コンプライアンス方針」を制定し、各グループ会社に対し自律的なコンプライアンス態勢の整備及びコンプライアンスに関する基本的な事項の遵守を求めるとともに、当該整備・遵守の状況について、管理・指導等を実施しています。加えて、グループ会社における担当部門と意見交換を実施し、当社グループにおけるコンプライアンスの高度化に向けた取り組みを実施しています。

○コンプライアンス・プログラムの策定・実施

日本生命では、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」に基づき、毎年、取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。

また、支社や本部各部では、全社の計画を踏まえ、コンダクト・リスクに含め、固有・業務課題を洗い出し、支社・各部ごとに取組計画を策定し、日常業務の中で実践しています。その状況については、「コンプライアンス統括部」にて定期的に確認・フォローを行うとともに、新たな課題を取組計画に反映させる運営としています。

○コンプライアンスの理念の教育・徹底

日本生命は、全役員・職員が業務を行うにあたり守るべき原則・規準を定めた「行動規範」を策定しています。「行動規範」は「職員必携」という小冊子の中に綴り込まれており、「お客様のためになっているか」「法律的に見て、また社会通念から見て正しいかどうか」「人権を侵害していないか」等、自らの業務遂行上、判断に迷う場合にいつでも参照できるようにしています。また、「行動規範」の内容及び各部門の業務については、法令等の観点から解説した「法令遵守マニュアル」等を作成し、全役員・職員に徹底しています。

また、全役員・職員に対して、業界共通の継続教育カリキュラムの内容を反映した「マナー・コンプライアンステキスト」等の各種教材を提供し、適正な保険募集やアフターサービス等の教育を実施しています。

さらに、営業職員には、社内衛星放送（NICE-NET）のコンプライアンス番組による研修を定例的に実施し、視聴後は小テストにより理解度を確認しています。内務職員に対しては、各部の固有・業務課題に応じた研修等を実施し、業務内容に応じたコンプライアンス関連知識を研鑽しています。

しかし、これらの取組にもかかわらず、法令違反による処分や重大な訴訟の発生、個人情報の漏洩等、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、損害賠償の支払等の直接的な支出が発生する可能性があるほか、日本生命の信用力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

⑩　リスク管理

○リスク管理体制

株価・金利等の経済状況の変動、医療技術の進歩、大規模災害の発生やパンデミックの発生、サイバー攻撃の高度化・複雑化等、生命保険会社を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした様々な要因から生じるリスクについては、的確に把握し、適切に管理していくことが非常に重要であり、フォワードルッキングなリスク管理を推進しています。

このような認識のもと、日本生命では、グループ会社も含め、リスク管理態勢の整備とその適切な運営に努めるとともに、その高度化に取り組んでいます。

リスク管理にあたっては、「内部統制システムの基本方針」に定められたリスク管理体制に従い、経営会議の諮問機関であるリスク管理委員会およびその諮問機関である各専門委員会において、各種リスクの特性に応じた適切なリスク管理を行うとともに、各種リスクが全体として経営に及ぼす影響について、統合的な管理を行っています。また、リスク管理委員会の諮問機関として情報資産管理専門委員会を設置し、情報資産保護制度の確立と推進および情報資産保護に係る諸問題の審議を行うとともに、これらのリスク管理の状況は経営会議、取締役会へ報告する体制を整備しています。

また、収益部門と分離されたリスク管理部門を定めることで相互牽制体制を構築するとともに、内部監査部門がリスク管理の実効性について検証・チェックを行う等、二次牽制機能の確保も図っています。

［リスク管理体制］

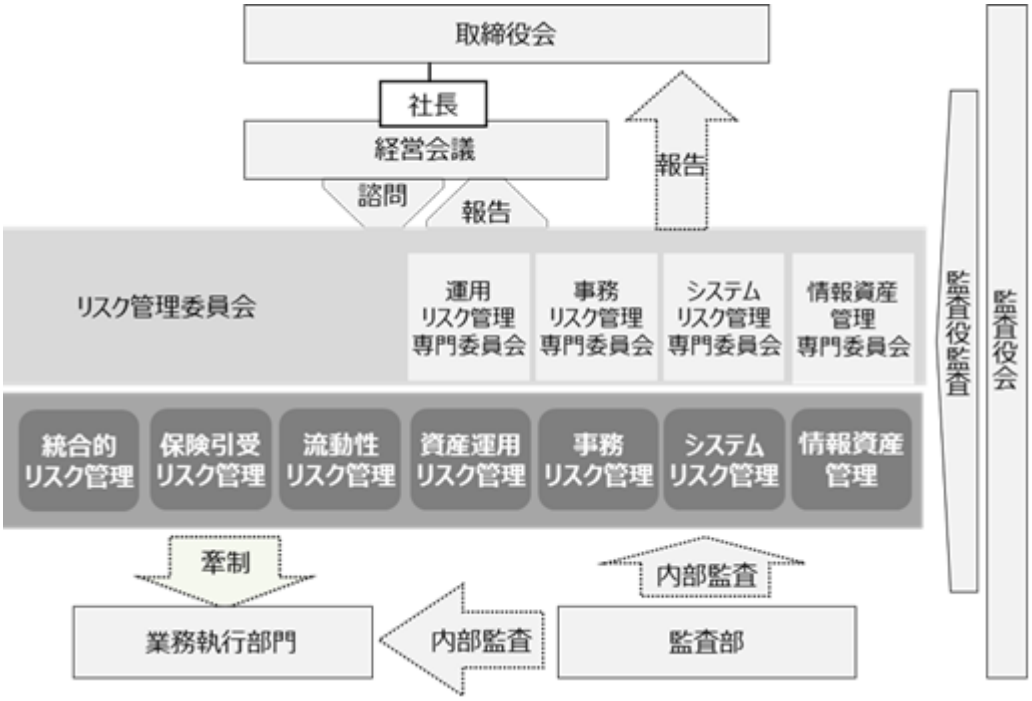

加えて、日本生命は、運用環境が大幅に悪化するシナリオや、大規模災害等により保険金・給付金のお支払が増加するシナリオを想定したストレステストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。ストレステストの結果はリスク管理委員会等に報告し、財務基盤の強化等の検討に役立てています。

○統合的リスク管理

日本生命は、様々なリスクが全体として会社に及ぼす影響を統合的に管理する観点から、統合的リスク管理を実施しています。各種リスクを部門横断的に一元管理するとともに、統計的なリスク計測等を通じて、各種リスクを統合し、会社全体のリスクの状況を総合的に管理しています。

○保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や、保険事故の発生率、運用実績、事業費支出等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクです。

お客様からお引受けしたご契約に対して、長期にわたり責任を果たしていくため、安定的な保険金等のお支払が可能となる保険料の設定や、保険のお引受け時の診査・査定を適切に実施することにより、保障責任を全うするためのリスクコントロールを図っています。

○流動性リスク管理

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクに分けられます。

資金繰りリスクとは、大規模災害等による予定外の資金流出により資金繰りが悪化し、資金確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。資金繰りリスクに対しては、資産運用計画や日々の資金繰りにおいて、流動性の高い資産を一定の水準以上確保することにより対応しています。

市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。市場流動性リスクに対しては、市場環境に応じて資産ごとに適切な取引限度額を設定する等の対策を実施しています。

○資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクであり、市場リスク・信用リスク・不動産投資リスクに分類されます。生命保険は長期にわたる契約であるため、資産運用においても負債特性をふまえた長期的な観点からのリスク管理が必要です。

このため、中長期的な運用成果を重視したリスク・リターン分析等を通じて、効率的なポートフォリオ管理を行うとともに、ポートフォリオの状況やマーケット動向に対するきめ細やかなモニタリングを通じて、長期的な収益の安定・向上に努めています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制する観点から、必要に応じて資産ごと等に運用限度枠を設定の上、モニタリングを実施し、リスク分散に留意したポートフォリオの構築に努めています。

また、市場リスクをコントロールするため、市場の環境変化によってどの程度まで損失を被る可能性があるかを、リスク量として統計的に算出し、このリスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

信用リスク管理

信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少・消失し損失を被るリスクです。信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査等信用力分析を行う体制の整備、信用リスクが特定の企業グループや国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めています。

また、信用リスク量の計測として、信用供与先の財務状況の悪化等によってどの程度まで損失を被る可能性があるかを、リスク量として統計的に算出し、このリスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

不動産投資リスク管理

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等により不動産収益が減少する、又は市況の悪化等により不動産価格が下落し、損失を被るリスクです。不動産投資リスクの管理にあたっては、個々の不動産投資案件について、投融資執行部門から独立した「財務審査部」による、厳格な審査を実施しています。また、投資利回りや価格に関する警戒域を設定し、モニタリングを実施しています。

○事務リスク管理

事務リスクとは、役員・職員及び保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによりお客様や社外の方へ影響を与える、又は会社が損失を被るリスクです。

事務リスクの管理にあたっては、発生事象の収集・分析を通じた全社的な事務リスクの把握と、再発防止策の策定及びその効果性の検証に取り組むとともに、事務知識の教育・事務規程の整備等の事務改善にも取り組んでいます。

○システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動、不備、不正使用等により損失を被るリスクです。

システムリスクの管理にあたっては、コンピュータシステムの企画・開発・運用・利用における安全対策基準の策定や遵守状況の確認、適切な利用に向けた指導等を定期的に実施しています。

具体的には、コンピュータシステムのダウンへの対応として、全社的なコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）の整備を行っており、また、バックアップセンターの設置により、広域災害の発生リスクにも備えています。

次に、コンピュータシステムの誤作動、不備、不正使用等への対応として、重層的なセキュリティ対策を実施するとともに、サイバー攻撃等への対応態勢を整備し、防御・検知対策や全役員・職員への情報セキュリティ教育・訓練の徹底、社外専門機関との連携、グループ各社のセキュリティ対策推進等、継続的な強化に取り組んでいます。

しかし、日本生命におけるこれらのリスク管理にもかかわらず、保険料率の設定ミスによる損失の発生や、解約の急激な増加による資金繰りの悪化、リスク許容度を超えたリスク性資産への投資による資産運用損の発生、大規模なコンピュータシステムのダウン等のリスクが顕在化した場合には、日本生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

⑪　保険財務力格付及び保険金支払能力格付

本届出書提出日現在において、日本生命は、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社、ムーディーズ・ジャパン株式会社、JCR及びR&Iに依頼し、保険財務力格付等の格付を取得しています。この他、日本生命の依頼に基づかない、いわゆる勝手格付も存在します。

今後、日本生命の支払余力、収益力、資産の質等の悪化により格付が引き下げられた場合、新契約の減少や解約の増加等により、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクに備え、日本生命では、中長期的な収支及び健全性の向上に向けた取組を行っています。しかしながら、かかる取組によって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組について十分な成果をあげることができない場合、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、これらの保険財務力格付等は、本社債に関する利息の利払期日における支払と元本の償還日における全額償還の安全性についての格付とは異なるものであることにご留意下さい。

（ロ）　日本生命2020年度決算及び2021年度第3四半期報告

日本生命の2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）決算及び日本生命の2021年度第3四半期（2021年4月1日から2021年12月31日まで）報告は以下のとおりであります。

以下に掲げられた「2020年度決算について」（Ⅱ.「2020年度決算補足資料」を含みます。）及び「2021年度第3四半期報告について」の全部又は一部について、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けていません。なお、「2020年度決算について」Ⅰ.「2020年度決算の概要」16.保険会社及びその子会社等の状況(9)連結財務諸表についての会計監査人の監査報告に記載のとおり、日本生命は、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成された2020年度の連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記）については任意の監査を受けていますが、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明とは異なりますのでご留意下さい。

２０２０年度決算について

日本生命保険相互会社（社長：清水博）の２０２０年度（２０２０年４月１日～２０２１年３月３１日）の決算をお知らせいたします。

＜目　次＞

Ⅰ．２０２０年度決算の概要
１．主要業績　・・・・1
２．２０２０年度の一般勘定資産の運用状況　・・・・3
３．資産運用の実績（一般勘定）　・・・・5
（１）資産の構成
（２）資産の増減
（３）資産運用収益
（４）資産運用費用
（５）資産運用に係わる諸効率
（６）売買目的有価証券の評価損益
（７）有価証券の時価情報
（８）金銭の信託の時価情報
４．２０２０年度決算に基づく社員配当金について　・・・・10
５．２０２０年度末保障機能別保有契約高　・・・・18
６．貸借対照表　・・・・19
７．損益計算書　・・・・31
８．基金等変動計算書　・・・・33
９．経常利益等の明細（基礎利益）　・・・・35
10．剰余金処分案　・・・・36
11．債務者区分による債権の状況　・・・・37
12．リスク管理債権の状況　・・・・37
13．貸倒引当金の明細　・・・・38
14．ソルベンシー・マージン比率　・・・・39
15．２０２０年度特別勘定の状況　・・・・40
16．保険会社及びその子会社等の状況　・・・・42

Ⅱ．２０２０年度決算補足資料

２０２１年５月２６日
日本生命保険相互会社

Ⅰ．２０２０年度決算の概要

1. 主要業績

(1)年換算保険料

・保有契約

（単位:億円，%）

区分	2019年度末		2020年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	27,001	98.6	26,492	98.1
個人年金保険	10,616	105.2	10,889	102.6
合　計	37,618	100.4	37,382	99.4
うち医療保障・生前給付保障等	6,571	103.0	6,638	101.0

・新契約

（単位:億円，%）

区分	2019年度		2020年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	1,624	66.0	1,456	89.7
個人年金保険	880	135.1	643	73.1
合　計	2,504	80.5	2,099	83.8
うち医療保障・生前給付保障等	570	121.1	431	75.7

(注) 1. 「年換算保険料」とは，1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ，1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は，保険料を保険期間で除した金額)。
2. 「医療保障・生前給付保障等」については，医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がいのみを事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
3. 新契約年換算保険料は、新契約に転換による純増加を加えた数値です。

(2)保有契約高及び新契約高

・保有契約高

（単位:千件，億円，%）

区分	2019年度末				2020年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	29,111	104.3	1,325,065	97.9	29,714	102.1	1,296,936	97.9
個人年金保険	4,088	103.1	248,128	103.7	4,137	101.2	251,483	101.4
団体保険	－	－	978,894	100.8	－	－	987,791	100.9
団体年金保険	－	－	133,871	101.6	－	－	136,490	102.0

(注) 1. 個人年金保険の金額については，年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険の金額については，責任準備金の金額です。

・新契約高

（単位:千件，億円，%）

区分	2019年度						2020年度					
	件数		金額				件数		金額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	4,716	100.8	64,046	92.5	63,749	296	3,796	80.5	57,374	89.6	56,413	960
個人年金保険	277	120.6	20,398	135.3	20,166	232	202	73.2	14,674	71.9	14,580	94
団体保険	－	－	2,001	34.4	2,001		－	－	2,704	135.1	2,704	
団体年金保険	－	－	2	45.4	2		－	－	20	765.7	20	

(注) 1. 新契約は保障追加制度を利用して加入された契約を含み、転換契約は保障見直し制度と一部保障見直し制度を利用して加入された契約となります。
2. 件数は、新契約に転換後契約を加えた数値です。
3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。
4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

(3)主要収支項目

（単位:億円、%）

区分	2019年度	前年度比	2020年度	前年度比
保険料等収入	45,261	94.8	42,646	94.2
資産運用収益	17,768	107.7	20,830	117.2
保険金等支払金	36,293	99.3	38,034	104.8
資産運用費用	5,087	147.4	2,274	44.7
経常利益	3,512	91.6	4,310	122.7

(4)剰余金処分案

（単位:億円、%）

区分	2019年度	前年度比	2020年度	前年度比
当期未処分剰余金	1,844	72.0	3,291	178.5
社員配当準備金繰入額	1,851	87.4	2,760	149.1
差引純剰余金	142	20.4	556	390.1

(5)総資産

（単位:億円、%）

区分	2019年度末	前年度末比	2020年度末	前年度末比
総資産	690,711	101.4	739,742	107.1

２．２０２０年度の一般勘定資産の運用状況

（１）運用環境

2020 年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた経済活動自粛の影響から大幅なマイナス成長となりました。政府の経済対策や日銀の金融政策に支えられ、持ち直しに向かう動きもみられましたが、経済活動の水準は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばとなっています。

○ 日経平均株価は、18,065 円で始まった後、政府の経済対策や日銀の緩和的な金融政策が支えとなり、景気回復期待が高まったことから株価は上昇しました。年度後半には、米国大統領選挙の決着や新型コロナウイルス感染症のワクチンの開発・普及等をきっかけに株価は一段高となり、3 月末は 29,178 円となりました。

○ 10 年国債利回りは、0.00%で始まった後、日銀による緩和的な金融政策が継続し、おおむね横ばい圏で推移しました。一時、米長期金利の上昇や日銀の政策点検に向けた思惑等を背景に 0.16%まで上昇しましたが、3 月末は 0.09%となりました。

○ 円／ドルレートは、107 円台で始まった後、米国内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景に円高ドル安方向に推移し、1 月前半には米上院決選投票の結果判明までの不透明感から一時 102 円台まで円高ドル安が進みました。その後、バイデン政権による大規模な経済対策の発表等をきっかけとした米長期金利の上昇に伴いドル買いが強まり、3 月末は 110 円 71 銭まで円安が進行しました。
円／ユーロレートは、118 円台で始まった後、欧州復興基金の合意等によってＥＵ域内の財政支援による景気回復期待から、円安ユーロ高方向で推移し、3 月末は 129 円 80 銭となりました。

（２）運用の概況

2020 年度末の一般勘定資産残高は、2019 年度末から 4 兆 8,782 億円増加し、72 兆 7,469 億円（前年度末比＋7.2%増）となりました。

運用にあたっては、円建の安定した収益が期待できる公社債等を中核に据えました。また、中長期的な収益向上の観点から、経営の安定性に配慮しながら許容できるリスクの範囲内で、株式、外国証券等に投資しました。

- 公社債は、円金利資産内の優位性を勘案しつつ、金利上昇の機会を捉え残高を積み増しました。
- 貸付金は、与信リスクを的確に見極め、安全性・安定性の高い優良案件への貸出に努めました。
- 国内株式は、中長期的な観点から企業の収益性や配当等の状況に着目しつつ銘柄入替を実施し、ポートフォリオの収益力向上に努めました。
- 外国証券は、外貨建公社債について、為替動向をふまえ投資を行いました。また、為替ヘッジ付きの公社債について、円金利資産内の優位性を勘案した投資を行いました。

（３）運用収支の状況

資産運用収益は、有価証券売却益が増加したこと等から、1 兆 9,648 億円と前年同期より増加しました。（2019 年度 1 兆 7,768 億円）

資産運用費用は、有価証券評価損が減少したこと等から、2,274 億円と前年同期より減少しました。（2019 年度 4,663 億円）

その結果、資産運用収支は、前年同期比 4,268 億円増加し、1 兆 7,373 億円となりました。

（４）資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクであり、市場リスク・信用リスク・不動産投資リスクに分類されます。生命保険は長期にわたる契約であるため、資産運用においても負債特性をふまえた長期的な観点からのリスク管理が必要です。このため、中長期的な運用成果を重視したリスク・リターン分析等を通じて、効率的なポートフォリオ管理に努めています。

当社では、「リスク管理統括部」の中に資産運用リスクを統合管理する「運用リスク管理室」を設け、リスク管理体制の整備・高度化を通じ、収益の安定化を図りつつ、損失を許容される範囲内に収めるよう努めています。

ａ．市場リスク管理

市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制する観点から、必要に応じて資産ごと及び運用目的ごとに運用限度枠を設定の上、モニタリングを実施し、リスク分散に留意したポートフォリオの構築に努めています。また、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、市場バリュー・アット・リスクを合理的に算出し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っています。

ｂ．信用リスク管理

信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査等の信用力分析を行う体制の整備、信用リスクに見合った取引条件の設定、信用リスクが特定の企業グループや国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めています。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算出し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

ｃ．不動産投資リスク管理

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等により不動産収益が減少する、または市況の悪化等により不動産価格が下落し、損失を被るリスクです。不動産投資リスクの管理にあたっては、個々の不動産投資案件について、投融資執行部門から独立した「財務審査部」による、厳格な審査を実施しています。また、投資利回りや価格に関する警戒域を設定することにより、採算性の落ちた不動産について重点的な管理を実施しています。

（５）ＡＬＭ

生命保険会社が長期に安定した経営を行うためには、将来の保険金をお支払いするための負債（責任準備金）と運用資産の状況を把握し運用期間等を調整する、ＡＬＭの考え方に基づくことが重要です。当社では、保険商品ごとの、負債キャッシュ・フロー、予定利率を下回るリスク、リスク許容度等を分析・検討し、「経営会議」や「リスク管理委員会」で中長期的な運用方針を決定しております。

3. 資産運用の実績（一般勘定）

(1) 資産の構成

（単位：億円，%）

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	9,965	1.5	9,843	1.4
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	2,190	0.3	1,726	0.2
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	337	0.0	1	0.0
有価証券	564,276	83.1	615,058	84.5
公社債	246,581	36.3	262,254	36.1
株式	78,582	11.6	105,782	14.5
外国証券	204,714	30.2	212,641	29.2
公社債	141,910	20.9	137,670	18.9
株式等	62,803	9.3	74,970	10.3
その他の証券	34,398	5.1	34,379	4.7
貸付金	74,118	10.9	74,307	10.2
保険約款貸付	5,542	0.8	4,908	0.7
一般貸付	68,575	10.1	69,398	9.5
不動産	16,587	2.4	16,866	2.3
うち投資用不動産	10,613	1.6	10,707	1.5
繰延税金資産	—	—	—	—
その他	11,238	1.7	9,748	1.3
貸倒引当金	△26	△0.0	△82	△0.0
一般勘定資産計	678,687	100.0	727,469	100.0
うち外貨建資産	196,873	29.0	206,757	28.4

（注）「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(2) 資産の増減

（単位：億円）

区分	2019年度	2020年度
	金額	金額
現預金・コールローン	△828	△121
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	△249	△464
商品有価証券	—	—
金銭の信託	206	△336
有価証券	9,132	50,781
公社債	11,305	15,672
株式	△10,972	27,200
外国証券	6,118	7,927
公社債	3,200	△4,239
株式等	2,918	12,167
その他の証券	2,680	△18
貸付金	△269	188
保険約款貸付	△284	△634
一般貸付	15	823
不動産	91	278
うち投資用不動産	129	93
繰延税金資産	—	—
その他	2,319	△1,489
貸倒引当金	17	△55
一般勘定資産計	10,419	48,782
うち外貨建資産	9,678	9,883

（注）「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(3)資産運用収益

（単位：億円）

区分	2019年度	2020年度
利息及び配当金等収入	14,261	13,819
預貯金利息	65	8
有価証券利息・配当金	11,954	11,746
貸付金利息	1,218	1,086
不動産賃貸料	885	880
その他利息配当金	139	97
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	177	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	3,282	5,072
国債等債券売却益	411	507
株式等売却益	684	893
外国証券売却益	2,179	3,671
その他	5	—
有価証券償還益	21	36
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	684
貸倒引当金戻入額	12	—
投資損失引当金戻入額	—	21
その他運用収益	13	11
合　計	17,768	19,648

(4)資産運用費用

（単位：億円）

区分	2019年度	2020年度
支払利息	332	284
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	341
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	487	401
国債等債券売却損	2	23
株式等売却損	262	338
外国証券売却損	222	40
その他	0	0
有価証券評価損	2,023	49
国債等債券評価損	—	—
株式等評価損	1,424	18
外国証券評価損	598	30
その他	0	0
有価証券償還損	127	147
金融派生商品費用	839	480
為替差損	294	—
貸倒引当金繰入額	—	59
投資損失引当金繰入額	54	—
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	175	178
その他運用費用	329	332
合　計	4,663	2,274

(5)資産運用に係わる諸効率

①資産別運用利回り

（単位：%）

区分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	0.03	0.24
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	1.77	1.84
商品有価証券	—	—
金銭の信託	84.23	△251.94
有価証券	2.25	3.24
うち 公社債	1.68	1.98
うち 株式	2.73	4.72
うち 外国証券	2.98	4.91
公社債	2.50	4.13
株式等	4.03	6.39
貸付金	1.51	1.31
うち 一般貸付	1.26	1.11
不動産	2.78	2.76
うち 投資用不動産	4.39	4.29
一般勘定計	2.11	2.72
うち 海外投融資	2.82	4.60

（注）1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 海外投融資とは外貨建資産と円建資産の合計です。

②日々平均残高

（単位：億円）

区分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	9,584	8,494
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	2,168	1,945
商品有価証券	—	—
金銭の信託	210	135
有価証券	497,807	515,355
うち 公社債	236,702	255,583
うち 株式	48,088	46,367
うち 外国証券	181,952	181,203
公社債	125,066	118,740
株式等	56,886	62,462
貸付金	74,540	74,983
うち 一般貸付	68,886	69,579
不動産	16,560	16,643
うち 投資用不動産	10,573	10,472
一般勘定計	619,803	638,321
うち 海外投融資	197,842	197,591

(6)売買目的有価証券の評価損益

（単位：億円）

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	331	279	0	△253

（注）1. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託の貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。
2. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託内で保有している現預金及びコールローンは含んでいません。

(7) 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:億円)

区分	2019年度末					2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
責任準備金対応債券	217,703	255,132	37,429	37,657	△227	236,738	266,508	29,770	31,228	△1,457
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	1,342	1,904	562	563	△0	1,286	2,832	1,545	1,545	—
その他有価証券	275,572	333,416	57,843	64,110	△6,267	269,257	360,966	91,708	93,577	△1,868
公社債	30,008	31,930	1,922	2,007	△85	26,563	28,422	1,858	1,928	△70
株式	41,421	73,202	31,780	34,749	△2,968	41,173	99,816	58,642	59,650	△1,008
外国証券	170,827	192,868	22,041	25,114	△3,073	169,025	198,193	29,168	29,808	△639
公社債	121,223	140,688	19,465	20,943	△1,478	116,729	136,239	19,510	19,968	△457
株式等	49,603	52,180	2,576	4,170	△1,594	52,295	61,953	9,658	9,840	△181
その他の証券	31,223	33,320	2,096	2,231	△134	31,136	33,167	2,031	2,181	△150
買入金銭債権	462	465	2	8	△5	218	225	6	7	△0
譲渡性預金	1,629	1,628	△0	0	△0	1,140	1,139	△0	0	△0
合　計	494,618	590,453	95,835	102,331	△6,495	507,282	630,307	123,024	126,351	△3,326
公社債	244,659	283,859	39,199	39,467	△268	260,395	291,846	31,450	32,976	△1,526
株式	41,421	73,202	31,780	34,749	△2,968	41,173	99,816	58,642	59,650	△1,008
外国証券	173,487	196,153	22,665	25,784	△3,118	171,708	202,532	30,823	31,465	△641
公社債	122,550	142,079	19,528	21,051	△1,522	118,136	137,757	19,620	20,080	△459
株式等	50,936	54,073	3,137	4,732	△1,595	53,572	64,775	11,203	11,384	△181
その他の証券	31,232	33,330	2,097	2,232	△134	31,145	33,178	2,033	2,183	△150
買入金銭債権	2,187	2,278	91	97	△6	1,719	1,793	74	74	△0
譲渡性預金	1,629	1,628	△0	0	△0	1,140	1,139	△0	0	△0

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:億円)

区分	2019年度末	2020年度末
責任準備金対応債券	—	—
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
子会社・関連会社株式	10,182	11,795
その他有価証券	5,583	6,967
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	600	611
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	2	3
非上場外国債券	0	—
その他	4,980	6,353
合　計	15,766	18,763

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち、外貨建資産について為替を評価した差損益は次のとおりです。
(2019年度末:△376億円、2020年度末:295億円)

(8) 金銭の信託の時価情報

（単位：億円）

区分	2019年度末					2020年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益			貸借対照表計上額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
金銭の信託	337	337	－	－	－	1	1	－	－	－

(注) 1. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
2. 貸借対照表計上額には、金銭の信託内で保有しているデリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・運用目的の金銭の信託

（単位：億円）

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	337	279	1	△253

(注) 貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・責任準備金対応、満期保有目的、その他の金銭の信託

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

4. 2020年度決算に基づく社員配当金について

２０２０年度決算に基づく社員配当率の概要は、以下のとおりです。
・個人保険、個人年金保険については、２０１２年４月２日以後契約について、危険差益配当金を一部引き上げます。
・団体年金保険については、団体年金配当ルールに基づき、配当基準利回りを設定します。
・団体保険等については、配当率を据え置きとします。

(1) ２０２０年度決算に基づく配当率については、以下のとおりです。

【個人保険、個人年金保険】

２０１２年４月２日以後契約

≪通常配当金≫

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③及び④の合計額から⑤の額を控除した額に⑥を乗じた額
ただし、複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合には、この額を合計した額
（マイナスとなる場合はゼロとします。）

① ＜費差益配当金＞ **［据え置き］**
保険金*に費差益配当率を乗じた額
＊ 会社所定の換算による保険金（以下、本文において同じ。）

（例示）
〔 終身保険　　保険金 100 万円につき　0 円 〕

② ＜危険差益配当金＞ **［一部引き上げ］**
危険保険金に被保険者の年齢・性別、保険種類及び予定死亡表の区別等に応じた
危険差益配当率を乗じた額

（例示）
〔 2020 年 4 月 1 日以後の終身保険　男性 40 歳　　危険保険金 100 万円につき　49 円 〕

③ ＜災害疾病配当金＞ **［据え置き］**
入院給付日額等に災害疾病配当率を乗じた額

（例示）
〔 総合医療保険 基本型　男性 40 歳　入院給付日額 1,000 円につき　30 円　　〕

④ ＜利差益配当金＞ **［据え置き］**
責任準備金に予定利率等に応じた利差益配当率を乗じた額

（例示）

予定利率 0.40%の契約	1.35%
予定利率 0.85%の契約	0.80%
予定利率 1.15%の契約	0.40%
予定利率 1.35%の契約	0.20%
一時払養老保険・一時払終身保険・一時払年金保険	0　%

⑤ ＜配当調整額＞ ［据え置き］
責任準備金に予定利率等に応じた配当調整率を乗じた額

（例示）
〔 予定利率 1.65%の契約　　0.20% 〕

⑥ ＜経過別係数＞ ［据え置き］
経過年数等に応じた係数を設定

（例示）

保険種類	保険期間	経過別係数
養老保険 年金保険	10 年以下	50%（経過 1 年）から 110%（経過　5 年以上）
	10 年超　20 年以下	50%（経過 1 年）から 115%（経過 15 年以上）
	20 年超	50%（経過 1 年）から 120%（経過 30 年以上）
定期保険 終身保険	10 年以下	55%（経過 1 年）から 115%（経過　5 年以上）
	10 年超　20 年以下	55%（経過 1 年）から 120%（経過 15 年以上）
	20 年超（終身含む）	55%（経過 1 年）から 125%（経過 30 年以上）

（注）　年金支払開始後契約及び継続サポート年金支払期間中の契約については、100%とします。
保障見直し制度または一部保障見直し制度の利用により締結される契約については、経過年数に所要の調整を行います。

１９９９年４月２日以後２０１２年４月１日以前契約（ＥＸシリーズ契約）

≪配当金の支払水準≫

＜５年ごと配当金＞ ［据え置き］
契約日から５年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、
累計ポイント数に、１ポイントにつき１５円を乗じた額

＜消滅時配当金＞ ［据え置き］
保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、保険契約ごとに、
累計ポイント数に、１ポイントにつき５円を乗じた額

＜保障見直し特別配当金＞ ［据え置き］
保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険契約ごとに、
累計ポイント数に、１ポイントにつき５円を乗じた額

≪ポイント水準≫

＜通常ポイント＞ ［据え置き］
利差益配当率・配当調整率に準じてポイント率を設定

（例示）
〔 2001 年 4 月 2 日以後の終身保険　月払　責任準備金 100 万円につき　0ポイント 〕

＜健康ポイント＞

◇定期健康ポイント　**［据え置き］**

保険料払込免除事由が発生していない場合、被保険者の年齢・性別、保険種類及び予定死亡表の区別等に応じたポイント率を設定

（例示）

［2007年4月2日以後の終身保険　男性　40歳
危険保険金100万円につき　0ポイント］

◇災害疾病健康ポイント　**［据え置き］**

特約種類等に応じたポイント率を設定

（例示）

［総合医療特約　　保険料（年額）＊1万円につき　0ポイント］

＊ 会社所定の換算による保険料（年額）（以下、本文において同じ。）

１９９９年４月１日以前契約（毎年配当契約）

≪通常配当金≫

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③及び④の合計額から⑤の額を控除した額
（マイナスとなる場合はゼロとします。）

①　＜費差益配当金＞　**［据え置き］**

保険金に保険種類等に応じた費差基本配当率を乗じた額

（例示）

［1996年4月2日以後の終身保険　　保険金100万円につき　350円］

さらに、保険料払込中契約について、保険金額が2,000万円を超える部分に対し、保険金額等に応じた費差上乗せ配当率を乗じた額を上乗せします。

（例示）

［保険金額5,000万円（うち終身保険金500万円）の定期付終身保険
保険金100万円につき　535円］

②　＜危険差益配当金＞　**［据え置き］**

危険保険金に被保険者の年齢・性別、保険種類及び予定死亡表の区別等に応じた危険差益配当率を乗じた額

（例示）

［1996年4月2日以後の終身保険　男性　40歳
危険保険金100万円につき　0円］

③ ＜災害疾病特約配当金＞ ［据え置き］
災害特約、疾病特約等が付加されている場合には、その特約の種類に応じた額

（例示）
1990 年 4 月 2 日以後の災害割増特約
災害保険金　100 万円につき　50 円
1987 年 4 月 2 日以後の新入院医療特約　本人型 40 歳
入院給付日額　1,000 円につき 500 円

④ ＜利差益配当金＞ ［据え置き］
責任準備金に予定利率等に応じた利差益配当率を乗じた額

（例示）
1996 年 4 月 2 日以後の終身保険　月払　0　％

⑤ ＜配当調整額＞ ［据え置き］
責任準備金に予定利率等に応じた配当調整率を乗じた額

（例示）
1996 年 4 月 2 日以後の終身保険　月払　1.50％

≪健康配当金≫

＜定期健康配当金＞ ［据え置き］
定期保険特約等について、保険期間の満了する契約に対し、保険料（年額）に
契約年度等に応じた定期健康配当率を乗じた額

＜災害疾病健康配当金＞ ［据え置き］
災害入院特約、入院医療特約等について、特約の保険期間の満了する契約または
保障見直し制度の利用により消滅する契約等に対し、
保険料（年額）に特約付加年度等に応じた災害疾病健康配当率を乗じた額

≪消滅時配当金≫ ［据え置き］
保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、
終身・養老部分の責任準備金に予定利率及び契約年度等に応じた消滅時配当率を乗じた額

≪保障見直し特別配当金≫ ［据え置き］
保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険金に保険種類及び契約年度に応じた
保障見直し特別配当率を乗じた額

１９９９年４月１日以前契約（ＮＥＯ契約）

≪５年ごと利差配当金≫

５年ごとに利差配当金を通算した額（マイナスとなる場合はゼロとします。）

・各決算年度の利差配当金は、毎年配当契約の利差益配当率・配当調整率に準じて設定

≪５年ごと危険差配当金≫

５年ごとに危険差（死差）配当金を通算した額（５年ごと利差配当金をマイナスのためゼロとした契約については、そのマイナスの額を合計した額とし、合計後の額がマイナスとなるときはゼロとします。）

・各決算年度の危険差（死差）配当金は、危険保険金に被保険者の年齢・性別及び保険種類等に応じた危険差益（死差益）配当率を乗じた額

（例示）

終身保険　男性 40 歳［2020 年度決算に基づく部分］
危険保険金 100 万円につき　0 円

≪定期健康配当金・消滅時配当金≫ **［据え置き］**

毎年配当契約に準じて設定

≪保障見直し特別配当金≫ **［据え置き］**

毎年配当契約に準じて設定

【団体年金保険】

責任準備金に配当率を乗じた額

（例示）

・予定利率 0.75%の契約	…	1.06%	［前年度 0.25%］
・予定利率 1.25%（払戻等控除有り）の契約	…	1.24%	［前年度 0.29%］
・予定利率 1.25%（払戻等控除無し）の契約	…	0.48%	［前年度 0.25%］

【団体保険等】

配当率を据え置きとします。

(2) ２０２０年度決算に基づく社員配当金を例示しますと以下のとおりです。

【２０１２年４月２日以後契約】

（例１）定期保険＋終身保険

〔60 歳払込満了、年払、男性、
死亡保険金 2,000 万円うち終身保険金 100 万円〕

2017 年度契約＜経過 4 年＞　（単位：円）

加入年齢*1	保険料*2	配当金*3
30 歳	98,294（ 149,385 ）	3,455（+ 512）
40 歳	142,634（ 185,954 ）	8,204（+ 1,765）
50 歳	267,701（ － ）	21,658（+ 3,933）

*1　定期保険の保険期間は、30 歳加入契約は 15 年、40 歳・50 歳加入契約は 10 年とします。
*2　「保険料」欄の（ ）内は、定期保険更新後の保険料を示します。
*3　「配当金」欄の（ ）内は、前年度配当金との差額を示します。（以下、２０１２年４月２日以後契約において同じ。）

（例２）年金保険

〔60 歳払込満了、年払、女性、60 歳年金開始、
10 年確定、年金年額 60 万円〕

2017 年度契約＜経過 4 年＞　（単位：円）

加入年齢	保険料	配当金
30 歳	189,354	3,174（+ 888）

（例３）長期定期保険

〔100 歳払込満了、年払、男性、死亡保険金 1 億円〕

2017 年度契約＜経過 4 年＞　（単位：円）

加入年齢	保険料	配当金
40 歳	2,458,900	91,700（+21,200）

【ＥＸシリーズ契約】

（例４）定期付終身保険

〔60 歳払込満了、年払、男性、20 倍型、
死亡保険金 5,000 万円うち終身保険金 250 万円〕

2011 年度契約＜経過 10 年＞　（単位：ポイント、円）

加入年齢*1	保険料*2	累計ポイント*3	５年ごと配当金*4
30 歳	180,862 （ 363,072 ）	914 (+ 0)	13,710 (+ 7,485)
40 歳	275,382 （ 453,839 ）	1,681 (+ 0)	25,215 (+ 16,320)
50 歳	543,607 （ － ）	3,614 (+ 0)	70,765 (+ 54,985)

*1　定期保険特約の保険期間は、30 歳加入契約は 15 年、40 歳・50 歳加入契約は 10 年とします。
*2　「保険料」欄の（ ）内は、定期保険特約更新後の保険料を示します。
*3　「累計ポイント」欄の（ ）内は、前年度の累計ポイントとの差を示します。
（以下、ＥＸシリーズ契約において同じ。）
*4　「５年ごと配当金」欄の（ ）内は、前回の５年ごと配当金との差額を示します。
（以下、ＥＸシリーズ契約において同じ。）

（例５）終身保険

〔60 歳払込満了、年払、男性、保険金 1,000 万円〕

2011 年度契約＜経過 10 年＞　（単位：ポイント、円）

加入年齢	保険料	累計ポイント	５年ごと配当金
30 歳	245,530	394 (+ 0)	5,910 (+ 3,330)

（例６）年金保険

〔60 歳払込満了、年払、男性、60 歳年金開始、
10 年確定、年金年額 100 万円〕

2011 年度契約＜経過 10 年＞　（単位：ポイント、円）

加入年齢	保険料	累計ポイント	５年ごと配当金
30 歳	277,980	316 (+ 0)	4,740 (+ 2,820)

【毎年配当契約】

（例７）定期付終身保険

〔全期型、30 歳加入、60 歳払込満了、年払、男性、
20 倍型、死亡保険金 5,000 万円うち終身保険金 250 万円〕

（単位：円）

加入年度＜経過年数＞	保険料	継続中の契約*1	死亡契約*2
1998 年度＜23 年＞	261,574	0（　　0）	50,000,000（　　0）
1997 年度＜24 年＞	261,574	0（　　0）	50,000,000（　　0）
1996 年度＜25 年＞	261,574	0（　　0）	50,000,000（　　0）

*1　「継続中の契約」欄の（　）内は、前年度受取金額との差額を示します。（以下、毎年配当契約において同じ。）

*2　「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
また、（　）内は、前年度における契約応当日以後に仮に死亡した場合の受取金額との差額を示します。

（例８）養老保険

〔30 歳加入、30 年満期、年払、男性、保険金 100 万円〕

（単位：円）

加入年度＜経過年数＞	保険料	継続中の契約	満期・死亡契約*1
1996 年度＜25 年＞	27,323	0（　　0）	（死亡）　1,000,000
1991 年度＜30 年＞	19,578	―	（満期）　1,000,000

*1　「満期・死亡契約」欄は、満期または契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

5. 2020年度末保障機能別保有契約高

（単位：千件、億円）

項目		個人保険		個人年金保険		団体保険		合 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
死亡保障	普通死亡	29,319	1,286,595	—	—	27,581	987,655	56,900	2,274,250
	災害死亡	2,056	250,418	65	1,473	2,676	31,133	4,799	283,026
	その他の条件付死亡	140	1,635	—	—	68	1,242	208	2,878
生存保障		395	10,341	4,137	251,483	7	136	4,540	261,961
入院保障	災害入院	6,406	417	216	9	1,320	13	7,943	440
	疾病入院	6,399	417	215	9	—	—	6,614	427
	その他の条件付入院	5,426	376	48	2	57	0	5,532	378
障がい保障		6,986	—	55	—	2,595	—	9,637	—
手術保障		9,572	—	215	—	—	—	9,787	—

項目	団体年金保険		財形保険・財形年金保険		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生存保障	8,805	136,490	156	4,443	8,961	140,933

項目	医療保障保険	
	件数	金額
入院保障	843	37

項目	就業不能保障保険	
	件数	金額
就業不能保障	1,459	573

（注）1. 団体保険、団体年金保険、財形保険・財形年金保険、医療保障保険及び就業不能保障保険の件数は被保険者数を表します。
2. 「生存保障」欄の金額は、個人年金保険、団体保険（年金特約）及び財形年金保険（財形年金積立保険を除く）については、年金支払前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したもの、団体年金保険、財形保険及び財形年金積立保険については責任準備金を表します。
3. 「入院保障」欄の金額は入院給付日額を表します。入院総合保険については、日額換算して記載しています。
4. 医療保障保険の「入院保障」欄には、疾病入院に関わる数値を記載しています。
5. 就業不能保障保険の金額は就業不能保障額（月額）を表します。
6. 受再保険については、被保険者数37千名、金額334億円です。

6. 貸借対照表

（単位：百万円）

科目	2019年度末 金額	2020年度末 金額	科目	2019年度末 金額	2020年度末 金額
（資産の部）			（負債の部）		
現金及び預貯金	**1,020,742**	**861,580**	**保険契約準備金**	**57,454,671**	**58,646,060**
現金	132	54	支払備金	190,602	179,010
預貯金	1,020,609	861,526	責任準備金	56,220,282	57,420,217
コールローン	**422,906**	**540,086**	社員配当準備金	1,043,785	1,046,832
買入金銭債権	**219,068**	**172,601**	**再保険借**	**403**	**413**
金銭の信託	**33,779**	**135**	**社債**	**1,155,320**	**1,321,512**
有価証券	**57,108,802**	**62,230,764**	**その他負債**	**2,550,660**	**2,730,767**
国債	22,096,083	23,352,796	売現先勘定	1,051,931	1,014,978
地方債	779,033	908,416	借入金	408,248	538,317
社債	2,114,396	2,270,187	未払法人税等	65,352	37,088
株式	7,901,082	10,640,573	未払金	276,297	125,869
外国証券	20,651,209	21,470,903	未払費用	67,334	63,731
その他の証券	3,566,997	3,587,886	前受収益	16,094	15,804
貸付金	**7,411,809**	**7,430,704**	預り金	113,736	120,618
保険約款貸付	554,285	490,826	預り保証金	86,630	86,263
一般貸付	6,857,523	6,939,877	先物取引差金勘定	31	540
有形固定資産	**1,681,851**	**1,710,689**	金融派生商品	363,716	652,612
土地	1,124,273	1,148,601	金融商品等受入担保金	76,303	51,026
建物	518,409	515,676	リース債務	7,481	6,756
リース資産	7,772	7,038	資産除去債務	5,330	5,426
建設仮勘定	16,047	22,337	仮受金	11,973	11,714
その他の有形固定資産	15,346	17,035	その他の負債	197	17
無形固定資産	**192,824**	**189,726**	**役員賞与引当金**	**92**	**433**
ソフトウェア	100,009	92,795	**退職給付引当金**	**374,460**	**375,693**
その他の無形固定資産	92,815	96,930	**役員退職慰労引当金**	**4,304**	**－**
再保険貸	**379**	**350**	**ポイント引当金**	**8,864**	**8,528**
その他資産	**941,616**	**807,455**	**価格変動準備金**	**1,448,014**	**1,521,916**
未収金	119,601	90,895	**繰延税金負債**	**98,548**	**877,504**
前払費用	21,276	20,764	**再評価に係る繰延税金負債**	**103,072**	**101,894**
未収収益	291,473	283,709	**支払承諾**	**75,110**	**71,228**
預託金	33,559	33,678	**負債の部合計**	**63,273,522**	**65,655,953**
先物取引差入証拠金	55,062	58,114	（純資産の部）		
先物取引差金勘定	484	1	**基金**	**100,000**	**100,000**
金融派生商品	362,848	232,039	**基金償却積立金**	**1,300,000**	**1,300,000**
仮払金	4,756	2,990	**再評価積立金**	**651**	**651**
その他の資産	52,554	85,260	**剰余金**	**353,780**	**494,556**
支払承諾見返	**75,110**	**71,228**	損失填補準備金	18,394	18,993
貸倒引当金	**△2,686**	**△8,219**	その他剰余金	335,386	475,563
投資損失引当金	**△35,068**	**△32,879**	危険準備積立金	71,917	71,917
			社会厚生福祉事業助成資金	351	351
			圧縮積立金	63,729	71,855
			圧縮特別勘定積立金	14,790	2,069
			別段積立金	170	170
			当期未処分剰余金	184,426	329,199
			基金等合計	**1,754,431**	**1,895,208**
			その他有価証券評価差額金	**4,165,946**	**6,642,100**
			繰延ヘッジ損益	**△68,056**	**△161,590**
			土地再評価差額金	**△54,706**	**△57,447**
			評価・換算差額等合計	**4,043,182**	**6,423,062**
			純資産の部合計	**5,797,613**	**8,318,270**
資産の部合計	**69,071,135**	**73,974,223**	**負債及び純資産の部合計**	**69,071,135**	**73,974,223**

（貸借対照表の注記）

1.（1） 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に基づき有価証券として取り扱うものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。

①売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）

②満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）

③「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）

④子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社および保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については、移動平均法に基づく原価

⑤その他有価証券

イ 時価のあるもののうち、株式（外国株式を含む）については、期末日以前１カ月の市場価格等の平均に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）、それ以外の有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）

ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価

（2） その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

①一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約

②新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品（円建）について、全ての保険契約

③有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約

④上記を除く全ての一時払商品（米ドル建）契約

⑤上記を除く全ての一時払商品（豪ドル建）契約

⑥上記を除く全ての一時払商品（ユーロ建）契約

3. 金融派生商品および金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。

4. ①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

（ｉ） 建物

定額法により行っております。

（ⅱ） 上記以外

定率法により行っております。

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が 20 万円未満のものの一部については、3 年間で均等償却を行っております。

ロ リース資産

（ｉ） 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。

（ⅱ） 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間に基づく定額法により行っております。

②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」（企業会計審議会）に基づき行っております。
なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場または期末日以前１カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。

6. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。
①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、以下(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
なお、経済状況に大きな影響を与える突発的な事象が発生した場合、将来の業績悪化が見込まれる債務者に対する債権については、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。
(2) 全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
(3) 破綻先および実質破綻先に対する債権（担保・保証付債権を含む）については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は 2,514 百万円（担保・保証付債権に係る額 64 百万円）であります。

7. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

9. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
(2) 退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
②数理計算上の差異の処理年数	5 年
③過去勤務費用の処理年数	5 年

10. 2020 年 7 月 2 日の総代会において、役員退任慰労金制度を廃止することを決議しております。これにより、同制度に基づく支払いが確定したことから、未払分 4,432 百万円を役員退職慰労引当金から取り崩し、未払金に振り替えております。

11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

12. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算定した額を計上しております。

13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。

①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 26 号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
金利スワップ	貸付金、外貨建貸付金、保険契約
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債
為替予約	外貨建債券等
株式先渡	国内株式

③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

15. 当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

16. 当社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020 年 3 月 31 日企業会計基準委員会実務対応報告第 39 号）に基づき、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

17. 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。

なお、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2018 年度より、一部の個人年金保険契約を対象に 5 年間にわたり追加して積み立てることとしていた責任準備金については、当期に一括して積み立てております。また、2019 年度より、一部の終身保険契約（一時払契約を含む）について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約（一時払契約を含む）については、6 年間にわたり段階的に積み立てることとしておりましたが、3 年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当期に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が 369,175 百万円増加し、また、経常利益および税引前当期純剰余が 369,175 百万円減少しております。

18. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号）を当期末より適用しております。
当該会計基準に基づき識別した重要な会計上の見積りは、子会社株式及び関連会社株式の評価であります。
当期末の貸借対照表に計上されている子会社株式及び関連会社株式の金額は、1,308,172 百万円であります。市場価格のない子会社株式及び関連会社株式については、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がありますが、生命保険会社である子会社および関連会社の株式の評価に際しては、実質価額として当該子会社等の企業価値評価額を使用しております。企業価値評価額の算定には、子会社等の将来業績や、新型コロナウイルスの影響期間等の仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、子会社株式及び関連会社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。詳細は、連結損益計算書の注記第２項をご参照ください。

19. 一般勘定（保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。
これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。
主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。
市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。
信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

20.（1）　主な金融商品の貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
現金及び預貯金(譲渡性預金)	113,998	113,998	－
その他有価証券	113,998	113,998	－
買入金銭債権	172,601	179,347	6,745
責任準備金対応債券	150,013	156,759	6,745
その他有価証券	22,588	22,588	－
金銭の信託	135	135	－
売買目的有価証券	135	135	－
有価証券	60,339,883	63,462,340	3,122,457
売買目的有価証券	724,950	724,950	－
責任準備金対応債券	23,526,269	26,494,134	2,967,864
子会社株式及び関連会社株式	128,615	283,208	154,592
その他有価証券	35,960,047	35,960,047	－
貸付金(*3)	7,423,996	7,629,583	205,587
保険約款貸付	490,675	490,675	－
一般貸付	6,933,320	7,138,907	205,587
金融派生商品(*4)	(420,572)	(420,572)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	42,904	42,904	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(463,476)	(463,476)	－
社債(*3,*5)	(1,321,512)	(1,347,344)	(25,832)
売現先勘定(*5)	(1,014,978)	(1,014,978)	－
借入金(*5)	(538,317)	(539,218)	(901)

(*1)貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2)当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(*3)金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*4)金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(*5)社債、売現先勘定および借入金は負債に計上しており、( )で示しております。

（2）　主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

①有価証券および預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に基づき有価証券として取り扱うもの

イ　市場価格のあるもの

期末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式および外国株式については、期末日以前 1 カ月の市場価格の平均によっております。

ロ　市場価格のないもの

将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。

②貸付金

イ　保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

ロ　一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

③金融派生商品

イ　先物取引の市場取引の時価については、期末日の清算値または終値によっております。

ロ　株式オプション取引の時価については、主に期末日の清算値または終値、外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

ハ　金利スワップ取引、金利スワップション取引、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および先渡取引の時価については、主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

④金銭の信託

上記①および③の算定方法に準じ、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。

⑤社債

期末日の市場価格によっております。

⑥売現先勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑦借入金

変動金利借入の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利借入の時価については、原則、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れの時価については、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格によっております。

(3)　非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式 1,179,556 百万円、その他有価証券 711,324 百万円であります。

(4)　保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品、特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は 50,015 百万円であります。

②満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

③責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	146,825	153,603	6,777
	公社債	19,474,557	22,579,362	3,104,804
	外国証券	120,625	129,870	9,245
	小計	19,742,009	22,862,836	3,120,827
時価が貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	3,188	3,155	△32
	公社債	3,908,605	3,763,027	△145,577
	外国証券	22,481	21,873	△ 607
	小計	3,934,274	3,788,057	△146,217
合計		23,676,283	26,650,893	2,974,609

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えるもの	現金及び預貯金 （譲渡性預金）	55,000	55,000	0
	買入金銭債権	14,297	15,016	718
	公社債	2,337,162	2,530,043	192,880
	株式	3,579,363	9,544,442	5,965,078
	外国証券	15,114,971	18,095,796	2,980,825
	その他の証券	2,142,186	2,360,385	218,199
	小計	23,242,981	32,600,684	9,357,702
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えないもの	現金及び預貯金 （譲渡性預金）	59,000	58,998	△1
	買入金銭債権	7,596	7,571	△24
	公社債	319,236	312,208	△7,028
	株式	538,025	437,210	△100,814
	外国証券	1,787,530	1,723,573	△63,956
	その他の証券	971,416	956,386	△15,029
	小計	3,682,805	3,495,949	△186,855
合計		26,925,786	36,096,633	9,170,847

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの 711,324 百万円は含めておりません。

当期において、時価のあるものにつき 308 百万円減損処理を行っております。

なお、時価のある株式（外国株式を含む）については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものにつき、原則として期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ期末日以前 1 カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ　期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%以下の銘柄

ロ　期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%超 70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(5)　主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預貯金(譲渡性預金)	114,000	－	－	－
その他有価証券	114,000	－	－	－
買入金銭債権	6,109	2,522	40,522	122,515
責任準備金対応債券	109	2,522	40,522	106,758
その他有価証券	6,000	－	－	15,757
有価証券	1,060,176	5,690,269	12,146,617	28,121,646
責任準備金対応債券	381,021	2,801,548	4,376,996	15,930,462
その他有価証券	679,154	2,888,720	7,769,621	12,191,183
貸付金	917,341	2,307,487	1,873,480	1,838,217
社債	－	－	－	1,321,512
売現先勘定	1,014,978	－	－	－
借入金	2,442	15,874	－	520,000

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの 5,099 百万円は含めておりません。

21.　当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は 1,197,817 百万円、時価は 1,607,373 百万円であります。

当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は 3,299 百万円であります。

22.（1）　貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は 29,456 百万円であります。その内訳は、次のとおりです。

①破綻先債権額は 1,014 百万円、延滞債権額は 25,806 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金に該当しないものであります。

②3 カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

③貸付条件緩和債権額は 2,635 百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

（2）　取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は 2,448 百万円、延滞債権額は 66 百万円それぞれ減少しております。

23.　有形固定資産の減価償却累計額は 1,152,548 百万円であります。

24.　保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定資産の額は 1,227,305 百万円であります。

なお、負債の額も同額であります。

25.　子会社等に対する金銭債権の総額は 62,548 百万円、金銭債務の総額は 6,990 百万円であります。

26.　社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ　当期首現在高	1,043,785 百万円
ロ　前期剰余金よりの繰入額	185,145 百万円
ハ　当期社員配当金支払額	203,557 百万円
ニ　利息による増加額	21,458 百万円
ホ　当期末現在高（イ＋ロ－ハ＋ニ）	1,046,832 百万円

27. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還をすることが可能であります。

通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012 年 10 月	2022 年 10 月以降の各利払日
2014 年 10 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2016 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2017 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2020 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日

28. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 520,000 百万円が含まれております。

また、2021 年 5 月 11 日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	2,000 億円
利率	2031 年 5 月 11 日まで 年 0.97%（固定金利） 2031 年 5 月 12 日以降 固定金利（ステップアップあり・5 年ごとにリセット）
返済期限	2051 年 5 月 11 日の 3 銀行営業日前（2031 年 5 月 11 日およびその 5 年後ごとの応当日の 3 銀行営業日前に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上返済可能）
資金使途	一般事業資金

29. 担保に供されている資産の額は、有価証券 2,002,158 百万円、土地 252 百万円、建物 40 百万円であります。また、担保に係る債務の額は 1,014,997 百万円であります。

なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却 946,842 百万円および売現先勘定 1,014,978 百万円をそれぞれ含んでおります。

30. 子会社等の株式および出資金の総額は 1,308,172 百万円であります。

なお、当社は、少額短期保険子会社（以下「新会社」という）の設立に向け、2021 年 4 月 30 日にニッセイ少額短期設立準備株式会社（以下「準備会社」という）を設立しております。

①新会社設立の目的

ライフスタイルの変化、個人の価値観の多様化やデジタル環境の普及等を背景に多様化するお客様ニーズに対応するべく、生保・損保の両領域で、さまざまな保険商品を柔軟かつ迅速に提供していくことを目的としております。

②準備会社の概要

イ 社名　ニッセイ少額短期設立準備株式会社

ロ 本店所在地　東京都千代田区

ハ 資本金　5 億 9,999 万円（資本準備金含む）

③設立の時期

2021 年 4 月 30 日

④準備会社の設立後の持分比率

100%

⑤その他

新会社の設立に際しては、当社による保険業法第 272 条の 31 第 1 項に基づく金融庁長官の承認および保険業法第 106 条第 7 項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第 272 条に基づく少額短期保険業の登録が条件となります。

31. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は 2,843,542 百万円であります。

32. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は 389,126 百万円であります。

33. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は 343,726 百万円であります。

34. 保険業法施行令第 37 条の 4 に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社に対応する見積額は 72,187 百万円であります。なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。

35. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	631,072 百万円
ロ 勤務費用	27,316 百万円
ハ 利息費用	3,786 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	4,388 百万円
ホ 退職給付の支払額	△40,874 百万円
ヘ 期末における退職給付債務（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）	625,689 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	238,608 百万円
ロ 期待運用収益	3,221 百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	11,991 百万円
ニ 事業主からの拠出額	6,681 百万円
ホ 退職給付の支払額	△17,002 百万円
ヘ 期末における年金資産（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）	243,500 百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	250,573 百万円
ロ 年金資産	△243,500 百万円
	7,072 百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	375,115 百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	△11,765 百万円
ホ 未認識過去勤務費用	5,271 百万円
ヘ 退職給付引当金（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）	375,693 百万円

④退職給付に関連する損益

イ　勤務費用	27,316 百万円
ロ　利息費用	3,786 百万円
ハ　期待運用収益	△3,221 百万円
ニ　数理計算上の差異の当期の費用処理額	5,223 百万円
ホ　過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317 百万円
ヘ　確定給付制度に係る退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）	31,787 百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ　生命保険一般勘定	49.8%
ロ　現金及び預貯金	20.6%
ハ　外国証券	19.9%
ニ　国内債券	6.0%
ホ　国内株式	3.7%
ヘ　合計（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）	100.0%

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ　割引率	0.6%
ロ　長期期待運用収益率	1.4%

(3)　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 2,249 百万円です。

36. (1)　繰延税金資産の総額は 1,812,734 百万円であり、繰延税金負債の総額は 2,624,769 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 65,469 百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 1,084,110 百万円、価格変動準備金 424,614 百万円および退職給付引当金 104,818 百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金 2,542,367 百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、株式の時価上昇に伴う評価性引当額の減少であります。

(2)　当期における法定実効税率は 27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△22.4%であります。

37.　土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	2002 年 3 月 31 日
再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める公示価格および第 2 条第 4 号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

38.　保険業法施行規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の額は 213 百万円であります。

39.　保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する額は 6,481,161 百万円であります。

7. 損益計算書

（単位：百万円）

科目	2019年度 金額	2020年度 金額
経常収益	**6,479,945**	**6,475,334**
保険料等収入	**4,526,109**	**4,264,628**
保険料	4,525,225	4,263,255
再保険収入	884	1,372
資産運用収益	**1,776,868**	**2,083,028**
利息及び配当金等収入	1,426,177	1,381,994
預貯金利息	6,524	874
有価証券利息・配当金	1,195,430	1,174,673
貸付金利息	121,811	108,633
不動産賃貸料	88,504	88,036
その他利息配当金	13,906	9,776
金銭の信託運用益	17,720	—
有価証券売却益	328,211	507,284
有価証券償還益	2,193	3,690
為替差益	—	68,465
貸倒引当金戻入額	1,233	—
投資損失引当金戻入額	—	2,188
その他運用収益	1,333	1,177
特別勘定資産運用益	—	118,226
その他経常収益	**176,968**	**127,678**
年金特約取扱受入金	10,005	7,409
保険金据置受入金	80,784	76,119
支払備金戻入額	47,825	11,592
その他の経常収益	38,351	32,555
経常費用	**6,128,707**	**6,044,263**
保険金等支払金	**3,629,384**	**3,803,456**
保険金	1,019,362	999,529
年金	805,445	803,471
給付金	691,317	661,384
解約返戻金	918,833	1,108,847
その他返戻金	192,941	228,332
再保険料	1,484	1,891
責任準備金等繰入額	**1,153,383**	**1,221,393**
責任準備金繰入額	1,131,660	1,199,935
社員配当金積立利息繰入額	21,722	21,458
資産運用費用	**508,797**	**227,482**
支払利息	33,220	28,437
金銭の信託運用損	—	34,144
有価証券売却損	48,704	40,193
有価証券評価損	202,393	4,963
有価証券償還損	12,745	14,736
金融派生商品費用	83,947	48,004
為替差損	29,408	—
貸倒引当金繰入額	—	5,968
投資損失引当金繰入額	5,471	—
賃貸用不動産等減価償却費	17,582	17,830
その他運用費用	32,912	33,203
特別勘定資産運用損	42,411	—
事業費	**598,746**	**575,223**
その他経常費用	**238,395**	**216,707**
保険金据置支払金	100,987	87,842
税金	51,167	51,876
減価償却費	56,691	54,314
退職給付引当金繰入額	8,562	1,233
その他の経常費用	20,985	21,439
経常利益	**351,238**	**431,070**
特別利益	**1,687**	**89**
固定資産等処分益	1,687	89
特別損失	**147,759**	**86,867**
固定資産等処分損	6,190	4,999
減損損失	2,893	4,885
価格変動準備金繰入額	66,361	73,902
不動産圧縮損	204	80
社会厚生福祉事業助成金	3,000	3,000
関係会社株式評価損	68,391	—
その他特別損失	718	—
税引前当期純剰余	**205,166**	**344,292**
法人税及び住民税	**154,061**	**134,353**
法人税等調整額	**△130,304**	**△113,520**
法人税等合計	**23,756**	**20,832**
当期純剰余	**181,410**	**323,459**

（損益計算書の注記）

1. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（改正企業会計基準第 24 号）に基づき識別した関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した重要な会計処理の原則および手続きは、次のとおりです。

(1) 保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。

(2) 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

2. 子会社等との取引による収益の総額は 28,938 百万円、費用の総額は 30,342 百万円であります。

3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 50,774 百万円、株式等 89,320 百万円、外国証券 367,189 百万円であります。

4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 2,319 百万円、株式等 33,854 百万円、外国証券 4,019 百万円であります。

5. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等 1,888 百万円、外国証券 3,074 百万円であります。

6. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額は 41 百万円であります。

7. (1) 金銭の信託運用損には、評価損益が△25,339 百万円含まれております。

(2) 金融派生商品費用には、評価損益が△11,658 百万円含まれております。

8. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

（単位：百万円）

用途	土地	建物	合計
賃貸用不動産等	147	－	147
遊休不動産等	3,299	1,438	4,738
合計	3,447	1,438	4,885

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値または正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを 3.0％で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

8. 基金等変動計算書

・2019年度

（単位：百万円）

	基金等												
				剰余金									
					その他剰余金								
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失填補準備金	社員配当平準積立金	危険準備積立金	社会厚生福祉事業助成資金	圧縮積立金	圧縮特別勘定積立金	別段積立金	当期未処分剰余金	剰余金合計	基金等合計
当期首残高	100,000	1,250,000	651	17,578	10,000	71,917	351	49,836	28,603	170	256,070	434,526	1,785,178
当期変動額													
基金の募集	50,000												50,000
社員配当準備金の積立											△211,818	△211,818	△211,818
損失填補準備金の積立				816							△816	—	—
基金償却積立金の積立		50,000									△50,000	△50,000	—
基金利息の支払											△355	△355	△355
当期純剰余											181,410	181,410	181,410
基金の償却	△50,000												△50,000
社員配当平準積立金の取崩					△10,000						10,000	—	—
社会厚生福祉事業助成資金の積立							3,000				△3,000	—	—
社会厚生福祉事業助成資金の取崩							△3,000				3,000	—	—
圧縮積立金の積立								15,163			△15,163	—	—
圧縮積立金の取崩								△1,270			1,270	—	—
圧縮特別勘定積立金の積立									663		△663	—	—
圧縮特別勘定積立金の取崩									△14,476		14,476	—	—
土地再評価差額金の取崩											16	16	16
基金等以外の項目の当期変動額（純額）													
当期変動額合計	—	50,000	—	816	△10,000	—	—	13,893	△13,812	—	△71,643	△80,746	△30,746
当期末残高	100,000	1,300,000	651	18,394	—	71,917	351	63,729	14,790	170	184,426	353,780	1,754,431

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,882,692	△31,216	△54,690	4,796,785	6,581,963
当期変動額					
基金の募集					50,000
社員配当準備金の積立					△211,818
損失填補準備金の積立					—
基金償却積立金の積立					—
基金利息の支払					△355
当期純剰余					181,410
基金の償却					△50,000
社員配当平準積立金の取崩					—
社会厚生福祉事業助成資金の積立					—
社会厚生福祉事業助成資金の取崩					—
圧縮積立金の積立					—
圧縮積立金の取崩					—
圧縮特別勘定積立金の積立					—
圧縮特別勘定積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					16
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	△716,746	△36,839	△16	△753,602	△753,602
当期変動額合計	△716,746	△36,839	△16	△753,602	△784,349
当期末残高	4,165,946	△68,056	△54,706	4,043,182	5,797,613

・2020年度

（単位：百万円）

	基金等											
				剰余金								
					その他剰余金							
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失填補準備金	危険準備積立金	社会厚生福祉事業助成資金	圧縮積立金	圧縮特別勘定積立金	別段積立金	当期未処分剰余金	剰余金合計	基金等合計
当期首残高	100,000	1,300,000	651	18,394	71,917	351	63,729	14,790	170	184,426	353,780	1,754,431
当期変動額												
社員配当準備金の積立										△185,145	△185,145	△185,145
損失填補準備金の積立				599						△599	—	—
基金利息の支払										△277	△277	△277
当期純剰余										323,459	323,459	323,459
社会厚生福祉事業助成資金の積立						3,000				△3,000	—	—
社会厚生福祉事業助成資金の取崩						△3,000				3,000	—	—
圧縮積立金の積立							9,380			△9,380	—	—
圧縮積立金の取崩							△1,254			1,254	—	—
圧縮特別勘定積立金の積立								1,007		△1,007	—	—
圧縮特別勘定積立金の取崩								△13,728		13,728	—	—
土地再評価差額金の取崩										2,740	2,740	2,740
基金等以外の項目の当期変動額（純額）												
当期変動額合計	—	—	—	599	—	—	8,126	△12,721	—	144,772	140,776	140,776
当期末残高	100,000	1,300,000	651	18,993	71,917	351	71,855	2,069	170	329,199	494,556	1,895,208

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,165,946	△68,056	△54,706	4,043,182	5,797,613
当期変動額					
社員配当準備金の積立					△185,145
損失填補準備金の積立					—
基金利息の支払					△277
当期純剰余					323,459
社会厚生福祉事業助成資金の積立					—
社会厚生福祉事業助成資金の取崩					—
圧縮積立金の積立					—
圧縮積立金の取崩					—
圧縮特別勘定積立金の積立					—
圧縮特別勘定積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					2,740
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	2,476,154	△93,533	△2,740	2,379,880	2,379,880
当期変動額合計	2,476,154	△93,533	△2,740	2,379,880	2,520,657
当期末残高	6,642,100	△161,590	△57,447	6,423,062	8,318,270

9. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

		2019年度	2020年度
基礎利益	A	647,453	656,563
キャピタル収益		457,453	596,133
商品有価証券運用益		—	—
金銭の信託運用益		17,720	—
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		328,211	507,284
金融派生商品収益		—	—
為替差益		—	68,465
その他キャピタル収益		111,522	20,382
キャピタル費用		462,402	286,663
商品有価証券運用損		—	—
金銭の信託運用損		—	34,144
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		48,704	40,193
有価証券評価損		202,393	4,963
金融派生商品費用		83,947	48,004
為替差損		29,408	—
その他キャピタル費用		97,947	159,357
キャピタル損益	B	△4,948	309,469
キャピタル損益含み基礎利益	A＋B	642,505	966,032
臨時収益		1,473	2,188
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	—
個別貸倒引当金戻入額		1,473	—
その他臨時収益		—	2,188
臨時費用		292,740	537,150
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		101,156	166,396
個別貸倒引当金繰入額		—	1,579
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		191,584	369,175
臨時損益	C	△291,266	△534,961
経常利益	A＋B＋C	351,238	431,070

（参考）その他項目の内訳

（単位：百万円）

	2019年度	2020年度
基礎利益	△13,574	138,975
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	18,118	18,811
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	△111,522	140,545
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	79,829	△20,382
その他キャピタル収益	111,522	20,382
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	—	—
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	111,522	—
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	20,382
その他キャピタル費用	97,947	159,357
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	18,118	18,811
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	140,545
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	79,829	—
その他臨時収益	—	2,188
投資損失引当金戻入額	—	2,188
その他臨時費用	191,584	369,175
投資損失引当金繰入額	5,471	—
保険業法施行規則第69条第5項に基づく責任準備金繰入額	186,113	369,175

10. 剰余金処分案

（単位：千円）

科目	2019年度	2020年度
	金額	金額
当期未処分剰余金	184,426,821	329,199,756
任意積立金取崩額	14,983,278	2,452,475
社員配当平衡積立金取崩額	—	—
圧縮積立金取崩額	1,254,517	1,390,319
圧縮特別勘定積立金取崩額	13,728,761	1,062,156
計	199,410,100	331,652,232
剰余金処分額	199,410,100	331,652,232
社員配当準備金	185,145,971	276,006,182
差引純剰余金	14,264,128	55,646,050
損失填補準備金	599,000	995,000
基金償却積立金	—	50,000,000
基金利息	277,000	277,000
任意積立金	13,388,128	4,374,050
社会厚生福祉事業助成資金	3,000,000	3,000,000
圧縮積立金	9,380,761	1,374,050
圧縮特別勘定積立金	1,007,367	—
次期繰越剰余金	—	—

11. 債務者区分による債権の状況

（単位：百万円、%）

区分		2019年度末	2020年度末
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,523	10,308
	危険債権	17,067	16,511
	要管理債権	1,563	2,635
小　計		29,155	29,456
（対合計比）		(0.27)	(0.28)
正常債権		10,945,411	10,338,632
合　計		10,974,566	10,368,089

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3.「要管理債権」とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)であり、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く)です。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

○債務者区分による債権に対する補足説明

・本表の分類・算出方法は保険業法施行規則に準じており、対象は貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金、支払承諾見返、金融機関保証付私募債です。
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2019年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権2,106百万円、2020年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権2,514百万円です。

12. リスク管理債権の状況

（単位：百万円、%）

区分	2019年度末	2020年度末
破綻先債権額	1,532	1,014
延滞債権額	26,057	25,806
3カ月以上延滞債権額	－	－
貸付条件緩和債権額	1,563	2,635
合　計	29,154	29,456
（貸付残高に対する比率）	(0.39)	(0.40)

（注）1. 破綻先及び実質破綻先に対する債権（担保・保証付債権を含む）について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は2019年度末が破綻先債権額2,027百万円、延滞債権額78百万円、2020年度末が破綻先債権額2,448百万円、延滞債権額66百万円です。
2.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4.「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5.「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
6. 資産の自己査定の結果に基づき破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先とした債務者に対する貸付金の未収利息を収益不計上としています。

13. 貸倒引当金の明細

（単位：百万円）

区分	2019年度	2020年度	比較
(1)貸倒引当金残高の内訳			
(イ) 一般貸倒引当金	1,035	5,424	4,389
(ロ) 個別貸倒引当金	1,651	2,794	1,143
(ハ) 特定海外債権引当勘定	—	—	—
(2)個別貸倒引当金			
(イ) 繰入額	3,757	5,309	1,552
(ロ) 取崩額	5,231	3,730	△1,500
［償却に伴う取崩額を除く］			
(ハ) 純繰入額	△1,473	1,579	3,053
(3)特定海外債権引当勘定			
(イ) 対象国数	—	—	—
(ロ) 債権額	—	—	—
(ハ) 繰入額	—	—	—
(ニ) 取崩額	—	—	—
(4)貸付金償却	—	—	—

14. ソルベンシー・マージン比率

（単位：百万円）

項目		2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額	(A)	13,865,444	17,717,439
基金・諸準備金等		5,143,643	5,432,807
基金等		1,569,008	1,618,924
価格変動準備金		1,448,014	1,521,916
危険準備金		1,878,267	2,044,663
一般貸倒引当金		1,035	5,424
その他		247,318	241,878
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%		5,025,159	8,042,164
土地の含み損益×85%		479,243	503,035
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		1,697,908	1,973,928
負債性資本調達手段等		1,545,320	1,841,512
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
控除項目		△55,023	△105,201
その他		29,191	29,191
リスクの合計額	$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	2,831,718	3,516,976
保険リスク相当額	R_1	115,290	114,185
第三分野保険の保険リスク相当額	R_8	85,115	88,290
予定利率リスク相当額	R_2	348,663	321,151
最低保証リスク相当額	R_7	5,620	5,378
資産運用リスク相当額	R_3	2,410,869	3,111,675
経営管理リスク相当額	R_4	59,311	72,813
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	979.2%	1,007.5%

（注）1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

（参考）

○個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率

		2019年度末	2020年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平準純保険料式	平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

（注）1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

15. 2020年度特別勘定の状況

(1)特別勘定資産残高の状況

（単位：百万円）

区分	2019年度末	2020年度末
	金額	金額
個人変額保険	94,319	112,908
個人変額年金保険	28,017	32,223
団体年金保険	1,080,089	1,082,174
特別勘定計	1,202,426	1,227,305

(2)個人変額保険(特別勘定)の状況

①保有契約高

（単位：件、百万円）

区分	2019年度末		2020年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額保険(有期型)	11,312	4,567	10,791	6,271
変額保険(終身型)	31,271	436,503	30,608	425,701
合　計	42,583	441,071	41,399	431,973

②年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

（単位：百万円、%）

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	6,019	6.4	9,060	8.0
有価証券	83,538	88.6	98,331	87.1
公社債	24,046	25.5	22,793	20.2
株式	5,358	5.7	13,747	12.2
外国証券	32,833	34.8	38,711	34.3
公社債	9,904	10.5	9,757	8.6
株式等	22,929	24.3	28,954	25.6
その他の証券	21,301	22.6	23,058	20.4
貸付金	—	—	—	—
その他	4,761	5.0	5,536	4.9
貸倒引当金	—	—	—	—
合　計	94,319	100.0	112,908	100.0

③個人変額保険特別勘定の運用収支状況

（単位：百万円）

区分	2019年度	2020年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,658	4,453
有価証券売却益	5,948	12,365
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	△3,266	5,778
為替差益	200	230
金融派生商品収益	1,395	1,333
その他の収益	5	1
有価証券売却損	6,790	3,322
有価証券償還損	0	0
有価証券評価損	2,443	△5,939
為替差損	230	180
金融派生商品費用	4,447	1,884
その他の費用	0	0
収支差額	△7,971	24,714

(3)個人変額年金保険(特別勘定)の状況

①保有契約高

(単位:件、百万円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	33,818	28,001	27,164	32,221

②年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	—	—	—	—
有価証券	27,205	97.1	31,498	97.8
公社債	6,290	22.5	4,586	14.2
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	20,915	74.7	26,912	83.5
貸付金	—	—	—	—
その他	811	2.9	724	2.2
貸倒引当金	—	—	—	—
合　計	28,017	100.0	32,223	100.0

③個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,434	1,336
有価証券売却益	332	145
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	△2,320	3,319
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	0	0
有価証券売却損	126	376
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	6,491	△7,814
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	0	0
収支差額	△7,169	12,239

16. 保険会社及びその子会社等の状況

(1)主要な業務の状況を示す指標

（単位：億円）

項目	2019年度	2020年度
経常収益	80,506	81,609
経常利益	2,813	4,756
親会社に帰属する当期純剰余	1,921	3,315
包括利益	△6,305	28,379

項目	2019年度末	2020年度末
総資産	800,811	855,899
ソルベンシー・マージン比率	1,047.5%	1,075.0%

(2)連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

連結される子会社および子法人等数	15 社
持分法適用の非連結の子会社および子法人等数	0 社
持分法適用の関連法人等数	15 社
期中における重要な関係会社の異動について	なし

(3)連結財務諸表の作成方針

1.　連結の範囲に関する事項

連結される子会社および子法人等数　15 社

主要な連結される子会社および子法人等

ニッセイ信用保証株式会社

ニッセイ・リース株式会社

ニッセイ・キャピタル株式会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社

ニッセイ情報テクノロジー株式会社

大樹生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

はなさく生命保険株式会社

Nippon Life Insurance Company of America

NLI US Investments, Inc.

MLC Limited

Nippon Life India Asset Management Limited

NLI US Investments, Inc.は、2021 年 5 月 1 日付で、Nippon Life Americas, Inc.に商号を変更しております。

主要な非連結の子会社および子法人等は、Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社であります。

非連結の子会社および子法人等については、総資産、売上高、当期純損益および剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2.　持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社および子法人等数　0 社

持分法適用の関連法人等数　15 社

主要な持分法適用の関連法人等

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

企業年金ビジネスサービス株式会社

長生人寿保険有限公司

Bangkok Life Assurance Public Company Limited

Reliance Nippon Life Insurance Company Limited

Post Advisory Group, LLC

PT Sequis

PT Asuransi Jiwa Sequis Life

The TCW Group, Inc.

Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited

持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等(Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社他)ならびに関連法人等(株式会社エスエルタワーズ他)については、それぞれ連結純損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社および子法人等のうち、在外会社の決算日は、12 月 31 日および 3 月 31 日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、12 月 31 日を決算日とする在外会社は、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんおよび持分法適用の関連法人等に係るのれん相当額(以下「のれん等」という)は、定額法により 20 年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

(4)連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	2019年度末 金額	2020年度末 金額	科目	2019年度末 金額	2020年度末 金額
（資産の部）			（負債の部）		
現金及び預貯金	1,751,037	1,771,810	保険契約準備金	66,765,636	68,266,939
コールローン	422,906	540,086	支払備金	258,970	249,222
買入金銭債権	375,278	316,335	責任準備金	65,406,129	66,916,145
金銭の信託	33,779	135	社員配当準備金	1,043,785	1,046,832
有価証券	65,084,003	70,741,631	契約者配当準備金	56,750	54,738
貸付金	8,436,650	8,423,975	再保険借	7,519	8,065
有形固定資産	1,913,574	1,941,042	社債	1,277,620	1,432,612
土地	1,261,133	1,284,407	その他負債	3,541,405	3,871,138
建物	582,389	579,054	役員賞与引当金	92	433
リース資産	9,262	8,280	退職給付に係る負債	449,594	438,263
建設仮勘定	16,167	22,427	役員退職慰労引当金	4,970	689
その他の有形固定資産	44,620	46,872	ポイント引当金	8,864	8,528
無形固定資産	386,396	385,669	価格変動準備金	1,531,621	1,610,738
ソフトウェア	126,334	122,279	繰延税金負債	157,426	962,359
のれん	84,220	83,185	再評価に係る繰延税金負債	103,072	101,894
リース資産	35	31	支払承諾	76,136	71,728
その他の無形固定資産	175,805	180,172	負債の部合計	73,923,960	76,773,391
再保険貸	69,533	26,705	（純資産の部）		
その他資産	1,512,525	1,367,177	基金	100,000	100,000
退職給付に係る資産	－	468	基金償却積立金	1,300,000	1,300,000
繰延税金資産	24,318	13,538	再評価積立金	651	651
支払承諾見返	76,136	71,728	連結剰余金	554,790	709,574
貸倒引当金	△4,969	△10,343	基金等合計	1,955,441	2,110,225
			その他有価証券評価差額金	4,199,843	6,767,268
			繰延ヘッジ損益	△69,235	△163,088
			土地再評価差額金	△54,706	△57,447
			為替換算調整勘定	△26,406	△25,774
			退職給付に係る調整累計額	△15,030	△6,511
			その他の包括利益累計額合計	4,034,464	6,514,448
			新株予約権	926	1,349
			非支配株主持分	166,377	190,546
			純資産の部合計	6,157,210	8,816,569
資産の部合計	80,081,170	85,589,960	負債及び純資産の部合計	80,081,170	85,589,960

（連結貸借対照表の注記）

1.（1）　当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に基づき有価証券として取り扱うものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。

①売買目的有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）

②満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）

③「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）

④非連結または持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社および保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については、移動平均法に基づく原価

⑤その他有価証券

イ　時価のあるもののうち、株式（外国株式を含む）については、連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）、それ以外の有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）

ロ　時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価

（2）　その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2.　保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

（1）　当社

①一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約

②新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品（円建）について、全ての保険契約

③有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約

④上記を除く全ての一時払商品（米ドル建）契約

⑤上記を除く全ての一時払商品（豪ドル建）契約

⑥上記を除く全ての一時払商品（ユーロ建）契約

（2）　大樹生命保険株式会社

①終身保険・年金保険（40 年以内）小区分（終身保険（定期付終身保険を含む）および年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の 40 年以内の部分）

②拠出型企業年金（27 年以内）小区分（拠出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の 27 年以内の部分）

③一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分 1（2015 年 10 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日始期の一時払外貨建養老保険（米ドル建））

④一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分 2（2019 年 10 月 1 日以降始期の一時払外貨建養老保険（米ドル建））

⑤一時払外貨建養老保険（豪ドル建）小区分 1（2015 年 10 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日始期の一時払外貨建養老保険（豪ドル建））

⑥一時払外貨建養老保険（豪ドル建）小区分 2（2019 年 10 月 1 日以降始期の一時払外貨建養老保険（豪ドル建））

(3)　ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

①個人保険・個人年金商品(ただし一部保険種類を除く)

②終身がん保険・養老保険商品

③一時払終身保険(確定積立金区分型)商品

④上記を除く円建一時払商品(ただし、一時払定額年金については、契約日が 2006 年 4 月 1 日以降かつ契約日時点における被保険者年齢が 80 歳以上の契約を除く)

⑤上記を除く米ドル建商品(ただし一部保険種類を除く)

⑥上記を除く豪ドル建一時払年金商品

(4)　はなさく生命保険株式会社

全ての保険契約群を単一の小区分として、当該保険負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有する債券について責任準備金対応債券に区分しております。

3.　金融派生商品および金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。

4.　①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。

イ　有形固定資産(リース資産を除く)

（ｉ）　建物

定額法により行っております。

（ⅱ）　上記以外

主に定率法により行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等のその他の有形固定資産のうち取得価額が 20 万円未満のものの一部については、3 年間で均等償却を行っております。

ロ　リース資産

（ｉ）　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。

（ⅱ）　上記以外

リース期間に基づく定額法により行っております。

②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

5.　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。

なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される当社の外貨建その他有価証券については、連結会計年度末日の為替相場または連結会計年度末日以前 1 カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。

また、一部の連結される子会社および子法人等が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。

6.(1)　当社の貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。

①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(4)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

なお、経済状況に大きな影響を与える突発的な事象が発生した場合、将来の業績悪化が見込まれる債務者に対する債権については、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。

(2) 当社の全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。

(3) 連結される子会社および子法人等については、主として資産査定基準および償却・引当基準等にのっとり、必要と認められた額を引き当てております。

(4) 破綻先および実質破綻先に対する債権（担保・保証付債権を含む）については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は3,784百万円（担保・保証付債権に係る額64百万円）であります。

7. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

8. (1) 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

(2) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
②数理計算上の差異の処理年数	5年
③過去勤務費用の処理年数	5年

9. 役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社および子法人等の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。

なお、当社は、2020年7月2日の総代会において、役員退任慰労金制度を廃止することを決議しております。これにより、同制度に基づく支払いが確定したことから、未払分4,432百万円を役員退職慰労引当金から取り崩し、未払金に振り替え、その他負債に表示しております。

10. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

11. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。

12. 貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

13. 当社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。

①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
金利スワップ	貸付金、外貨建貸付金、保険契約
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債
為替予約	外貨建債券等
株式先渡	国内株式

③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

14. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ５年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

15. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

16. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年３月31日企業会計基準委員会実務対応報告第39号）に基づき、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

17. (1) 当社および連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。
なお、保険業法施行規則第69条第５項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成８年大蔵省告示第48号）

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、当社および一部の連結される国内の生命保険会社は、当連結会計年度に責任準備金の追加積み立てを行っております。この結果、責任準備金が382,024百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が382,024百万円減少しております。

イ　当社

2018年度より、一部の個人年金保険契約を対象に５年間にわたり追加して積み立てることとしていた責任準備金については、当連結会計年度に一括して積み立てております。また、2019年度より、一部の終身保険契約（一時払契約を含む）について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約（一時払契約を含む）については、６年間にわたり段階的に積み立てることとしておりましたが、３年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が369,175百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が369,175百万円減少しております。

ロ　大樹生命保険株式会社

一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を追加して積み立てております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が12,849百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が12,849百万円減少しております。

(2) 連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、豪州会計基準等、各国の会計基準に基づき算出した額を計上しております。

18. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号）を当連結会計年度末より適用しております。

当該会計基準に基づき識別した重要な会計上の見積りは、のれん等の評価であります。

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されているのれん等は、次のとおりです。

①のれん	83,185 百万円
Nippon Life India Asset Management Limited	83,185 百万円
②のれん相当額	77,554 百万円
Reliance Nippon Life Insurance Company Limited	36,896 百万円
The TCW Group, Inc.	21,445 百万円
PT Sequis	19,212 百万円

また、のれん等の減損処理にあたって使用した会計上の見積りの内容については、連結損益計算書の注記第２項をご参照ください。

19. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の一般勘定（保険業法第 118 条第１項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会等に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

20.（1）　主な金融商品の連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
現金及び預貯金(譲渡性預金)	173,998	173,998	－
その他有価証券	173,998	173,998	－
買入金銭債権	316,335	326,751	10,415
満期保有目的の債券	29,888	30,191	302
責任準備金対応債券	219,273	229,386	10,113
その他有価証券	67,173	67,173	－
金銭の信託	135	135	－
売買目的有価証券	135	135	－
有価証券	69,552,982	73,044,186	3,491,203
売買目的有価証券	1,440,294	1,440,294	－
満期保有目的の債券	370,358	389,156	18,797
責任準備金対応債券	27,454,740	30,919,189	3,464,449
子会社株式及び関連会社株式	39,211	47,168	7,956
その他有価証券	40,248,377	40,248,377	－
貸付金(*3)	8,416,842	8,641,114	224,272
保険約款貸付	537,918	537,918	－
一般貸付	7,878,923	8,103,196	224,272
金融派生商品(*4)	(400,186)	(400,186)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	63,355	63,355	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(463,541)	(463,541)	－
社債(*3,*5)	(1,432,612)	(1,458,829)	(26,217)
売現先勘定(*5)	(1,469,600)	(1,469,600)	－
借入金(*5)	(736,801)	(737,525)	(724)

(*1) 貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当連結会計年度に減損処理した銘柄については、減損処理後の連結貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*4) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(*5) 社債、売現先勘定および借入金は負債に計上しており、（ ）で示しております。

（2）　当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

①有価証券および預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に基づき有価証券として取り扱うもの

イ　市場価格のあるもの

連結会計年度末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式および外国株式については、連結会計年度末日以前１カ月の市場価格の平均によっております。

ロ　市場価格のないもの

将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。

②貸付金

イ　保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

ロ　一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

③金融派生商品

イ　先物取引の市場取引の時価については、連結会計年度末日の清算値または終値によっております。

ロ　株式オプション取引の時価については、主に連結会計年度末日の清算値または終値、外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

ハ　金利スワップ取引、金利スワップション取引、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および先渡取引の時価については、主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

④金銭の信託

上記①および③の算定方法に準じ、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。

⑤社債

連結会計年度末日の市場価格によっております。

⑥売現先勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑦借入金

変動金利借入の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利借入の時価については、原則、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れの時価については、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格によっております。

(3)　非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、1,188,648 百万円であります。

(4)　保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品、特別勘定に係る有価証券等を売買目的有価証券として区分しており、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は 84,677 百万円であります。

②満期保有目的の債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	20,024	20,523	499
	公社債	56,833	58,059	1,225
	外国証券	274,331	292,190	17,859
	小計	351,189	370,773	19,584
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	9,864	9,667	△196
	公社債	3,400	3,398	△1
	外国証券	35,794	35,508	△285
	小計	49,058	48,574	△484
合計		400,247	419,348	19,100

③責任準備金対応債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	214,203	224,354	10,150
	公社債	22,123,969	25,651,315	3,527,346
	外国証券	997,047	1,092,943	95,896
	小計	23,335,220	26,968,614	3,633,393
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	5,069	5,032	△37
	公社債	4,171,431	4,018,029	△153,401
	外国証券	162,291	156,899	△5,392
	小計	4,338,793	4,179,962	△158,831
合計		27,674,013	31,148,576	3,474,562

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	取得原価 または償却原価	連結貸借対照表価額	差額
連結貸借対照表価額が取得原価または償却原価を超えるもの	現金及び預貯金 （譲渡性預金）	55,000	55,000	0
	買入金銭債権	32,897	34,123	1,225
	公社債	3,292,971	3,528,599	235,627
	株式	3,755,368	9,791,532	6,036,164
	外国証券	17,032,482	20,192,468	3,159,985
	その他の証券	2,232,400	2,463,052	230,651
	小計	26,401,122	36,064,776	9,663,654
連結貸借対照表価額が取得原価または償却原価を超えないもの	現金及び預貯金 （譲渡性預金）	119,000	118,998	△1
	買入金銭債権	33,422	33,050	△372
	公社債	536,059	524,379	△11,679
	株式	722,124	574,157	△147,966
	外国証券	2,220,427	2,144,908	△75,519
	その他の証券	1,045,053	1,029,278	△15,774
	小計	4,676,087	4,424,772	△251,314
合計		31,077,209	40,489,548	9,412,339

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの 792,035 百万円は含めておりません。

当連結会計年度において、時価のあるものにつき 1,502 百万円減損処理を行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の時価のある株式（外国株式を含む）については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものにつき、原則として連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ連結会計年度末日以前 1 カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、連結会計年度末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ　連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%以下の銘柄

ロ　連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%超 70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(5)　主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金(譲渡性預金)	174,000	－	－	－
その他有価証券	174,000	－	－	－
買入金銭債権	6,109	4,822	48,017	254,861
満期保有目的の債券	－	－	－	29,093
責任準備金対応債券	109	2,522	42,206	174,309
その他有価証券	6,000	2,300	5,810	51,458
有価証券	1,319,939	6,787,566	13,980,804	32,172,987
満期保有目的の債券	34,145	160,709	107,106	68,082
責任準備金対応債券	424,632	3,045,759	5,119,545	18,612,509
その他有価証券	861,161	3,581,098	8,754,152	13,492,395
貸付金(*1)	1,026,193	2,684,253	2,096,703	2,042,787
社債(*2)	－	－	－	1,371,512
売現先勘定	1,469,600	－	－	－
借入金(*3)	32,090	82,261	2,450	520,000

(*1) 保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの6,800百万円は含めておりません。

(*2) 劣後特約付社債等のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

(*3) 劣後特約付借入金等のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

21.　当連結会計年度末における賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は1,319,874百万円、時価は1,736,904百万円であります。

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は3,313百万円であります。

22. (1)　貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は29,529百万円であります。その内訳は、次のとおりです。

①破綻先債権額は1,044百万円、延滞債権額は25,849百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金に該当しないものであります。

②3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

③貸付条件緩和債権額は2,635百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(2)　取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は3,653百万円、延滞債権額は130百万円それぞれ減少しております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額は 1,203,751 百万円であります。

24. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定資産の額は 1,459,633 百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。

25. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ	当連結会計年度期首現在高	1,043,785 百万円
ロ	前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	185,145 百万円
ハ	当連結会計年度社員配当金支払額	203,557 百万円
ニ	利息による増加額	21,458 百万円
ホ	当連結会計年度末現在高（イ＋ロ－ハ＋ニ）	1,046,832 百万円

26. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ	当連結会計年度期首現在高	56,750 百万円
ロ	当連結会計年度契約者配当金支払額	13,988 百万円
ハ	利息による増加額	10 百万円
ニ	契約者配当準備金繰入額	11,966 百万円
ホ	当連結会計年度末現在高（イ－ロ＋ハ＋ニ）	54,738 百万円

27. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、発行者の裁量により繰上償還をすることが可能であります。
当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012 年 10 月	2022 年 10 月以降の各利払日
2014 年 10 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2016 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2017 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2020 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日

28. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 620,000 百万円が含まれております。
また、2021 年 5 月 11 日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	2,000 億円
利率	2031 年 5 月 11 日まで　年 0.97%（固定金利） 2031 年 5 月 12 日以降　固定金利（ステップアップあり・5 年ごとにリセット）
返済期限	2051 年 5 月 11 日の 3 銀行営業日前（2031 年 5 月 11 日およびその 5 年後ごとの応当日の 3 銀行営業日前に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上返済可能）
資金使途	一般事業資金

29. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金 16,227 百万円、有価証券 2,465,498 百万円、土地 252 百万円、建物 40 百万円、リース契約等に係る債権 3,580 百万円であります。また、担保に係る債務の額は 1,483,501 百万円であります。
なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却 1,342,624 百万円および売現先勘定 1,469,600 百万円をそれぞれ含んでおります。

30. 2021 年 5 月 24 日の取締役会において、2021 年度中に基金を 50,000 百万円募集することに伴う定款の一部変更を 7 月 2 日開催予定の総代会に付議することを決議しております。

31. 非連結の子会社および子法人等ならびに関連法人等の株式および出資金の総額は 435,824 百万円であります。

32. ストック・オプションに関する事項は、次のとおりです。

①ストック・オプションに関する費用計上額および科目名

（単位：百万円）

事業費	581

②権利不行使による失効に係る利益計上額および科目名

（単位：百万円）

新株予約権戻入益	13

③ストック・オプションの内容

	Nippon Life India Asset Management Limited		
	2017 年第 1 回 新株予約権	2017 年第 2 回 新株予約権	2017 年第 3 回 新株予約権
付与対象者の区分 および人数	代表取締役　1 名 従業員　84 名	代表取締役　1 名 従業員　137 名	代表取締役　1 名 従業員　157 名
株式の種類別の ストック・オプションの 付与数(*1)	普通株式 4,944,246 株	普通株式 4,598,135 株	普通株式 11,190,706 株
付与日	2017 年 8 月 8 日	2018 年 4 月 25 日	2019 年 4 月 29 日
権利確定条件	付与後毎年 25%毎に権利確定 (*2)	付与後毎年 25%毎に権利確定	付与後毎年 25%毎に権利確定
対象勤務期間	付与日から権利確定条件を 充足する日まで	付与日から権利確定条件を 充足する日まで	付与日から権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自　2018 年 8 月 8 日 至　2024 年 8 月 7 日	自　2019 年 4 月 25 日 至　2025 年 4 月 24 日	自　2020 年 4 月 29 日 至　2026 年 4 月 28 日

	Nippon Life India Asset Management Limited	
	2019 年第 1 回 新株予約権	2019 年第 2 回 新株予約権
付与対象者の区分 および人数	代表取締役　1 名 従業員　156 名	代表取締役　1 名 従業員　31 名
株式の種類別の ストック・オプションの 付与数(*1)	普通株式 18,081,008 株	普通株式 469,772 株
付与日	2019 年 7 月 29 日	2020 年 6 月 10 日
権利確定条件	付与後毎年 25%毎に権利確定	付与後毎年 25%毎に権利確定
対象勤務期間	付与日から権利確定条件を 充足する日まで	付与日から権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自　2020 年 7 月 29 日 至　2026 年 7 月 28 日	自　2021 年 6 月 10 日 至　2027 年 6 月 9 日

(*1)株式数に換算して記載しております。

(*2)代表取締役に付与されたストック・オプションは、付与日から 3 年後に一括で権利確定されます。

④ストック・オプションの規模およびその変動状況

イ　ストック・オプションの数

（単位：株）

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第1回新株予約権	2017年第2回新株予約権	2017年第3回新株予約権	2019年第1回新株予約権	2019年第2回新株予約権
権利確定前					
前連結会計年度末	2,811,171	3,050,539	10,857,959	17,816,872	－
付与	－	－	－	－	469,772
失効	154,869	209,797	471,839	550,235	－
権利確定	1,767,758	1,015,394	2,714,490	4,520,252	－
未確定残	888,544	1,825,348	7,671,630	12,746,385	469,772
権利確定後					
前連結会計年度末	1,515,028	990,470	－	－	－
権利確定	1,767,758	1,015,394	2,714,490	4,520,252	－
権利行使	1,811,972	145,255	1,321,990	1,113,683	－
失効	49,909	116,442	25,675	74,811	－
未行使残	1,420,905	1,744,167	1,366,825	3,331,758	－

ロ　単価情報

（単位：ルピー）

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第1回新株予約権	2017年第2回新株予約権	2017年第3回新株予約権	2019年第1回新株予約権	2019年第2回新株予約権
権利行使価格	204.25	256.10	202.35	223.32	247.60
行使時平均株価	330.13	302.89	322.66	323.13	－
付与日における公正な評価単価	10.82	45.71	38.94	43.06	65.51

⑤ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

イ　使用した方法　　ブラック・ショールズ式

ロ　主な基礎数値および見積方法

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第1回新株予約権	2017年第2回新株予約権	2017年第3回新株予約権	2019年第1回新株予約権	2019年第2回新株予約権
株価変動性(*1)	13.92%～20.81%	14.21%	16.66%	16.46%	16.17%
予想残存期間(*2)	4.0年～5.5年	4.0年～5.5年	4.0年～5.5年	4.0年～5.5年	4.0年～5.5年
予想配当率(*3)	3.09%	3.25%	2.97%	3.22%	1.98%
無リスク利子率(*4)	6.20%～6.34%	7.06%～7.15%	6.32%～6.55%	6.22%～6.45%	4.37%～4.88%

(*1)インド国立証券取引所が提供する指数によっております。

(*2)権利付与後、権利行使可能な期間の最短期間と最長期間の和半値によっております。

(*3)過去の配当実績によっております。

(*4)残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率によっております。

⑥ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

33.　非支配株主との取引および新会社設立に関する事項等は、次のとおりです。

(1)　大樹生命保険株式会社

当社は、2021 年 3 月 16 日に、大樹生命保険株式会社（当社が株式の 82.6%を保有、以下「大樹生命」という）の株式の 2.4%を非支配株主より取得しております。

①取引の概要

イ　被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称　大樹生命保険株式会社

事業の内容　　生命保険業

ロ　企業結合日

2021 年 3 月 31 日（みなし取得日）

ハ　企業結合の法的形式

非支配株主からの株式追加取得

ニ　結合後企業の名称

大樹生命保険株式会社

ホ　その他取引の概要に関する事項

当社によるグループ戦略の推進やガバナンス体制の強化を目的として、大樹生命の株式の 2.4%を追加取得し、当社議決権比率を引き上げております。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

③被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金による支出額	8,027 百万円
取得原価		8,027 百万円

④非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

イ　連結剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

ロ　非支配株主との取引によって増加した連結剰余金の金額

5,530 百万円

(2)　ニッセイ少額短期設立準備株式会社

当社は、少額短期保険子会社（以下「新会社」という）の設立に向け、2021 年 4 月 30 日にニッセイ少額短期設立準備株式会社（以下「準備会社」という）を設立しております。

①新会社設立の目的

ライフスタイルの変化、個人の価値観の多様化やデジタル環境の普及等を背景に多様化するお客様ニーズに対応するべく、生保・損保の両領域で、さまざまな保険商品を柔軟かつ迅速に提供していくことを目的としております。

②準備会社の概要

イ　社名　ニッセイ少額短期設立準備株式会社

ロ　本店所在地　　東京都千代田区

ハ　資本金 5 億 9,999 万円（資本準備金含む）

③設立の時期

2021 年 4 月 30 日

④準備会社の設立後の持分比率

100%

⑤その他

新会社の設立に際しては、当社による保険業法第 272 条の 31 第 1 項に基づく金融庁長官の承認および保険業法第 106 条第 7 項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第 272 条に基づく少額短期保険業の登録が条件となります。

34. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は 3,028,877 百万円であります。

35. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は 389,126 百万円であります。

36. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は 274,291 百万円であります。

37. 保険業法施行令第 37 条の 4 に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等に対応する見積額は 85,539 百万円であります。

なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。

38. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

一部の連結される子会社および子法人等は、主に、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ　期首における退職給付債務	697,314 百万円
ロ　勤務費用	29,802 百万円
ハ　利息費用	4,221 百万円
ニ　数理計算上の差異の当期発生額	5,705 百万円
ホ　退職給付の支払額	△46,476 百万円
ヘ　その他	128 百万円
ト　期末における退職給付債務(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	690,695 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ　期首における年金資産	248,422 百万円
ロ　期待運用収益	3,527 百万円
ハ　数理計算上の差異の当期発生額	12,403 百万円
ニ　事業主からの拠出額	7,439 百万円
ホ　退職給付の支払額	△18,172 百万円
ヘ　その他	18 百万円
ト　期末における年金資産(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	253,640 百万円

③簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における退職給付に係る負債	702 百万円
ロ	退職給付費用	94 百万円
ハ	退職給付の支払額	△57 百万円
ニ	期末における退職給付に係る負債(イ＋ロ＋ハ)	739 百万円

④退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

イ	積立型制度の退職給付債務	260,881 百万円
ロ	年金資産	△253,640 百万円
		7,241 百万円
ハ	非積立型制度の退職給付債務	430,553 百万円
ニ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,795 百万円
ホ	退職給付に係る負債	438,263 百万円
ヘ	退職給付に係る資産	△468 百万円
ト	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,795 百万円

⑤退職給付に関連する損益

イ	勤務費用	29,802 百万円
ロ	利息費用	4,221 百万円
ハ	期待運用収益	△3,527 百万円
ニ	数理計算上の差異の当期の費用処理額	6,493 百万円
ホ	過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317 百万円
ヘ	簡便法で計算した退職給付費用	94 百万円
ト	その他	106 百万円
チ	確定給付制度に係る退職給付費用(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ＋ト)	35,872 百万円

⑥その他の包括利益に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

イ	数理計算上の差異	13,191 百万円
ロ	過去勤務費用	△1,317 百万円
ハ	合計(イ＋ロ)	11,873 百万円

⑦その他の包括利益累計額に計上された項目の内訳

その他の包括利益累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

イ	未認識数理計算上の差異	14,840 百万円
ロ	未認識過去勤務費用	△5,271 百万円
ハ	合計(イ＋ロ)	9,568 百万円

⑧年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ	生命保険一般勘定	48.1%
ロ	外国証券	20.0%
ハ	現金及び預貯金	19.8%
ニ	国内債券	8.0%
ホ	国内株式	4.0%
ヘ	その他	0.0%
ト	合計(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	100.0%

⑨長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑩数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ　割引率	0.3%～6.4%
ロ　長期期待運用収益率	1.4%～6.4%

(3)　確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は5,069百万円です。

39. (1)　繰延税金資産の総額は1,955,435百万円であり、繰延税金負債の総額は2,796,840百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は107,416百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金1,134,764百万円、価格変動準備金449,440百万円および退職給付に係る負債120,652百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金2,615,062百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、株式の時価上昇に伴う評価性引当額の減少であります。

(2)　当連結会計年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△20.7%であります。

40.　土地の再評価に関する法律に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

41.　当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社では、一時払外貨建養老保険（米ドル建・豪ドル建）および一時払外貨建終身保険（米ドル建・豪ドル建）を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。

当該再保険契約により保険リスクを移転し、金利変動時の市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額または取崩相当額を含めて再保険収入として計上しております。ただし、当該再保険契約に係る再保険収入が負値となる場合は、再保険料として計上しております。

当該修正共同保険式再保険に係る再保険貸の当連結会計年度末残高は15,242百万円であり、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金の当連結会計年度末残高は779,013百万円であります。

(5)連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（連結損益計算書）

（単位：百万円）

科目	2019年度 金額	2020年度 金額
経常収益	**8,050,657**	**8,160,966**
保険料等収入	**5,719,334**	**5,190,112**
資産運用収益	**2,007,454**	**2,682,040**
利息及び配当金等収入	1,597,896	1,558,947
金銭の信託運用益	17,720	—
売買目的有価証券運用益	34,737	10,488
有価証券売却益	350,794	537,390
有価証券償還益	2,585	3,998
為替差益	—	413,806
貸倒引当金戻入額	1,023	—
その他運用収益	2,697	2,535
特別勘定資産運用益	—	154,873
その他経常収益	**323,869**	**288,813**
経常費用	**7,769,300**	**7,685,338**
保険金等支払金	**4,561,046**	**4,696,798**
保険金	1,262,045	1,233,439
年金	994,266	991,956
給付金	873,235	847,024
解約返戻金	1,111,079	1,278,280
その他返戻金	219,474	256,135
再保険料	100,944	89,962
責任準備金等繰入額	**1,335,682**	**1,508,211**
責任準備金繰入額	1,313,949	1,486,743
社員配当金積立利息繰入額	21,722	21,458
契約者配当金積立利息繰入額	11	10
資産運用費用	**699,013**	**347,208**
支払利息	37,771	31,354
金銭の信託運用損	—	34,144
有価証券売却損	61,131	47,651
有価証券評価損	220,341	6,766
有価証券償還損	12,749	14,852
金融派生商品費用	20,478	146,237
為替差損	235,504	—
貸倒引当金繰入額	—	5,910
貸付金償却	14	26
賃貸用不動産等減価償却費	20,370	20,604
その他運用費用	39,699	39,660
特別勘定資産運用損	50,951	—
事業費	**816,454**	**791,723**
その他経常費用	**357,103**	**341,395**
経常利益	**281,357**	**475,628**
特別利益	**55,267**	**1,550**
固定資産等処分益	6,529	1,536
段階取得に係る差益	48,730	—
新株予約権戻入益	6	13
特別損失	**127,694**	**93,483**
固定資産等処分損	7,275	6,201
減損損失	45,057	5,084
価格変動準備金繰入額	71,438	79,116
不動産圧縮損	204	80
社会厚生福祉事業助成金	3,000	3,000
その他特別損失	718	—
契約者配当準備金繰入額	**11,829**	**11,966**
税金等調整前当期純剰余	**197,101**	**371,727**
法人税及び住民税等	**163,519**	**154,691**
法人税等調整額	**△149,172**	**△119,051**
法人税等合計	**14,346**	**35,639**
当期純剰余	**182,754**	**336,087**
非支配株主に帰属する当期純剰余（△は非支配株主に帰属する当期純損失）	**△9,383**	**4,583**
親会社に帰属する当期純剰余	**192,137**	**331,504**

（連結損益計算書の注記）

1.　「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（改正企業会計基準第 24 号）に基づき識別した関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した、重要な会計処理の原則および手続きは、次のとおりです。

(1)　保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。

(2)　保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

2.　減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

イ　不動産等

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

ロ　のれん等

当社は、のれん等については、原則として会社単位で一つの資産グループとしております。

なお、PT Sequis に係るのれん相当額の評価にあたっては、同社が中間持株会社として保有する PT Asuransi Jiwa Sequis Life が実質的な事業活動を行っていることから、PT Sequis と PT Asuransi Jiwa Sequis Life を一つの資産グループとしております。

②減損の兆候の識別

イ　不動産等

資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等、減損が生じている可能性を示す事象がある場合に減損の兆候を識別しております。

なお、当連結会計年度末においては、一部の資産グループについて、上記に該当したため減損の兆候を識別しております。

ロ　のれん等

資産グループが以下のいずれかに該当する場合等には、減損の兆候を識別しております。

（ⅰ）当期損益または営業活動から生じるキャッシュ・フローが 2 期連続してマイナスとなっている場合、または継続してマイナスとなる見込みである場合

（ⅱ）事業内容や経営戦略が当初計画から大幅に転換し、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

（ⅲ）経営環境の著しい悪化や悪化の見込みにより、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

当連結会計年度末においては Nippon Life India Asset Management Limited に係るのれん、Reliance Nippon Life Insurance Company Limited に係るのれん相当額および、PT Sequis に係るのれん相当額について、減損の兆候を識別しております。なお、Nippon Life India Asset Management Limited に係るのれんは、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号）の第 109 項に基づき、のれんの金額が多額に上るため、減損の兆候を識別しております。

③減損損失の認識および測定

イ　不動産等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを 3.0%で割り引いて算定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

当連結会計年度末においては、減損の兆候が識別された一部の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

ロ　のれん等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合等は、のれん等の金額を超えない範囲で、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、それぞれの資産グループにおける将来見込みおよび中期経営計画等に基づき算定された将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しております。正味売却価額については、株式等の時価に保有株式数を乗じた金額等により算定しております。

なお、生命保険会社における減損判定では「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計審議会）等の要件を充たすことを確認のうえ、上記の割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額（Embedded Value（以下「EV」という）と新契約価値の合計）を使用しております。EV とは、「貸借対照表の純資産の部の金額に必要な修正を加えた修正純資産」と、「保有契約から生じる将来の税引後利益の現在価値である保有契約価値」を合計したものであり、保険株式会社の株主価値やM&Aにおける買収価格の把握等を目的として使用される、株主に帰属する企業価値を表すものであります。また、新契約価値とは、「将来に獲得する契約から生じる将来の税引後利益の現在価値」を表すものであります。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された生命保険会社である Reliance Nippon Life Insurance Company Limited および PT Sequis に係るのれん相当額の減損判定では、割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額を使用しております。なお、当該企業価値評価額の算定に用いる EV は TEV を使用しております。TEV とは、リスクを加味した割引率を用いてキャッシュ・フローを評価する EV の計算手法の一つであります。当該企業価値評価額の算定にあたっては、新契約価値算定の基礎となる各販売チャネルにおける新規契約獲得予測に基づく将来キャッシュ・フローや割引率、EV 算定の基礎となる解約率および保険事故発生率等の保険数理計算上の仮定等に不確実性があります。Reliance Nippon Life Insurance Company Limited に係るのれん相当額は、企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

なお、PT Sequis に係るのれん相当額は、上記に加えて、インドネシアの経済成長率や新型コロナウイルスの影響期間を 2021 年までとする仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、のれん相当額の金額に重要な影響を及ぼす可能性がありますが、企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された Nippon Life India Asset Management Limited に係るのれんの減損判定では、Nippon Life India Asset Management Limited から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較しておりますが、前者が後者を上回っていることや、上場企業であり時価評価額と帳簿価額を比較した結果、時価評価額が帳簿価額を上回っていること等を踏まえ、減損損失を認識しておりません。

④減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

（単位：百万円）

用途	土地	建物等	合計
賃貸用不動産等	188	116	304
遊休不動産等	3,315	1,464	4,779
合計	3,503	1,580	5,084

3.　当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社の再保険料には、一時払外貨建養老保険（米ドル建・豪ドル建）および一時払外貨建終身保険（米ドル建・豪ドル建）の修正共同保険式再保険に係る再保険料 49,972 百万円が含まれており、そのうち出再責任準備金調整額（市場価格調整に伴う責任準備金取崩相当額を除く）は 11,398 百万円、市場価格調整に伴う責任準備金取崩相当額は 49,658 百万円であります。

当該再保険により、経常利益および税金等調整前当期純剰余は、それぞれ 42,047 百万円減少しております。

（連結包括利益計算書）

（単位：百万円）

科目	2019年度	2020年度
	金額	金額
当期純剰余	**182,754**	**336,087**
その他の包括利益	**△813,268**	**2,501,831**
その他有価証券評価差額金	△748,619	2,578,320
繰延ヘッジ損益	△37,246	△93,568
為替換算調整勘定	△21,320	8,163
退職給付に係る調整額	△1,543	8,561
持分法適用会社に対する持分相当額	△4,538	354
包括利益	**△630,513**	**2,837,919**
親会社に係る包括利益	△613,811	2,814,228
非支配株主に係る包括利益	△16,702	23,691

（連結包括利益計算書の注記）

その他の包括利益の内訳については、次のとおりです。

(1) その他の包括利益に係る組替調整額

（単位：百万円）

その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	4,000,861	
組替調整額	△455,814	3,545,047
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△148,780	
組替調整額	19,070	△129,709
為替換算調整勘定：		
当期発生額	8,163	
組替調整額	—	8,163
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	6,698	
組替調整額	5,175	11,873
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	317	
組替調整額	36	354
税効果調整前合計		3,435,729
税効果額		△933,898
その他の包括利益合計		2,501,831

(2) その他の包括利益に係る税効果額

（単位：百万円）

	税効果調整前	税効果額	税効果調整後
その他有価証券評価差額金	3,545,047	△966,727	2,578,320
繰延ヘッジ損益	△129,709	36,141	△93,568
為替換算調整勘定	8,163	—	8,163
退職給付に係る調整額	11,873	△3,312	8,561
持分法適用会社に対する持分相当額	354	—	354
その他の包括利益合計	3,435,729	△933,898	2,501,831

(6)連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目	2019年度 金額	2020年度 金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純剰余(△は損失)	197,101	371,727
賃貸用不動産等減価償却費	20,370	20,604
減価償却費	72,349	73,296
減損損失	45,057	5,084
のれん償却額	4,679	4,259
支払備金の増減額(△は減少)	△43,633	△10,064
責任準備金の増減額(△は減少)	1,311,041	1,499,301
社員配当準備金積立利息繰入額	21,722	21,458
契約者配当準備金積立利息繰入額	11	10
契約者配当準備金繰入額	11,829	11,966
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,353	5,998
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△14	341
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	6,828	△645
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	65	△4,281
価格変動準備金の増減額(△は減少)	71,438	79,116
利息及び配当金等収入	△1,597,896	△1,558,947
金銭の信託運用損益(△は益)	△17,720	34,144
有価証券関係損益(△は益)	△59,155	△472,118
保険約款貸付関係損益(△は益)	99,699	86,953
金融派生商品関係損益(△は益)	20,478	146,237
支払利息	37,771	31,354
為替差損益(△は益)	233,171	△405,762
有形固定資産関係損益(△は益)	1,295	5,627
持分法による投資損益(△は益)	△1,247	△521
特別勘定資産運用損益(△は益)	50,951	△154,873
段階取得に係る差損益(△は益)	△48,730	－
再保険貸の増減額(△は増加)	△60,283	43,019
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	567	△6,785
再保険借の増減額(△は減少)	△752	355
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	5,376	3,736
その他	△36,144	△13,582
小計	**344,874**	**△182,988**
利息及び配当金等の受取額	1,636,593	1,544,272
利息の支払額	△36,470	△32,407
社員配当金の支払額	△176,933	△168,289
契約者配当金の支払額	△15,417	△13,988
その他	△8,530	△14,024
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△138,536	△167,444
営業活動によるキャッシュ・フロー	**1,605,579**	**965,130**
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(△は増加)	△2,211	2,238
買入金銭債権の取得による支出	△16,721	△13,750
買入金銭債権の売却・償還による収入	44,909	49,027
金銭の信託の増加による支出	△3,000	△2,000
金銭の信託の減少による収入	298	1,500
有価証券の取得による支出	△9,312,569	△8,305,269
有価証券の売却・償還による収入	7,255,486	7,439,395
貸付けによる支出	△1,514,841	△1,554,232
貸付金の回収による収入	1,480,523	1,546,870
金融派生商品の決済による収支(純額)	179,466	△207,914
売現先勘定の純増減額(△は減少)	382,239	167,422
債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少)	75,490	△101,840
その他	△22,733	△58,621
資産運用活動計	**△1,453,660**	**△1,037,173**
(営業活動及び資産運用活動計)	**(151,918)**	**(△72,042)**
有形固定資産の取得による支出	△60,940	△73,156
有形固定資産の売却による収入	13,093	3,775
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	△61,771	－
その他	△52,091	△50,675
投資活動によるキャッシュ・フロー	**△1,615,371**	**△1,157,230**
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	274,627	250,080
借入金の返済による支出	△112,229	△117,391
社債の発行による収入	126,431	166,192
社債の償還による支出	△24,400	△11,200
基金の募集による収入	50,000	－
基金の償却による支出	△50,000	－
基金利息の支払額	△355	△277
連結の範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	△3,803	△8,027
連結の範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入	1,386	－
その他	△10,815	△4,768
財務活動によるキャッシュ・フロー	**250,841**	**274,607**
現金及び現金同等物に係る換算差額	**△20,152**	**14,044**
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	**220,897**	**96,552**
現金及び現金同等物期首残高	**2,011,931**	**2,226,280**
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	**△6,548**	**－**
現金及び現金同等物期末残高	**2,226,280**	**2,322,833**

（連結キャッシュ・フロー計算書の注記）

1.　現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が３カ月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。

(7)連結基金等変動計算書

・2019年度

（単位：百万円）

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	100,000	1,250,000	651	629,555	1,980,206
当期変動額					
基金の募集	50,000				50,000
社員配当準備金の積立				△211,818	△211,818
基金償却積立金の積立		50,000		△50,000	-
基金利息の支払				△355	△355
親会社に帰属する当期純剰余				192,137	192,137
基金の償却	△50,000				△50,000
土地再評価差額金の取崩				16	16
連結範囲及び持分法の適用範囲の変動				△4,977	△4,977
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				232	232
基金等以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	50,000	-	△74,764	△24,764
当期末残高	100,000	1,300,000	651	554,790	1,955,441

	その他の包括利益累計額								
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	4,943,922	△31,643	△54,690	△4,853	△13,494	4,839,241	-	158,772	6,978,221
当期変動額									
基金の募集									50,000
社員配当準備金の積立									△211,818
基金償却積立金の積立									-
基金利息の支払									△355
親会社に帰属する当期純剰余									192,137
基金の償却									△50,000
土地再評価差額金の取崩									16
連結範囲及び持分法の適用範囲の変動									△4,977
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									232
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	△744,078	△37,592	△16	△21,553	△1,536	△804,777	926	7,604	△796,247
当期変動額合計	△744,078	△37,592	△16	△21,553	△1,536	△804,777	926	7,604	△821,011
当期末残高	4,199,843	△69,235	△54,706	△26,406	△15,030	4,034,464	926	166,377	6,157,210

・2020年度

（単位：百万円）

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	100,000	1,300,000	651	554,790	1,955,441
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△185,145	△185,145
基金利息の支払				△277	△277
親会社に帰属する当期純剰余				331,504	331,504
土地再評価差額金の取崩				2,740	2,740
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				5,962	5,962
基金等以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	154,784	154,784
当期末残高	100,000	1,300,000	651	709,574	2,110,225

	その他の包括利益累計額								
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	4,199,843	△69,235	△54,706	△26,406	△15,030	4,034,464	926	166,377	6,157,210
当期変動額									
社員配当準備金の積立									△185,145
基金利息の支払									△277
親会社に帰属する当期純剰余									331,504
土地再評価差額金の取崩									2,740
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									5,962
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	2,567,424	△93,852	△2,740	632	8,519	2,479,983	422	24,168	2,504,575
当期変動額合計	2,567,424	△93,852	△2,740	632	8,519	2,479,983	422	24,168	2,659,359
当期末残高	6,767,268	△163,088	△57,447	△25,774	△6,511	6,514,448	1,349	190,546	8,816,569

（連結基金等変動計算書の注記）

1.　新株予約権等に関する事項

（単位：百万円）

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高
Nippon Life India Asset Management Limited	ストック・オプションとしての新株予約権	1,349

（８）内部統制報告書

当社代表者は、内部統制報告書を作成し、有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。

2020 年度の内部統制報告書は以下のとおりです。

内部統制報告書

2021 年 5 月 24 日

日本生命保険相互会社
代表取締役社長　　清水　博

１【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長清水博は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準じて財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。なお、本報告書においては、保険業法第 110 条第２項に基づき作成された連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結基金等変動計算書を財務報告の範囲としている。

また、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

２【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である 2021 年３月 31 日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、重要性が僅少である事業拠点に係るものを除き、原則全ての事業拠点を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の保険料等収入（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結保険料等収入の概ね２／３に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として保険料等収入、保険金等支払金、有価証券、一般貸付金及び保険契約準備金に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

３【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

４【付記事項】

該当事項なし。

５【特記事項】

該当事項なし。

以上

（９）連結財務諸表についての会計監査人の監査報告

当社は、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成された2020年度の連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記（P43～70））について有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年5月24日

日本生命保険相互会社
代表取締役社長　清水　博　殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　樋口　誠之　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　白田　英生　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　牧野　あや子　㊞

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、日本生命保険相互会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本生命保険相互会社及び連結子法人等の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫

理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

当監査法人は、監査役等とコミュニケーションを行った事項の中から、会社及び生命保険業界を取り巻く事業環境、並びに経営方針についての理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価、及び会計上の見積りを含む経営者の重要な判断を伴う領域に関する監査人の重要な判断を考慮して、監査を実施する上で特に注意を払った事項を決定した。その中からさらに、職業的専門家としての判断に基づき、当該事項の金額的、質的な要素及び想定される連結財務諸表の利用者の関心などを考慮し、以下の項目を当連結会計年度の監査上の主要な検討事項として選定した。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。その内容及び決定理由、並びに監査上の対応は以下の通りである。

【１】のれん及びのれん相当額の評価

（監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由）

会社は、2017 年度からスタートした中期経営計画において、2020 年度末までにグループ事業純利益 700 億円の達成を経営目標として掲げ、グループ事業の拡大に取り組み、生命保険会社及び資産運用会社への出資を行っている。

会計上は、これらの会社への出資時に、のれんまたはのれん相当額（持分法適用会社の連結上の投資簿価に含めて処理）が認識される場合があり、当連結会計年度末時点の連結貸借対照表には、83,185 百万円ののれん及び 77,554 百万円ののれん相当額が計上されている。これらの資産は、連結財務諸表の作成方針 4 に記載されている方法により償却されるとともに、連結損益計算書の注記 2 に記載の会社が設定した方針に基づき減損の兆候判定が行われる。会社は、生命保険会社への出資について減損の兆候が認められる場合には、企業価値評価額（Embedded Value と新契約価値の合計）の会社持分相当額と当該出資の帳簿価額を比較することにより減損損失認識判定を行っている。その結果、減損損失を認識すべきであると判定された場合には、当該出資の帳簿価額を回収可能価額まで減額することになる。

当監査法人では、会社による減損の兆候判定及び減損損失認識判定の検討にあたり、多額ののれんまたはのれん相当額が計上されている出資先の事業環境や業績推移に留意した。特に所在国の状況や事業の種類によりその影響が異なる点を考慮しつつ、COVID-19 の感染拡大が出資先の事業環境や業績に与える影響を評価した。なお、検討対象となった出資先のうち、インドで資産運用事業を営む連結子会社の Nippon Life India Asset Management Limited は、連結損益計算書の注記 2.③ロに記載の通り、同社が上場会社であるため、その株式の市場価格に基づき減損損失認識判定を行うことが可能であり、現状においてはその判定過程に重要な見積り要素はない。

上記を踏まえて、COVID-19 の感染拡大が、インドで生命保険事業を営む持分法適用関連法人等の Reliance

Nippon Life Insurance Company Limited（以下、RNLI）及びインドネシアで生命保険事業を営む持分法適用関連法人等の PT Sequis の事業環境や業績に影響を与えていることから、両社の減損の兆候判定及び減損損失認識判定について慎重な検討を行った。

RNLI ののれん相当額は 36,896 百万円である。会社の合弁相手である Reliance Capital Limited は、同社の信用問題から保有する RNLI の株式売却を予定しており、それに伴う株主の変更の時期が RNLI の新契約の販売に影響を与える可能性がある。また、COVID-19 の感染状況が業績予測に与える影響は経営者の重要な判断を伴う。以上を踏まえて、RNLI ののれん相当額の減損の兆候判定及び減損損失認識判定の妥当性について、監査上の主要な検討事項に相当するものと判断した。

PT Sequis ののれん相当額は 19,212 百万円であり、連結損益計算書の注記 2.①ロに記載の通り、会社は、PT Sequis ののれん相当額の減損の兆候判定及び減損損失認識判定に際し、PT Sequis と PT Asuransi Jiwa Sequis Life（以下、Sequis Life）を一つの資産グループとしている。連結損益計算書の注記 2.③ロに記載の通り、Sequis Life の減損損失認識判定に使用した企業価値評価額に関して、新契約価値の基礎となる各販売チャネルにおける新契約獲得予測、Embedded Value の基礎となる保険数理上の仮定である解約率及び保険事故発生率、並びに割引率については不確実性がある。また、COVID-19 の収束時期の仮定は経営者の重要な判断を伴い、新契約獲得予測に重要な影響を与える。以上を踏まえて、PT Sequis ののれん相当額の減損の兆候判定及び減損損失認識判定の妥当性について、監査上の主要な検討事項に相当するものと判断した。

（監査上の対応）

当監査法人は、RNLI 及び PT Sequis ののれん相当額の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。

- 会社が設定した減損の兆候判定及び減損損失認識判定に関する方針について、固定資産の減損に係る会計基準に照らして検討した。
- 会社の減損の兆候判定及び減損損失認識判定に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、以下について質問及び関連資料の閲覧により検討した。
  - 海外事業部門での減損の兆候判定及び当該投資の公正価値算定に関する確認・承認手続
  - 審査部門での確認・承認手続

以上に加えて、RNLI については、会社が実施した減損の兆候判定及び減損損失認識判定について、以下の検討を行った。

- RNLI の取締役会の議事録等の閲覧
- 海外事業部門の役職者への質問
- 過去の業績の趨勢分析及び当連結会計年度末時点におけるのれん相当額の前提となる事業計画と当期

の実績値との比較

- COVID-19 の感染状況が業績予測に与える影響について、所在国の環境に照らして検討
- COVID-19 の影響を含めた足元の経営環境や業績予測について、RNLI のマネジメントへの質問

PT Sequis については、会社が実施した減損の兆候判定について、以下の検討を行った。

- Sequis Life の取締役会の議事録等の閲覧
- 海外事業部門の役職者への質問
- 過去の業績の趨勢分析及び出資時の想定と当期の実績値との比較

また、PT Sequis ののれん相当額の減損損失認識判定の妥当性を検討するにあたり、会社が使用した Sequis Life の企業価値評価額の構成要素である新契約価値と Embedded Value について、企業価値評価及び保険数理に関する内部専門家を利用して以下の検討を行った。

- 新契約獲得予測に関する COVID-19 の収束時期の仮定の合理性について、所在国の環境に照らして検討
- COVID-19 の影響を含めた足元の経営環境や新契約獲得予測について、Sequis Life のマネジメントへの質問
- 新契約獲得予測について、過去の新契約獲得実績及び市場環境に照らして趨勢分析
- 割引率の算定に用いた手法や数値について、海外事業部門の役職者への質問、及び市場環境や市場慣習との整合性の検討
- Embedded Value 算定に用いた保険数理に関する仮定である解約率及び保険事故発生率について、Sequis Life の保険数理人への質問
- Embedded Value が上記仮定に基づいて算定されているかについて、関連資料を閲覧して検討

【２】責任準備金計上の基礎となるシステムの信頼性、及び新商品に係る責任準備金の評価

(監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由)

連結貸借対照表に計上されている責任準備金は 66,916,145 百万円であり、負債総額の 87%を占めている。そのうち日本生命保険相互会社及び連結子会社である大樹生命保険株式会社の責任準備金は、それぞれ 57,420,217 百万円及び 6,429,457 百万円であり、その合計額は連結貸借対照表上の責任準備金総額の 95%を占めている。

これらの国内生命保険会社の責任準備金は、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条に基づき積み立てられるものである。責任準備金は、保険業法第 4 条第 2 項第 4 号により内閣総理大臣への提出が定められている算出方法書に記載された保険商品ごとの計算方法及び計算の基礎(予定死亡率、予定利率等)、並びに保険契約に関する年齢・性別・保険金などの属性データを用いて、システムにより計算される。

責任準備金が正確に計算されるためには、責任準備金計算に関連する自動化された業務処理統制及び IT 全般統制（IT システムの継続的かつ適切な運用を確保することにより自動化された業務処理統制が有効に機能することを支える統制）が適切に整備及び運用されていることが重要となる。このことから責任準備金の計算に関するシス

テムの信頼性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

また、新商品に関連し、責任準備金計算プログラムの開発が行われシステムへの実装が行われるが、この過程で誤りが生じるリスクがある。新商品の発売後はシステムに基づき責任準備金が計算され続けることから、当初の開発または実装過程に誤りがあると、長期に亘って財務報告に対する影響が生ずることになり、連結財務諸表に与える影響金額が多額になる可能性がある。このことから、新商品に関する責任準備金の評価（正確性）を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

（監査上の対応）

当監査法人は、責任準備金の計上の基礎となるシステムの信頼性を検討するにあたり、以下の監査手続を実施した。

- 責任準備金計算に関連するシステムの内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、ITに関する内部専門家を利用して、システム部門の役職者への質問及び関連文書の閲覧等により以下の検討を行った。
  - 責任準備金計算システム、保険システム、会計システム等に係るアクセス管理、システム変更管理、システム運用管理等のIT全般統制の検討
  - 決算日時点の責任準備金計算対象契約の判定及び当該契約に係る属性データの抽出に係る自動化された業務処理統制の検討
  - 責任準備金計算対象契約に係る責任準備金の集計及び仕訳の基礎データ作成に係る自動化された業務処理統制の検討
- 責任準備金計算に関連する自動化された業務処理統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、保険数理に関する内部専門家を利用して、主計部門への質問及び監査人による算出方法書に従った再計算を行った。

また、当連結会計年度において発売された新商品は日本生命保険相互会社の認知症保障保険及び大樹生命保険株式会社の無配当個人保険の新特約である。これらの新商品に係る責任準備金計算プログラムのシステムへの実装が適切に行われ、責任準備金が正確に計算されているかどうかを検討するにあたり、保険数理に関する内部専門家を利用して、新商品の契約全件に対応する責任準備金の金額について、監査人による算出方法書に従った再計算を行った。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、保険業法第 110 条第 2 項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、日本生命保険相互会社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした日本生命保険相互会社の 2021 年 3 月 31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本生命保険相互会社が 2021 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(10)債務者区分による債権の状況(連結)

(単位:百万円、%)

区分		2019年度末	2020年度末
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,511	10,301
	危険債権	17,388	16,594
	要管理債権	1,563	2,635
小　計		29,463	29,531
(対合計比)		(0.24)	(0.25)
正常債権		12,444,652	11,916,685
合　計		12,474,115	11,946,216

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3.「要管理債権」とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)であり、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く)です。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

○債務者区分による債権に対する補足説明

・本表の分類・算出方法は保険業法施行規則に準じており、対象は貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金、支払承諾見返、金融機関保証付私募債です。
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2019年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権3,382百万円、2020年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権3,782百万円です。

(11)リスク管理債権の状況(連結)

(単位:百万円、%)

区分	2019年度末	2020年度末
破綻先債権額	1,562	1,044
延滞債権額	26,337	25,849
3カ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	1,563	2,635
合　計	29,462	29,529
(貸付残高に対する比率)	(0.35)	(0.35)

(注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は2019年度末が破綻先債権額3,233百万円、延滞債権額149百万円、2020年度末が破綻先債権額3,653百万円、延滞債権額130百万円です。
2.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4.「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5.「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
6. 資産の自己査定の結果に基づき破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先とした債務者に対する貸付金の未収利息を収益不計上としています。

(12)保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	14,656,094	18,769,664
基金・諸準備金等	5,508,422	5,855,281
基金等	1,791,393	1,886,255
価格変動準備金	1,531,621	1,610,738
危険準備金	1,934,764	2,108,769
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	2,702	7,024
その他	247,939	242,492
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%	5,080,551	8,205,330
土地の含み損益×85%	501,626	525,281
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	△20,848	△9,105
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,935,817	2,222,953
負債性資本調達手段等	1,767,620	2,052,612
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△206,126	△194,637
その他	89,031	111,949
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_5^2}+R_8+R_9)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$ (B)	2,798,230	3,491,780
保険リスク相当額 R_1	171,736	203,942
一般保険リスク相当額 R_5	—	—
巨大災害リスク相当額 R_6	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	97,389	100,313
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9	—	—
予定利率リスク相当額 R_2	415,002	387,157
最低保証リスク相当額 R_7	9,295	8,792
資産運用リスク相当額 R_3	2,300,790	3,008,094
経営管理リスク相当額 R_4	59,884	74,165
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	1,047.5%	1,075.0%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

(13)セグメント情報

2019年度、2020年度において、当社ならびに連結される子会社および子法人等は、国内外において保険業および保険関連事業（資産運用関連事業、総務関連事業等を含む）を営んでいますが、その他報告すべき重要なセグメントがないため、セグメント情報および関連情報の記載を省略しています。

Ⅱ．２０２０年度決算
補足資料

１．一般勘定
（１） 商品有価証券関係 ・・・・1
① 商品有価証券明細表 ・・・・1
② 商品有価証券売買高 ・・・・1

（２） 有価証券関係 ・・・・1
① 有価証券明細表 ・・・・1
② 有価証券残存期間別残高 ・・・・2
③ 地域別地方債保有内訳 ・・・・2
④ 公社債及び外国公社債格付別内訳 ・・・・3
⑤ 株式業種別内訳 ・・・・3

（３） 貸付金関係 ・・・・4
① 貸付金明細表 ・・・・4
② 貸付金企業規模別内訳 ・・・・4
③ 貸付金業種別内訳 ・・・・5
④ 貸付金担保別内訳 ・・・・6
⑤ 貸付金地域別内訳 ・・・・6
⑥ 一般貸付金残存期間別残高 ・・・・6

（４） 海外投融資関係 ・・・・7
① 資産別明細 ・・・・7
② 外貨建資産の通貨別構成 ・・・・8
③ 海外投融資の地域別構成 ・・・・8

（５） デリバティブ取引の状況 ・・・・9

２．個人変額保険特別勘定
（１） 売買目的有価証券の評価損益 ・・・・14
（２） デリバティブ取引の状況 ・・・・14

３．会社計
（１） 資産構成 ・・・・15
（２） 売買目的有価証券の評価損益 ・・・・15
（３） 有価証券の時価情報 ・・・・16
（４） 金銭の信託の時価情報 ・・・・17
（５） デリバティブ取引の状況 ・・・・18

日本生命保険相互会社

1．一般勘定

(1)商品有価証券関係

①商品有価証券明細表

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

②商品有価証券売買高

2019年度、2020年度に該当はありません。

(2)有価証券関係

①有価証券明細表

（単位:億円、%）

区分		2019年度末		2020年度末	
		金額	占率	金額	占率
公社債		246,581	43.7	262,254	42.6
	国債	218,597	38.7	231,701	37.7
	地方債	7,314	1.3	8,304	1.4
	社債	20,669	3.7	22,248	3.6
	(うち公社・公団債)	(7,929)	(1.4)	(8,536)	(1.4)
株式		78,582	13.9	105,782	17.2
外国証券		204,714	36.3	212,641	34.6
	公社債	141,910	25.1	137,670	22.4
	株式等	62,803	11.1	74,970	12.2
その他の証券		34,398	6.1	34,379	5.6
合　計		564,276	100.0	615,058	100.0

②有価証券残存期間別残高

（単位：億円）

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合 計
2019年度末	有価証券	9,041	22,102	27,828	46,998	80,870	377,435	564,276
	国債	3,164	8,828	14,897	22,178	25,068	144,459	218,597
	地方債	51	60	266	770	1,323	4,841	7,314
	社債	550	1,287	2,171	2,354	5,372	8,933	20,669
	株式						78,582	78,582
	外国証券	4,921	10,887	8,370	15,192	29,877	135,465	204,714
	公社債	4,838	10,610	7,867	14,902	28,894	74,796	141,910
	株式等	82	276	502	290	982	60,669	62,803
	その他の証券	353	1,038	2,122	6,502	19,227	5,154	34,398
	買入金銭債権	291	8	11	49	366	1,464	2,190
	譲渡性預金	1,628	—	—	—	—	—	1,628
	合 計	10,961	22,111	27,839	47,047	81,236	378,900	568,096
2020年度末	有価証券	10,714	23,364	35,463	52,997	74,706	417,812	615,058
	国債	4,336	10,358	18,052	17,993	25,255	155,704	231,701
	地方債	18	180	379	587	1,491	5,646	8,304
	社債	593	1,783	2,356	2,882	4,938	9,693	22,248
	株式						105,782	105,782
	外国証券	4,962	10,060	11,113	19,706	30,880	135,917	212,641
	公社債	4,748	9,588	10,873	19,274	29,718	63,467	137,670
	株式等	213	472	239	432	1,162	72,450	74,970
	その他の証券	804	980	3,561	11,826	12,139	5,067	34,379
	買入金銭債権	61	0	25	67	338	1,234	1,726
	譲渡性預金	1,139	—	—	—	—	—	1,139
	合 計	11,915	23,364	35,488	53,064	75,044	419,046	617,924

③地域別地方債保有内訳

（単位：億円，％）

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	32	0.4	69	0.8
東北	—	—	—	—
関東	4,166	57.0	4,466	53.8
中部	1,517	20.7	1,669	20.1
近畿	314	4.3	599	7.2
中国	95	1.3	188	2.3
四国	—	—	—	—
九州	1,044	14.3	1,167	14.1
その他	145	2.0	145	1.7
合 計	7,314	100.0	8,304	100.0

（注）上記「その他」は共同発行市場公募地方債です。

④公社債及び外国公社債格付別内訳

（単位:億円、%）

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
AAA	13,093	7.7	12,339	7.3
AA	90,527	53.3	78,501	46.7
A	31,345	18.4	34,182	20.3
BBB	32,825	19.3	40,769	24.2
BB以下	193	0.1	192	0.1
格付なし	1,908	1.1	2,238	1.3
合　計	169,894	100.0	168,223	100.0

（注）1. 上記公社債残高は日本国債の残高を除いています。(2019年度末:21兆8,597億円、2020年度末:23兆1,701億円)
2. 上記は外部の格付業者の格付に基づき作成しています。

⑤株式業種別内訳

（単位:億円、%）

区分		2019年度末		2020年度末	
		金額	占率	金額	占率
水産・農林業		30	0.0	37	0.0
鉱業		9	0.0	10	0.0
建設業		1,262	1.6	1,512	1.4
製造業	食料品	2,617	3.3	3,001	2.8
	繊維製品	776	1.0	973	0.9
	パルプ・紙	217	0.3	288	0.3
	化学	8,156	10.4	11,562	10.9
	医薬品	7,070	9.0	8,789	8.3
	石油・石炭製品	144	0.2	130	0.1
	ゴム製品	626	0.8	834	0.8
	ガラス・土石製品	615	0.8	927	0.9
	鉄鋼	591	0.8	964	0.9
	非鉄金属	477	0.6	736	0.7
	金属製品	257	0.3	407	0.4
	機械	3,982	5.1	6,390	6.0
	電気機器	8,800	11.2	14,111	13.3
	輸送用機器	11,680	14.9	15,592	14.7
	精密機器	1,341	1.7	1,800	1.7
	その他製品	885	1.1	1,111	1.1
電気・ガス業		2,891	3.7	3,188	3.0
運輸・情報通信業	陸運業	4,853	6.2	5,614	5.3
	海運業	38	0.0	79	0.1
	空運業	121	0.2	84	0.1
	倉庫・運輸関連業	73	0.1	82	0.1
	情報・通信業	3,730	4.7	5,582	5.3
商業	卸売業	2,770	3.5	3,934	3.7
	小売業	2,186	2.8	3,008	2.8
金融・保険業	銀行業	2,990	3.8	3,792	3.6
	証券、商品先物取引業	581	0.7	687	0.6
	保険業	5,717	7.3	6,363	6.0
	その他金融業	481	0.6	629	0.6
不動産業		386	0.5	472	0.4
サービス業		2,212	2.8	3,075	2.9
合　計		78,582	100.0	105,782	100.0

(3) 貸付金関係

①貸付金明細表

（単位：億円）

区分			2019年度末	2020年度末
保険約款貸付			5,542	4,908
	保険料振替貸付		361	324
	契約者貸付		5,181	4,584
一般貸付			68,575	69,398
	企業貸付		51,064	51,920
		国内	47,331	46,182
		海外	3,732	5,738
	国・国際機関・政府関係機関・公共団体・公企業貸付		4,725	4,545
		国内	4,530	4,458
		海外	194	86
	住宅ローン		8,270	8,333
	消費者ローン		3,735	3,711
	その他		779	888
合　計			74,118	74,307
	非居住者貸付		3,926	5,824

②貸付金企業規模別内訳

（単位：件、億円、%）

区分			2019年度末		2020年度末	
				占率		占率
	大企業	貸付先数	754	39.4	705	40.0
		金額	40,263	85.1	39,270	85.0
	中堅企業	貸付先数	233	12.2	208	11.8
		金額	553	1.2	508	1.1
	中小企業	貸付先数	927	48.4	850	48.2
		金額	6,515	13.8	6,402	13.9
国内企業計		貸付先数	1,914	100.0	1,763	100.0
		金額	47,331	100.0	46,182	100.0

（注）1. 業種の区分は以下のとおりです。
2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業種	①右の②～④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	常用する従業員300名超 かつ	資本金10億円以上	常用する従業員50名超 かつ	資本金10億円以上	常用する従業員100名超 かつ	資本金10億円以上	常用する従業員100名超 かつ	資本金10億円以上
中堅企業		資本金3億円超10億円未満		資本金5千万円超10億円未満		資本金5千万円超10億円未満		資本金1億円超10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は常用する従業員300名以下		資本金5千万円以下又は常用する従業員50名以下		資本金5千万円以下又は常用する従業員100名以下		資本金1億円以下又は常用する従業員100名以下	

③貸付金業種別内訳

（単位：億円、%）

区分			2019年度末		2020年度末	
			金額	占率	金額	占率
国内向け	製造業		10,337	15.1	10,153	14.6
		食料	1,061	1.5	1,041	1.5
		繊維	198	0.3	129	0.2
		木材・木製品	24	0.0	19	0.0
		パルプ・紙	570	0.8	561	0.8
		印刷	160	0.2	383	0.6
		化学	2,011	2.9	1,730	2.5
		石油・石炭	839	1.2	956	1.4
		窯業・土石	378	0.6	438	0.6
		鉄鋼	1,680	2.4	1,432	2.1
		非鉄金属	144	0.2	128	0.2
		金属製品	84	0.1	91	0.1
		はん用・生産用・業務用機械	1,010	1.5	999	1.4
		電気機械	722	1.1	691	1.0
		輸送用機械	1,181	1.7	1,272	1.8
		その他の製造業	268	0.4	277	0.4
	農業、林業		—	—	—	—
	漁業		—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業		33	0.0	27	0.0
	建設業		333	0.5	443	0.6
	電気・ガス・熱供給・水道業		12,576	18.3	12,083	17.4
	情報通信業		1,274	1.9	1,271	1.8
	運輸業、郵便業		6,085	8.9	6,216	9.0
	卸売業		7,306	10.7	7,275	10.5
	小売業		487	0.7	408	0.6
	金融業、保険業		4,671	6.8	4,309	6.2
	不動産業		5,291	7.7	5,377	7.7
	物品賃貸業		2,344	3.4	2,224	3.2
	学術研究、専門・技術サービス業		16	0.0	26	0.0
	宿泊業		32	0.0	19	0.0
	飲食業		28	0.0	29	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業		355	0.5	244	0.4
	教育、学習支援業		14	0.0	19	0.0
	医療・福祉		8	0.0	8	0.0
	その他のサービス		111	0.2	130	0.2
	地方公共団体		1,333	1.9	1,257	1.8
	個人(住宅・消費・納税資金等)		12,005	17.5	12,044	17.4
	合　計		64,648	94.3	63,573	91.6
海外向け	政府等		100	0.1	—	—
	金融機関		689	1.0	1,276	1.8
	商工業(等)		3,137	4.6	4,547	6.6
	合　計		3,926	5.7	5,824	8.4
総　合　計			68,575	100.0	69,398	100.0

④貸付金担保別内訳

（単位：億円、%）

区分		2019年度末		2020年度末	
		金額	占率	金額	占率
担保貸付		280	0.4	229	0.3
	有価証券担保貸付	64	0.1	49	0.1
	不動産・動産・財団担保貸付	166	0.2	153	0.2
	指名債権担保貸付	49	0.1	26	0.0
保証貸付		1,553	2.3	1,484	2.1
信用貸付		54,735	79.8	55,640	80.2
その他		12,005	17.5	12,044	17.4
一般貸付計		68,575	100.0	69,398	100.0
	うち劣後特約付貸付	1,816	2.6	1,706	2.5

⑤貸付金地域別内訳

（単位：億円、%）

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	694	1.5	708	1.5
東北	1,327	2.8	1,333	2.9
関東	31,565	66.7	31,175	67.5
中部	3,761	7.9	3,467	7.5
近畿	6,791	14.3	6,596	14.3
中国	1,100	2.3	896	1.9
四国	688	1.5	695	1.5
九州	1,402	3.0	1,308	2.8
合　計	47,331	100.0	46,182	100.0

（注）1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含んでいません。
2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

⑥一般貸付金残存期間別残高

（単位：億円）

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合　計
2019年度末	固定金利	9,066	11,501	9,127	6,152	7,637	16,809	60,294
	変動金利	676	1,066	1,246	1,097	1,499	2,694	8,280
	一般貸付計	9,743	12,567	10,373	7,249	9,136	19,504	68,575
2020年度末	固定金利	8,226	11,061	8,910	6,429	8,119	16,811	59,558
	変動金利	659	1,488	1,464	1,621	1,604	3,001	9,840
	一般貸付計	8,886	12,549	10,374	8,051	9,723	19,812	69,398

(4)海外投融資関係

①資産別明細

・外貨建資産

(単位:億円, %)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	138,839	62.2	136,280	58.6
株式	7,667	3.4	8,804	3.8
現預金・その他	50,366	22.6	61,672	26.5
小　計	196,873	88.2	206,757	88.9

・円貨額が確定した外貨建資産

(単位:億円, %)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	－	－	－	－
現預金・その他	2,521	1.1	2,051	0.9
小　計	2,521	1.1	2,051	0.9

・円貨建資産

(単位:億円, %)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	548	0.2	429	0.2
公社債(円建外債)・その他	23,336	10.5	23,388	10.1
小　計	23,885	10.7	23,817	10.2

・合計

(単位:億円, %)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	223,281	100.0	232,627	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」とは、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表計上額としているものです。

②外貨建資産の通貨別構成

（単位：億円、%）

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	121,830	61.9	125,854	60.9
ユーロ	50,420	25.6	53,040	25.7
イギリスポンド	12,770	6.5	14,696	7.1
オーストラリアドル	6,179	3.1	7,284	3.5
インドルピー	2,083	1.1	2,084	1.0
ポーランドズロチ	847	0.4	782	0.4
その他	2,741	1.4	3,014	1.5
合　計	196,873	100.0	206,757	100.0

（注）内訳は、2020年度末における残高上位6通貨を表示しています。

③海外投融資の地域別構成

（単位：億円、%）

区分		外国証券						非居住者貸付	
				公社債		株式等			
		金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
2019年度末	北米	75,252	36.8	70,417	49.6	4,834	7.7	498	12.7
	ヨーロッパ	61,507	30.0	56,520	39.8	4,987	7.9	1,997	50.9
	オセアニア	6,417	3.1	5,133	3.6	1,284	2.0	482	12.3
	アジア	8,037	3.9	4,249	3.0	3,787	6.0	10	0.3
	中南米	51,431	25.1	3,521	2.5	47,909	76.3	423	10.8
	中東	—	—	—	—	—	—	342	8.7
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	172	4.4
	国際機関	2,069	1.0	2,069	1.5	—	—	—	—
	合　計	204,714	100.0	141,910	100.0	62,803	100.0	3,926	100.0
2020年度末	北米	72,593	34.1	66,144	48.0	6,448	8.6	770	13.2
	ヨーロッパ	63,113	29.7	56,249	40.9	6,864	9.2	3,254	55.9
	オセアニア	6,807	3.2	4,944	3.6	1,863	2.5	916	15.7
	アジア	8,303	3.9	4,700	3.4	3,603	4.8	—	—
	中南米	59,812	28.1	3,621	2.6	56,191	75.0	384	6.6
	中東	94	0.0	94	0.1	—	—	330	5.7
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	170	2.9
	国際機関	1,915	0.9	1,915	1.4	—	—	—	—
	合　計	212,641	100.0	137,670	100.0	74,970	100.0	5,824	100.0

（注）海外投融資のうち、外国証券、非居住者貸付を対象としています。

(5) デリバティブ取引の状況

［定性的情報］

（a）取引の内容

当社が利用対象としているデリバティブ取引は次の取引です。

金利関連：金利先物取引、金利スワップ取引、スワップション取引等

通貨関連：為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引等

株式関連：株価指数先物取引、株価指数オプション取引、株券オプション取引、株式先渡取引等

債券関連：債券先物取引、債券先物オプション取引、選択権付債券売買取引等

（b）取組方針

主として資産または負債に係るリスクをコントロールする目的でデリバティブを活用しています。

（c）利用目的

主として資産または負債に係るリスクのヘッジを目的として利用しており、その一部についてヘッジ会計を適用しています。

ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、また、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しており、ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によります。

（d）リスクの内容

当社が行っているデリバティブ取引については、市場リスク（金利・為替・株式等の変動によるリスク）および信用リスク（取引相手が倒産等により契約不履行に陥るリスク）があります。市場リスクについては、デリバティブ取引は主として資産または負債に係るリスクをコントロールすることを目的としていることから、限定的であると認識しています。また、信用リスクについても、国内外の金融商品取引所を通じた取引か、信用度の高い取引先を相手としており、契約が履行されないリスクは小さいものと認識しています。

（e）リスク管理体制

デリバティブ取引の目的や種類ごとに必要となる取引限度枠等を規定するとともに、その取引については、事務部門（バックオフィス）が外部証票との照合により内容を確認する等、投融資執行部門（フロントオフィス）に対しての牽制が働く体制としています。また、資産または負債も併せたリスクを定量的に把握・分析し、そのリスク量とともにポジション、損益状況を定期的に「運用リスク管理専門委員会」に報告する体制になっています。

（ｆ）定量的情報に関する補足説明

ア）想定元本（契約金額）に関する補足説明

スワップ取引に係る想定元本やオプション取引の契約金額は、金利交換等に係る名目的なものであり、信用リスク量（取引相手先がデフォルトした際に、市場で同じポジションを再構築するための潜在的なコスト）を示すものではありません。

イ）時価算定に係る補足説明

［先物取引等の市場取引］

期末日の清算値または終値

［株式オプション取引］

主に期末日の清算値または終値、外部情報ベンダーより入手した評価額

［為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、スワップション取引、株式先渡取引］

主に外部情報ベンダーより入手した評価額

ウ）差損益に関する補足説明

当社では、デリバティブ取引を主として資産または負債に係るリスクのコントロールを行うための補完手段として活用しています。

例えば、為替予約、通貨オプション取引については、主として為替リスクをヘッジするために活用しており、外国債券・外国株式等の外貨建資産全体の損益と合計で見る必要があります。

［定量的情報（一般勘定）］（ヘッジ会計適用・非適用分合算値）

1. 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：億円）

区分		2019年度末						2020年度末					
		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
	ヘッジ会計適用分	1,038	△1,677	119	－	－	△518	255	△4,741	△148	－	－	△4,634
	ヘッジ会計非適用分	142	△293	132	－	－	△18	△265	75	△51	－	－	△241
合 計		1,181	△1,970	252	－	－	△536	△9	△4,666	△200	－	－	△4,876

（注）ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益（2019年度末：通貨関連305億円、株式関連119億円、2020年度末：通貨関連△2,244億円、株式関連△148億円）、
及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

2. 金利関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取／変動金利支払	17,750	17,750	1,038	1,038	22,750	22,710	255	255
	固定金利支払／変動金利受取	－	－	－	－	－	－	－	－
	金利スワップション								
	売建								
	固定金利受取／変動金利支払	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	固定金利支払／変動金利受取	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	固定金利受取／変動金利支払	9,525	9,525	507	142	13,300	13,000	206	△265
		(365)	(365)			(471)	(469)		
	固定金利支払／変動金利受取	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
合 計					1,181				△9

（注）1.（ ）内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2.「差損益」欄には、スワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

（参考）金利スワップ契約の残存期間別構成

（単位：億円、％）

残存期間			1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
2019年度末	固定金利受取／変動金利支払スワップ	想定元本	－	40	60	－	－	17,650	17,750
		平均受取固定金利	－	△0.05	△0.02	－	－	0.45	0.45
		平均支払変動金利	－	△0.01	△0.01	－	－	△0.02	△0.02
	固定金利支払／変動金利受取スワップ	想定元本	－	－	－	－	－	－	－
		平均支払固定金利	－	－	－	－	－	－	－
		平均受取変動金利	－	－	－	－	－	－	－
2020年度末	固定金利受取／変動金利支払スワップ	想定元本	40	60	－	－	－	22,650	22,750
		平均受取固定金利	△0.05	△0.02	－	－	－	0.41	0.41
		平均支払変動金利	△0.05	△0.05	－	－	－	△0.05	△0.05
	固定金利支払／変動金利受取スワップ	想定元本	－	－	－	－	－	－	－
		平均支払固定金利	－	－	－	－	－	－	－
		平均受取変動金利	－	－	－	－	－	－	－

3. 通貨関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	76,989	49	410	410	75,769	48	△3,123	△3,123
	米ドル	38,120	49	△373	△373	31,090	48	△1,392	△1,392
	ユーロ	27,555	－	171	171	25,581	－	△582	△582
	豪ドル	1,809	－	177	177	8,992	－	△636	△636
	ポンド	7,577	－	423	423	7,633	－	△470	△470
	買建	5,501	－	△17	△17	16,299	－	959	959
	米ドル	3,689	－	△9	△9	8,626	－	456	456
	ユーロ	561	－	△0	△0	366	－	△0	△0
	豪ドル	191	－	△1	△1	5,734	－	498	498
	通貨オプション								
	売建								
	コール	7,019	－	26	△5	－	－	－	－
		(20)	(－)			(－)	(－)		
	米ドル	7,019	－	26	△5	－	－	－	－
		(20)	(－)			(－)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	1,660	－	0	4
		(－)	(－)			(4)	(－)		
	米ドル	－	－	－	－	1,660	－	0	4
		(－)	(－)			(4)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	コール	7,019	－	26	△26	－	－	－	－
		(53)	(－)			(－)	(－)		
	米ドル	7,019	－	26	△26	－	－	－	－
		(53)	(－)			(－)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	13,658	－	116	18	11,624	－	9	△128
		(97)	(－)			(138)	(－)		
	米ドル	13,658	－	116	18	11,624	－	9	△128
		(97)	(－)			(138)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	通貨スワップ	29,547	28,139	△2,349	△2,349	46,579	45,388	△2,377	△2,377
	米ドル払/円受	14,534	13,596	△1,911	△1,911	28,627	27,738	△770	△770
	ユーロ払/円受	8,020	7,624	△251	△251	12,094	11,811	△1,254	△1,254
合　計					△1,970				△4,666

(注) 1.（ ）内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2.「差損益」欄には、先渡取引及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

4. 株式関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	－	－	－	－	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－	－	－	－	－
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	4,067	－	212	132	758	－	0	△7
		(79)	(－)			(7)	(－)		
店頭	株式先渡契約								
	売建	897	－	119	119	542	－	△148	△148
	買建	－	－	－	－	－	－	－	－
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	4,376	1,479	18	△44
		(－)	(－)			(62)	(23)		
合　計					252				△200

(注) 1. ( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2. 「差損益」欄には、先物取引及び先渡取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

5. 債券関連

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

6. その他

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

2. 個人変額保険特別勘定

(1)売買目的有価証券の評価損益

（単位：億円）

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	835	△57	983	117

(2)デリバティブ取引の状況（個人変額保険特別勘定）

1. 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：億円）

区分		2019年度末						2020年度末					
		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
	ヘッジ会計適用分	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ヘッジ会計非適用分	－	△0	△3	－	－	△4	－	0	0	0	－	0
合 計		－	△0	△3	－	－	△4	－	0	0	0	－	0

(注)ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

2. 金利関連

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

3. 通貨関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	92	－	△1	△1	121	－	△1	△1
	米ドル	48	－	△0	△0	58	－	△0	△0
	ユーロ	18	－	△0	△0	38	－	0	0
	買建	51	－	0	0	101	－	1	1
	米ドル	8	－	0	0	63	－	0	0
	ユーロ	26	－	0	0	20	－	△0	△0
合 計					△0				0

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

4. 株式関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	29	－	△3	△3	4	－	△0	△0
	買建	15	－	△0	△0	25	－	0	0
合 計					△3				0

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

5. 債券関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	円貨建債券先物								
	売建	－	－	－	－	22	－	0	0
	買建	－	－	－	－	－	－	－	－
	外貨建債券先物								
	売建	－	－	－	－	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計					－				0

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

6. その他

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

3. 会社計

(1)資産構成(会社計)

（単位:億円）

区分	2020年度末	
		うち一般勘定
現預金・コールローン	14,016	9,843
買現先勘定	－	－
買入金銭債権	1,726	1,726
商品有価証券	－	－
金銭の信託	1	1
公社債	265,314	262,254
株式	106,405	105,782
外国証券	214,709	212,641
貸付金	74,307	74,307
不動産	16,866	16,866
資産計	739,742	727,469
うち外貨建資産	209,394	206,757

(2)売買目的有価証券の評価損益(会社計)

（単位:億円）

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	7,142	△240	7,250	500

(注) 1. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託の貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。
2. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託内で保有している現預金及びコールローンは含んでいません。

(3) 有価証券の時価情報（会社計）（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：億円）

区分	2019年度末					2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
責任準備金対応債券	217,703	255,132	37,429	37,657	△227	236,738	266,508	29,770	31,228	△1,457
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	1,342	1,904	562	563	△0	1,286	2,832	1,545	1,545	—
その他有価証券	275,572	333,416	57,843	64,110	△6,267	269,257	360,966	91,708	93,577	△1,868
公社債	30,008	31,930	1,922	2,007	△85	26,563	28,422	1,858	1,928	△70
株式	41,421	73,202	31,780	34,749	△2,968	41,173	99,816	58,642	59,650	△1,008
外国証券	170,827	192,868	22,041	25,114	△3,073	169,025	198,193	29,168	29,808	△639
公社債	121,223	140,688	19,465	20,943	△1,478	116,729	136,239	19,510	19,968	△457
株式等	49,603	52,180	2,576	4,170	△1,594	52,295	61,953	9,658	9,840	△181
その他の証券	31,223	33,320	2,096	2,231	△134	31,136	33,167	2,031	2,181	△150
買入金銭債権	462	465	2	8	△5	218	225	6	7	△0
譲渡性預金	1,629	1,628	△0	0	△0	1,140	1,139	△0	0	△0
合　計	494,618	590,453	95,835	102,331	△6,495	507,282	630,307	123,024	126,351	△3,326
公社債	244,659	283,859	39,199	39,467	△268	260,395	291,846	31,450	32,976	△1,526
株式	41,421	73,202	31,780	34,749	△2,968	41,173	99,816	58,642	59,650	△1,008
外国証券	173,487	196,153	22,665	25,784	△3,118	171,708	202,532	30,823	31,465	△641
公社債	122,550	142,079	19,528	21,051	△1,522	118,136	137,757	19,620	20,080	△459
株式等	50,936	54,073	3,137	4,732	△1,595	53,572	64,775	11,203	11,384	△181
その他の証券	31,232	33,330	2,097	2,232	△134	31,145	33,178	2,033	2,183	△150
買入金銭債権	2,187	2,278	91	97	△6	1,719	1,793	74	74	△0
譲渡性預金	1,629	1,628	△0	0	△0	1,140	1,139	△0	0	△0

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：億円）

区分	2019年度末	2020年度末
責任準備金対応債券	—	—
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
子会社・関連会社株式	10,182	11,795
その他有価証券	5,583	6,967
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	600	611
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	2	3
非上場外国債券	0	—
その他	4,980	6,353
合　計	15,766	18,763

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち、外貨建資産について為替を評価した差損益は次のとおりです。
（2019年度末：△376億円、2020年度末：295億円）

(4) 金銭の信託の時価情報（会社計）

（単位：億円）

区分	2019年度末					2020年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益			貸借対照表計上額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
金銭の信託	337	337	－	－	－	1	1	－	－	－

（注）1．時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
2．貸借対照表計上額には、金銭の信託内で保有しているデリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・運用目的の金銭の信託

（単位：億円）

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	337	279	1	△253

（注）貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・責任準備金対応、満期保有目的、その他の金銭の信託

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

(5) デリバティブ取引の状況（会社計）

1. 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：億円）

区分		2019年度末						2020年度末					
		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
	ヘッジ会計適用分	1,038	△1,677	119	－	－	△518	255	△4,741	△148	－	－	△4,634
	ヘッジ会計非適用分	142	△294	109	1	－	△41	△265	69	△48	△1	－	△246
合 計		1,181	△1,971	228	1	－	△560	△9	△4,672	△196	△1	－	△4,880

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益（2019年度末：通貨関連305億円、株式関連119億円、2020年度末：通貨関連△2,244億円、株式関連△148億円）、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されていないもの

(a) 金利関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取／変動金利支払	－	－	－	－	－	－	－	－
	固定金利支払／変動金利受取	－	－	－	－	－	－	－	－
	金利スワップション								
	売建								
	固定金利受取／変動金利支払	－ (－)	－ (－)	－	－	－ (－)	－ (－)	－	－
	固定金利支払／変動金利受取	－ (－)	－ (－)	－	－	－ (－)	－ (－)	－	－
	買建								
	固定金利受取／変動金利支払	9,525 (365)	9,525 (365)	507	142	13,300 (471)	13,000 (469)	206	△265
	固定金利支払／変動金利受取	－ (－)	－ (－)	－	－	－ (－)	－ (－)	－	－
合 計					142				△265

(注) 1. ( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2. 「差損益」欄には、スワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(参考) 金利スワップ契約の残存期間別構成

（単位：億円、%）

残存期間			1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
2019年度末	固定金利受取／変動金利支払スワップ	想定元本	－	－	－	－	－	－	－
		平均受取固定金利	－	－	－	－	－	－	－
		平均支払変動金利	－	－	－	－	－	－	－
	固定金利支払／変動金利受取スワップ	想定元本	－	－	－	－	－	－	－
		平均支払固定金利	－	－	－	－	－	－	－
		平均受取変動金利	－	－	－	－	－	－	－
2020年度末	固定金利受取／変動金利支払スワップ	想定元本	－	－	－	－	－	－	－
		平均受取固定金利	－	－	－	－	－	－	－
		平均支払変動金利	－	－	－	－	－	－	－
	固定金利支払／変動金利受取スワップ	想定元本	－	－	－	－	－	－	－
		平均支払固定金利	－	－	－	－	－	－	－
		平均受取変動金利	－	－	－	－	－	－	－

(b) 通貨関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	10,761	49	97	97	16,541	48	△892	△892
	米ドル	6,082	49	△35	△35	5,222	48	△236	△236
	ユーロ	854	－	4	4	1,090	－	△15	△15
	豪ドル	947	－	54	54	5,866	－	△443	△443
	ポンド	2,591	－	74	74	3,718	－	△179	△179
	買建	6,377	－	△11	△11	17,090	－	966	966
	米ドル	4,104	－	△2	△2	9,125	－	462	462
	ユーロ	847	－	△0	△0	523	－	△0	△0
	豪ドル	277	－	△1	△1	5,779	－	498	498
	通貨オプション								
	売建								
	コール	7,019	－	26	△5	－	－	－	－
		(20)	(－)			(－)	(－)		
	米ドル	7,019	－	26	△5	－	－	－	－
		(20)	(－)			(－)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	1,660	－	0	4
		(－)	(－)			(4)	(－)		
	米ドル	－	－	－	－	1,660	－	0	4
		(－)	(－)			(4)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	コール	7,019	－	26	△26	－	－	－	－
		(53)	(－)			(－)	(－)		
	米ドル	7,019	－	26	△26	－	－	－	－
		(53)	(－)			(－)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	13,658	－	116	18	11,624	－	9	△128
		(97)	(－)			(138)	(－)		
	米ドル	13,658	－	116	18	11,624	－	9	△128
		(97)	(－)			(138)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	通貨スワップ	3,466	3,466	△366	△366	1,310	1,310	119	119
	米ドル払/円受	－	－	－	－	－	－	－	－
	ユーロ払/円受	－	－	－	－	－	－	－	－
	円払/豪ドル受	3,201	3,201	△349	△349	1,046	1,046	111	111
合　計					△294				69

(注) 1.（ ）内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2.「差損益」欄には、先渡取引及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(c)株式関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末 契約額等	うち1年超	時価	差損益	2020年度末 契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	387	—	△23	△23	5	—	△0	△0
	買建	174	—	△0	△0	412	—	3	3
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)	(—)			(—)	(—)		
	プット	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)	(—)			(—)	(—)		
	買建								
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)	(—)			(—)	(—)		
	プット	4,067	—	212	132	758	—	0	△7
		(79)	(—)			(7)	(—)		
店頭	株式先渡契約								
	売建	—	—	△0	△0	—	—	△0	△0
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)	(—)			(—)	(—)		
	プット	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)	(—)			(—)	(—)		
	買建								
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)	(—)			(—)	(—)		
	プット	—	—	—	—	4,376	1,479	18	△44
		(—)	(—)			(62)	(23)		
合計					109				△48

(注) 1.（ ）内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2.「差損益」欄には、先物取引及び先渡取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(d)債券関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末 契約額等	うち1年超	時価	差損益	2020年度末 契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	円貨建債券先物								
	売建	—	—	—	—	89	—	0	0
	買建	413	—	0	0	—	—	—	—
	外貨建債券先物								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	279	—	1	1	228	—	△1	△1
合計					1				△1

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

(e)その他

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

3. ヘッジ会計が適用されているもの

(a) 金利関連

（単位：億円）

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2019年度末 契約額等	2019年度末 うち1年超	2019年度末 時価	2019年度末 差損益	2020年度末 契約額等	2020年度末 うち1年超	2020年度末 時価	2020年度末 差損益
店頭	繰延ヘッジ	金利スワップ	保険負債								
		固定金利受取／変動金利支払		17,650	17,650	1,038	1,038	22,650	22,650	255	255
		固定金利支払／変動金利受取		—	—	—	—	—	—	—	—
		金利スワップ	貸付金								
		固定金利受取／変動金利支払		100	100	0	0	100	60	0	0
		固定金利支払／変動金利受取		—	—	—	—	—	—	—	—
合　計							1,038				255

（注）「差損益」欄には、時価を記載しています。

（参考）金利スワップ契約の残存期間別構成

（単位：億円、%）

残存期間			1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合　計
2019年度末	固定金利受取／変動金利支払スワップ	想定元本	—	40	60	—	—	17,650	17,750
		平均受取固定金利	—	△0.05	△0.02	—	—	0.45	0.45
		平均支払変動金利	—	△0.01	△0.01	—	—	△0.02	△0.02
	固定金利支払／変動金利受取スワップ	想定元本	—	—	—	—	—	—	—
		平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
		平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—	—
2020年度末	固定金利受取／変動金利支払スワップ	想定元本	40	60	—	—	—	22,650	22,750
		平均受取固定金利	△0.05	△0.02	—	—	—	0.41	0.41
		平均支払変動金利	△0.05	△0.05	—	—	—	△0.05	△0.05
	固定金利支払／変動金利受取スワップ	想定元本	—	—	—	—	—	—	—
		平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
		平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—	—

(b) 通貨関連

（単位：億円）

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2019年度末 契約額等	2019年度末 契約額等 うち1年超	2019年度末 時価	2019年度末 差損益	2020年度末 契約額等	2020年度末 契約額等 うち1年超	2020年度末 時価	2020年度末 差損益
店頭	時価ヘッジ	為替予約	外貨建債券								
		売建		67,917	—	305	305	60,415	—	△2,244	△2,244
		米ドル		32,787	—	△348	△348	26,392	—	△1,163	△1,163
		ユーロ		27,144	—	167	167	24,835	—	△567	△567
		買建		—	—	—	—	—	—	—	—
		米ドル		—	—	—	—	—	—	—	—
		ユーロ		—	—	—	—	—	—	—	—
		通貨オプション									
		売建									
		コール		—	—	—	—	—	—	—	—
				(—)	(—)			(—)	(—)		
		米ドル		—	—	—	—	—	—	—	—
				(—)	(—)			(—)	(—)		
		ユーロ		—	—	—	—	—	—	—	—
				(—)	(—)			(—)	(—)		
		プット		—	—	—	—	—	—	—	—
				(—)	(—)			(—)	(—)		
		米ドル		—	—	—	—	—	—	—	—
				(—)	(—)			(—)	(—)		
		ユーロ		—	—	—	—	—	—	—	—
				(—)	(—)			(—)	(—)		
		買建									
		コール		—	—	—	—	—	—	—	—
				(—)	(—)			(—)	(—)		
		米ドル		—	—	—	—	—	—	—	—
				(—)	(—)			(—)	(—)		
		ユーロ		—	—	—	—	—	—	—	—
				(—)	(—)			(—)	(—)		
		プット		—	—	—	—	—	—	—	—
				(—)	(—)			(—)	(—)		
		米ドル		—	—	—	—	—	—	—	—
				(—)	(—)			(—)	(—)		
		ユーロ		—	—	—	—	—	—	—	—
				(—)	(—)			(—)	(—)		
	繰延ヘッジ	通貨スワップ	外貨建債券	26,080	24,672	△1,982	△1,982	45,268	44,077	△2,496	△2,496
		米ドル払/円受		14,534	13,596	△1,911	△1,911	28,627	27,738	△770	△770
		ユーロ払/円受		8,020	7,624	△251	△251	12,094	11,811	△1,254	△1,254
合計							△1,677				△4,741

（注）1.（ ）内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2.「差損益」欄には、先渡取引及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(c)株式関連

（単位：億円）

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2019年度末				2020年度末			
				契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	時価ヘッジ	株式先渡契約 売建 買建	国内株式	897 —	— —	119 —	119 —	542 —	— —	△148 —	△148 —
合　計							119				△148

（注）「差損益」欄には、時価を記載しています。

(d)債券関連

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

(e)その他

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

２０２１年度第３四半期報告について

日本生命保険相互会社（社長：清水博）の２０２１年度第３四半期（２０２１年４月１日～２０２１年１２月３１日）の業績をお知らせいたします。

＜目　次＞

１．主要業績　・・・・１
（１）年換算保険料
（２）保有契約高及び新契約高
２．資産運用の実績（一般勘定）　・・・・２
（１）資産の構成
（２）有価証券の時価情報
（３）金銭の信託の時価情報
３．四半期貸借対照表　・・・・５
４．四半期損益計算書　・・・・７
５．経常利益等の明細（基礎利益）　・・・・９
６．ソルベンシー・マージン比率　・・・・10
７．特別勘定の状況　・・・・11
（１）特別勘定資産残高の状況
（２）保有契約高
８．保険会社及びその子会社等の状況　・・・・12
（１）主要な業務の状況を示す指標
（２）連結の範囲及び持分法の適用に関する事項
（３）四半期連結財務諸表の作成の基礎
（４）四半期連結財務諸表の作成方針
（５）四半期連結貸借対照表
（６）四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書
（７）連結ソルベンシー・マージン比率
（８）セグメント情報

２０２２年２月１５日
日本生命保険相互会社

1．主要業績

(1)年換算保険料

・保有契約

（単位：億円，%）

区分	2020年度末	2021年度 第3四半期会計期間末	前年度末比
個人保険	26,492	26,343	99.4
個人年金保険	10,889	11,038	101.4
合　計	37,382	37,381	100.0
うち医療保障・生前給付保障等	6,638	6,716	101.2

・新契約

（単位：億円，%）

区分	2020年度 第3四半期累計期間	2021年度 第3四半期累計期間	前年同期比
個人保険	1,014	1,319	130.1
個人年金保険	449	527	117.2
合　計	1,464	1,846	126.1
うち医療保障・生前給付保障等	308	371	120.3

（注）1．「年換算保険料」とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2．「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がいのみを事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
3．新契約年換算保険料は、新契約に転換による純増加を加えた数値です。

(2)保有契約高及び新契約高

・保有契約高

（単位：千件，億円，%）

区分	2020年度末		2021年度第3四半期会計期間末			
	件数	金額	件数		金額	
				前年度末比		前年度末比
個人保険	29,714	1,296,936	30,299	102.0	1,279,079	98.6
個人年金保険	4,137	251,483	4,169	100.8	255,833	101.7
団体保険	—	987,791	—	—	991,245	100.3
団体年金保険	—	136,490	—	—	139,048	101.9

（注）1．個人年金保険の金額については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2．団体年金保険の金額については、責任準備金の金額です。

・新契約高

（単位：千件，億円，%）

区分	2020年度第3四半期累計期間				2021年度第3四半期累計期間					
	件数	金額			件数		金額			
			新契約	転換による純増加		前年同期比		前年同期比	新契約	転換による純増加
個人保険	2,694	39,994	39,125	869	3,227	119.8	45,949	114.9	46,688	△738
個人年金保険	138	10,194	10,153	41	162	117.0	12,027	118.0	11,974	52
団体保険	—	2,447	2,447		—	—	2,027	82.8	2,027	
団体年金保険	—	16	16		—	—	1	8.5	1	

（注）1．新契約は保障追加制度を利用して加入された契約を含み、転換契約は保障見直し制度と一部保障見直し制度を利用して加入された契約となります。
2．件数は、新契約に転換後契約を加えた数値です。
3．新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。
4．新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

2. 資産運用の実績(一般勘定)

(1)資産の構成

(単位:億円、%)

区分	2020年度末		2021年度第3四半期会計期間末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	9,843	1.4	10,367	1.4
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	1,726	0.2	1,542	0.2
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	1	0.0	0	0.0
有価証券	615,058	84.5	637,857	85.1
公社債	262,254	36.1	276,781	36.9
株式	105,782	14.5	103,317	13.8
外国証券	212,641	29.2	222,807	29.7
公社債	137,670	18.9	140,113	18.7
株式等	74,970	10.3	82,694	11.0
その他の証券	34,379	4.7	34,949	4.7
貸付金	74,307	10.2	74,475	9.9
保険約款貸付	4,908	0.7	4,633	0.6
一般貸付	69,398	9.5	69,842	9.3
不動産	16,866	2.3	16,959	2.3
うち投資用不動産	10,707	1.5	10,861	1.4
繰延税金資産	—	—	—	—
その他	9,748	1.3	8,799	1.2
貸倒引当金	△82	△0.0	△100	△0.0
一般勘定資産計	727,469	100.0	749,901	100.0
うち外貨建資産	206,757	28.4	216,284	28.8

(注)「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(2)有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外)

（単位:億円）

区分	2020年度末					2021年度第3四半期会計期間末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
責任準備金対応債券	236,738	266,508	29,770	31,228	△1,457	251,783	280,271	28,487	29,673	△1,186
満期保有目的の債券	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
子会社・関連会社株式	1,286	2,832	1,545	1,545	－	1,286	3,173	1,887	1,887	－
その他有価証券	274,542	366,376	91,833	93,716	△1,882	277,173	373,654	96,480	98,347	△1,867
公社債	26,563	28,422	1,858	1,928	△70	25,784	27,658	1,873	1,924	△50
株式	41,173	99,816	58,642	59,650	△1,008	39,121	97,159	58,037	59,202	△1,164
外国証券	174,309	203,603	29,293	29,947	△653	178,444	212,777	34,333	34,858	△524
公社債	116,729	136,239	19,510	19,968	△457	117,060	138,752	21,691	22,054	△362
株式等	57,580	67,363	9,783	9,979	△195	61,383	74,025	12,641	12,803	△162
その他の証券	31,136	33,167	2,031	2,181	△150	31,432	33,663	2,230	2,358	△128
買入金銭債権	218	225	6	7	△0	194	198	4	4	△0
譲渡性預金	1,140	1,139	△0	0	△0	2,197	2,196	△0	0	△0
合　計	512,567	635,717	123,150	126,490	△3,340	530,243	657,099	126,855	129,908	△3,053
公社債	260,395	291,846	31,450	32,976	△1,526	274,907	305,093	30,185	31,420	△1,235
株式	41,173	99,816	58,642	59,650	△1,008	39,121	97,159	58,037	59,202	△1,164
外国証券	176,993	207,942	30,949	31,604	△655	181,036	217,372	36,335	36,861	△525
公社債	118,136	137,757	19,620	20,080	△459	118,376	140,184	21,807	22,171	△363
株式等	58,856	70,185	11,328	11,524	△195	62,660	77,188	14,527	14,689	△162
その他の証券	31,145	33,178	2,033	2,183	△150	31,441	33,674	2,232	2,360	△128
買入金銭債権	1,719	1,793	74	74	△0	1,538	1,602	63	64	△0
譲渡性預金	1,140	1,139	△0	0	△0	2,197	2,196	△0	0	△0

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

○市場価格のない株式等および組合等の帳簿価格は以下のとおりです。

（単位:億円）

区分	2020年度末	2021年度 第3四半期会計期間末
子会社・関連会社株式	11,795	12,934
その他有価証券	1,682	1,842
国内株式	611	558
外国株式	3	3
その他	1,068	1,281
合　計	13,478	14,777

(注) 市場価格のない株式等および組合等のうち、外貨建資産について為替を評価した差損益は次のとおりです。
(2020年度末:170億円、2021年度第3四半期会計期間末:339億円)

(3) 金銭の信託の時価情報

（単位：億円）

区分	2020年度末					2021年度第3四半期会計期間末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益			貸借対照表計上額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
金銭の信託	1	1	－	－	－	0	0	－	－	－

(注) 1. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
2. 貸借対照表計上額には、金銭の信託内で保有しているデリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・運用目的の金銭の信託

（単位：億円）

区分	2020年度末		2021年度第3四半期会計期間末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	1	△253	0	42

(注) 貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・責任準備金対応、満期保有目的、その他の金銭の信託

2020年度末、2021年度第3四半期会計期間末に該当の残高はありません。

3. 四半期貸借対照表

（単位：百万円）

期別 / 科目	2020年度末要約貸借対照表（2021年3月31日現在） 金額	2021年度第3四半期会計期間末（2021年12月31日現在） 金額
（資産の部）		
現金及び預貯金	861,580	931,932
コールローン	540,086	449,289
買入金銭債権	172,601	154,281
金銭の信託	135	53
有価証券	62,230,764	64,530,184
（うち国債）	(23,352,796)	(24,806,070)
（うち地方債）	(908,416)	(929,982)
（うち社債）	(2,270,187)	(2,285,093)
（うち株式）	(10,640,573)	(10,436,518)
（うち外国証券）	(21,470,903)	(22,482,146)
貸付金	7,430,704	7,447,511
保険約款貸付	490,826	463,302
一般貸付	6,939,877	6,984,208
有形固定資産	1,710,689	1,716,421
無形固定資産	189,726	189,481
再保険貸	350	238
その他資産	807,455	759,456
支払承諾見返	71,228	75,734
貸倒引当金	△8,219	△10,045
投資損失引当金	△32,879	△31,785
資産の部合計	73,974,223	76,212,754
（負債の部）		
保険契約準備金	58,646,060	59,515,512
支払備金	179,010	170,201
責任準備金	57,420,217	58,227,049
社員配当準備金	1,046,832	1,118,261
再保険借	413	267
社債	1,321,512	1,420,305
その他負債	2,730,767	3,634,329
未払法人税等	37,088	102,859
リース債務	6,756	5,592
資産除去債務	5,426	6,232
その他の負債	2,681,495	3,519,645
役員賞与引当金	433	289
退職給付引当金	375,693	378,024
ポイント引当金	8,528	8,888
価格変動準備金	1,521,916	1,681,476
繰延税金負債	877,504	837,625
再評価に係る繰延税金負債	101,894	100,564
支払承諾	71,228	75,734
負債の部合計	65,655,953	67,653,018
（純資産の部）		
基金	100,000	100,000
基金償却積立金	1,300,000	1,350,000
再評価積立金	651	651
剰余金	494,556	490,278
損失填補準備金	18,993	19,988
その他剰余金	475,563	470,290
危険準備積立金	71,917	71,917
社会厚生福祉事業助成資金	351	351
圧縮積立金	71,855	71,839
圧縮特別勘定積立金	2,069	1,007
別段積立金	170	170
四半期未処分剰余金	* 329,199	325,004
基金等合計	1,895,208	1,940,929
その他有価証券評価差額金	6,642,100	6,972,045
繰延ヘッジ損益	△161,590	△292,385
土地再評価差額金	△57,447	△60,853
評価・換算差額等合計	6,423,062	6,618,805
純資産の部合計	8,318,270	8,559,735
負債及び純資産の部合計	73,974,223	76,212,754

（注）＊ 2020年度末要約貸借対照表の四半期未処分剰余金は、当期未処分剰余金を示しております。

注記事項

（四半期貸借対照表関係）

1. 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年7月4日、以下「時価算定会計基準」という）等を、第1四半期会計期間から適用し、金融商品の時価の算定方法の一部を見直しております。時価算定会計基準等の適用については、時価算定会計基準第 19 項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号　2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取り扱いに従っており、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を第 1 四半期会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。これにより、その他有価証券のうち株式（外国株式を含む）については、従来、12 月末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づく時価により評価しておりましたが、当第 3 四半期累計期間より、12 月末日の市場価格等に基づく時価により評価しております。

2. 当第 3 四半期累計期間に係る法人税及び住民税ならびに法人税等調整額は、当期に係る剰余金処分による圧縮積立金、社員配当準備金等の積み立ておよび取り崩しを前提として計算しております。

3. 当社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020 年 3 月 31 日企業会計基準委員会実務対応報告第 39 号）に基づき、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

4. 2019 年度より、一部の終身保険契約（一時払契約を含む）について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約（一時払契約を含む）については、3 年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当第 3 四半期累計期間に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が 91,413 百万円増加し、また、経常利益および税引前四半期純剰余が 91,413 百万円減少しております。

5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ　当期首現在高	1,046,832 百万円
ロ　前期剰余金よりの繰入額	276,006 百万円
ハ　当第３四半期累計期間社員配当金支払額	220,678 百万円
ニ　利息による増加額	16,101 百万円
ホ　当第３四半期会計期間末現在高（イ＋ロ－ハ＋ニ）	1,118,261 百万円

6. 当第 3 四半期累計期間に保険業法第 60 条の規定に基づき基金を 50,000 百万円募集しております。

7. 基金を 50,000 百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第 56 条に規定する基金償却積立金に積み立てております。

8. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の四半期貸借対照表価額は 2,020,764 百万円であります。

4. 四半期損益計算書

（単位：百万円）

期別 / 科目	2020年度第3四半期累計期間（2020年4月1日から 2020年12月31日まで） 金額	2021年度第3四半期累計期間（2021年4月1日から 2021年12月31日まで） 金額
経常収益	4,724,722	4,847,934
保険料等収入	3,110,468	3,191,246
（うち保険料）	(3,109,583)	(3,190,486)
資産運用収益	1,530,558	1,573,870
（うち利息及び配当金等収入）	(967,108)	(1,096,019)
（うち有価証券売却益）	(458,985)	(409,076)
（うち特別勘定資産運用益）	(86,523)	(41,985)
その他経常収益	83,695	82,816
経常費用	4,403,075	4,297,313
保険金等支払金	2,682,841	2,714,521
（うち保険金）	(742,215)	(751,468)
（うち年金）	(578,735)	(589,998)
（うち給付金）	(476,634)	(509,705)
（うち解約返戻金）	(714,419)	(748,622)
（うちその他返戻金）	(169,588)	(113,577)
責任準備金等繰入額	916,973	822,933
責任準備金繰入額	900,798	806,831
社員配当金積立利息繰入額	16,175	16,101
資産運用費用	215,774	169,089
（うち支払利息）	(20,993)	(24,181)
（うち金銭の信託運用損）	(33,591)	(81)
（うち有価証券売却損）	(38,853)	(61,222)
（うち有価証券評価損）	(30,112)	(6,952)
（うち金融派生商品費用）	(40,990)	(12,961)
事業費	425,512	428,189
その他経常費用	161,973	162,581
経常利益	321,647	550,620
特別利益	60	5,167
固定資産等処分益	60	5,167
特別損失	108,974	169,454
固定資産等処分損	3,604	3,303
減損損失	3,777	3,590
価格変動準備金繰入額	98,592	159,560
社会厚生福祉事業助成金	3,000	3,000
税引前四半期純剰余	212,733	386,333
法人税及び住民税	126,020	196,038
法人税等調整額	△110,677	△128,302
法人税等合計	15,342	67,735
四半期純剰余	197,391	318,598

注記事項

（四半期損益計算書関係）

1.　減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

（単位：百万円）

用途	土地	建物	合計
遊休不動産等	2,525	1,064	3,590
合計	2,525	1,064	3,590

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値または正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0％で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

5. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

		2020年度 第3四半期累計期間	2021年度 第3四半期累計期間
基礎利益	A	423, 704	534, 990
キャピタル収益		473, 610	426, 968
商品有価証券運用益		—	—
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		458, 985	409, 076
金融派生商品収益		—	—
為替差益		14, 625	17, 892
その他キャピタル収益		—	—
キャピタル費用		231, 157	122, 469
商品有価証券運用損		—	—
金銭の信託運用損		33, 591	81
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		38, 853	61, 222
有価証券評価損		30, 112	6, 952
金融派生商品費用		40, 990	12, 961
為替差損		—	—
その他キャピタル費用		87, 609	41, 252
キャピタル損益	B	242, 452	304, 499
キャピタル損益含み基礎利益	A＋B	666, 157	839, 489
臨時収益		—	1, 863
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	—
個別貸倒引当金戻入額		—	769
その他臨時収益		—	1, 094
臨時費用		344, 510	290, 733
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		243, 503	199, 320
個別貸倒引当金繰入額		1, 516	—
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		99, 491	91, 413
臨時損益	C	△344, 510	△288, 869
経常利益	A＋B＋C	321, 647	550, 620

（参考） その他項目の内訳

（単位：百万円）

	2020年度 第3四半期累計期間	2021年度 第3四半期累計期間
基礎利益	87, 609	41, 252
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	14, 423	11, 044
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	66, 254	26, 271
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	6, 931	3, 935
その他キャピタル収益	—	—
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	—	—
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	—
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	—
その他キャピタル費用	87, 609	41, 252
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	14, 423	11, 044
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	66, 254	26, 271
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	6, 931	3, 935
その他臨時収益	—	1, 094
投資損失引当金戻入額	—	1, 094
その他臨時費用	99, 491	91, 413
投資損失引当金繰入額	1, 459	—
保険業法施行規則第69条第5項に基づく責任準備金繰入額	98, 032	91, 413

6. ソルベンシー・マージン比率

（単位：百万円）

項目	2020年度末	2021年度 第3四半期 会計期間末
ソルベンシー・マージン総額　（A）	17,717,439	18,751,225
基金・諸準備金等	5,432,807	6,116,316
基金等	1,618,924	1,940,929
価格変動準備金	1,521,916	1,681,476
危険準備金	2,044,663	2,243,983
一般貸倒引当金	5,424	8,047
その他	241,878	241,878
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%	8,042,164	8,288,326
土地の含み損益×85%	503,035	508,843
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,973,928	1,987,023
負債性資本調達手段等	1,841,512	2,140,305
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	－	－
控除項目	△105,201	△106,222
その他	29,191	△183,366
リスクの合計額　$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$　（B）	3,516,976	3,457,264
保険リスク相当額　R_1	114,185	112,353
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	88,290	90,296
予定利率リスク相当額　R_2	321,151	313,316
最低保証リスク相当額　R_7	5,378	5,343
資産運用リスク相当額　R_3	3,111,675	3,060,890
経営管理リスク相当額　R_4	72,813	71,644
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	1,007.5%	1,084.7%

（注）1. 2020年度末は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2021年度第3四半期会計期間末は、これらの規定に準じて、当社が合理的と判断する方法で算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

7. 特別勘定の状況

(1)特別勘定資産残高の状況

（単位：百万円）

区分	2020年度末	2021年度 第3四半期会計期間末
	金額	金額
個人変額保険	112,908	112,348
個人変額年金保険	32,223	24,039
団体年金保険	1,082,174	1,086,185
特別勘定計	1,227,305	1,222,572

(2)保有契約高

・個人変額保険

（単位：件、百万円）

区分	2020年度末		2021年度第3四半期会計期間末	
	件数	金額	件数	金額
変額保険(有期型)	10,791	6,271	10,459	7,813
変額保険(終身型)	30,608	425,701	30,078	418,076
合　計	41,399	431,973	40,537	425,890

・個人変額年金保険

（単位：件、百万円）

区分	2020年度末		2021年度第3四半期会計期間末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	27,164	32,221	14,942	24,035

8. 保険会社及びその子会社等の状況

(1)主要な業務の状況を示す指標

（単位:億円）

項目	2020年度 第3四半期連結累計期間	2021年度 第3四半期連結累計期間
経常収益	58,313	60,191
経常利益	3,615	5,854
親会社に帰属する四半期純剰余	2,106	3,139
四半期包括利益	23,782	5,541

項目	2020年度末	2021年度 第3四半期連結会計期間末
総資産	855,899	878,475
ソルベンシー・マージン比率	1,075.0%	1,159.0%

(2)連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

連結される子会社および子法人等数	15 社
持分法適用の非連結の子会社および子法人等数	0 社
持分法適用の関連法人等数	15 社
期中における重要な関係会社の異動について	なし

(3)四半期連結財務諸表の作成の基礎

保険業法施行規則第59条の6は、保険業法第111条第6項に規定する保険契約者その他の顧客が当該保険会社およびその子会社等の業務および財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なものについて開示する努力をすることを求めております。本四半期連結財務諸表は、当該努力義務の履行のため、生命保険協会が作成した第1・第3四半期発表様式モデル（以下「四半期報告モデル」という）および我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して作成されております。なお、四半期報告モデルは、前述の努力義務の履行を目的として作成されているため、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に定められている開示とは異なっております。

(4)四半期連結財務諸表の作成方針

重要な変更はありません。

(5)四半期連結貸借対照表

（単位：百万円）

期別 / 科目	2020年度末 要約連結貸借対照表 (2021年3月31日現在) 金額	2021年度 第3四半期連結会計期間末 (2021年12月31日現在) 金額
（資産の部）		
現金及び預貯金	1,771,810	1,801,917
コールローン	540,086	449,289
買入金銭債権	316,335	298,364
金銭の信託	135	53
有価証券	70,741,631	73,210,009
貸付金	8,423,975	8,396,156
有形固定資産	1,941,042	1,924,796
無形固定資産	385,669	379,775
再保険貸	26,705	12,421
その他資産	1,367,177	1,299,398
退職給付に係る資産	468	1,194
繰延税金資産	13,538	10,270
支払承諾見返	71,728	76,081
貸倒引当金	△10,343	△12,183
資産の部合計	85,589,960	87,847,547
（負債の部）		
保険契約準備金	68,266,939	69,320,881
支払備金	249,222	230,530
責任準備金	66,916,145	67,918,717
社員配当準備金	1,046,832	1,118,261
契約者配当準備金	54,738	53,371
再保険借	8,065	11,439
社債	1,432,612	1,541,405
その他負債	3,871,138	4,582,775
役員賞与引当金	433	289
退職給付に係る負債	438,263	437,535
役員退職慰労引当金	689	640
ポイント引当金	8,528	8,888
価格変動準備金	1,610,738	1,774,302
繰延税金負債	962,359	922,048
再評価に係る繰延税金負債	101,894	100,564
支払承諾	71,728	76,081
負債の部合計	76,773,391	78,776,852
（純資産の部）		
基金	100,000	100,000
基金償却積立金	1,300,000	1,350,000
再評価積立金	651	651
連結剰余金	709,574	708,230
基金等合計	2,110,225	2,158,881
その他有価証券評価差額金	6,767,268	7,109,712
繰延ヘッジ損益	△163,088	△293,476
土地再評価差額金	△57,447	△60,853
為替換算調整勘定	△25,774	△6,362
退職給付に係る調整累計額	△6,511	△4,788
その他の包括利益累計額合計	6,514,448	6,744,231
新株予約権	1,349	1,515
非支配株主持分	190,546	166,066
純資産の部合計	8,816,569	9,070,695
負債及び純資産の部合計	85,589,960	87,847,547

注記事項

（四半期連結貸借対照表関係）

1. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号　2019 年 7 月 4 日、以下「時価算定会計基準」という）等を、第 1 四半期連結会計期間から適用し、金融商品の時価の算定方法の一部を見直しております。時価算定会計基準等の適用については、時価算定会計基準第 19 項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号　2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取り扱いに従っており、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を第 1 四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。これにより、その他有価証券のうち株式（外国株式を含む）については、従来、12 月末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づく時価により評価しておりましたが、当第 3 四半期連結累計期間より、12 月末日の市場価格等に基づく時価により評価しております。

2. 当第 3 四半期連結累計期間に係る当社の法人税及び住民税等ならびに法人税等調整額は、当連結会計年度に係る剰余金処分による圧縮積立金、社員配当準備金等の積み立ておよび取り崩しを前提として計算しております。

3. 当社ならびに連結納税制度を適用している一部の子会社および子法人等は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020 年 3 月 31 日企業会計基準委員会実務対応報告第 39 号）に基づき、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

4. 当社および一部の連結される国内の生命保険会社は、当第 3 四半期連結累計期間に責任準備金の追加積み立てを行っております。この結果、責任準備金が 98,523 百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前四半期純剰余が 98,523 百万円減少しております。

イ　当社

2019 年度より、一部の終身保険契約（一時払契約を含む）について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約（一時払契約を含む）については、3 年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当第 3 四半期連結累計期間に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が 91,413 百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前四半期純剰余が 91,413 百万円減少しております。

ロ　大樹生命保険株式会社

一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を追加して積み立てております。この結果、当第 3 四半期連結累計期間に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が 7,110 百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前四半期純剰余が 7,110 百万円減少しております。

5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ	当連結会計期間期首現在高	1,046,832 百万円
ロ	前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	276,006 百万円
ハ	当第 3 四半期連結累計期間社員配当金支払額	220,678 百万円
ニ	利息による増加額	16,101 百万円
ホ	当第 3 四半期連結会計期間末現在高（イ＋ロ－ハ＋ニ）	1,118,261 百万円

6. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ	当連結会計期間期首現在高	54,738 百万円
ロ	当第 3 四半期連結累計期間契約者配当金支払額	10,396 百万円
ハ	利息による増加額	7 百万円
ニ	契約者配当準備金繰入額	9,021 百万円
ホ	当第 3 四半期連結会計期間末現在高（イ－ロ＋ハ＋ニ）	53,371 百万円

7. 当第３四半期連結累計期間に保険業法第 60 条の規定に基づき基金を 50,000 百万円募集しております。

8. 基金を 50,000 百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第 56 条に規定する基金償却積立金に積み立てております。

9. 当社は、2021 年 10 月 29 日に、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社(以下「ニッセイ・ウェルス生命」という)の株式の約 14.9%をマスミューチュアル・インターナショナル・エルエルシーより取得し、100%子会社としております。

①取引の概要

イ 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称　　ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

事業の内容　　生命保険業

ロ 企業結合日

2021 年 10 月 1 日（みなし取得日）

ハ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式追加取得による 100%子会社化

ニ 結合後企業の名称

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

ホ その他取引の概要に関する事項

当社は、当社グループの金融機関窓販事業基盤の一層の強化・拡充に向け、ニッセイ・ウェルス生命を 100%子会社としております。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

③被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価　現金による支出額　　23,819 百万円

取得原価　　23,819 百万円

④非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

イ 連結剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

ロ 非支配株主との取引によって増加した連結剰余金の金額

6,671 百万円

10. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の四半期連結貸借対照表価額は 2,201,660 百万円であります。

11. 当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社では、一時払外貨建養老保険（米ドル建・豪ドル建）および一時払外貨建終身保険（米ドル建・豪ドル建）を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。

当該再保険契約により保険リスクを移転し、金利変動時の市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額を含めて再保険収入として計上し、保険料等収入に表示しております。

当該修正共同保険式再保険に係る再保険貸の当第３四半期連結会計期間末残高は 1,753 百万円であり、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金の当第３四半期連結会計期間末残高は 794,914 百万円であります。

(6)四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

（四半期連結損益計算書）

（単位：百万円）

期別 / 科目	2020年度 第3四半期連結累計期間 (2020年4月1日から 2020年12月31日まで) 金額	2021年度 第3四半期連結累計期間 (2021年4月1日から 2021年12月31日まで) 金額
経常収益	5,831,346	6,019,160
保険料等収入	3,799,794	4,023,009
資産運用収益	1,841,999	1,808,641
（うち利息及び配当金等収入）	(1,093,979)	(1,230,943)
（うち売買目的有価証券運用益）	(5,363)	(4,656)
（うち有価証券売却益）	(479,627)	(427,521)
（うち為替差益）	(145,742)	(80,275)
（うち特別勘定資産運用益）	(112,758)	(55,176)
その他経常収益	189,551	187,509
経常費用	5,469,834	5,433,674
保険金等支払金	3,315,438	3,379,045
（うち保険金）	(917,658)	(908,181)
（うち年金）	(715,760)	(729,910)
（うち給付金）	(607,473)	(653,903)
（うち解約返戻金）	(837,015)	(881,116)
（うちその他返戻金）	(194,888)	(120,648)
責任準備金等繰入額	1,089,064	1,008,586
責任準備金繰入額	1,072,881	992,476
社員配当金積立利息繰入額	16,175	16,101
契約者配当金積立利息繰入額	7	7
資産運用費用	244,952	202,018
（うち支払利息）	(23,167)	(25,795)
（うち金銭の信託運用損）	(33,591)	(81)
（うち有価証券売却損）	(44,504)	(62,303)
（うち有価証券評価損）	(32,063)	(9,315)
（うち金融派生商品費用）	(55,838)	(35,317)
事業費	581,897	596,531
その他経常費用	238,481	247,492
経常利益	361,511	585,486
特別利益	1,381	7,726
固定資産等処分益	1,377	7,726
新株予約権戻入益	4	0
特別損失	113,076	185,926
固定資産等処分損	3,820	3,426
減損損失	3,847	15,936
価格変動準備金繰入額	102,408	163,563
社会厚生福祉事業助成金	3,000	3,000
契約者配当準備金繰入額	8,865	9,021
税金等調整前四半期純剰余	240,950	398,264
法人税及び住民税等	137,782	214,552
法人税等調整額	△111,933	△133,114
法人税等合計	25,849	81,438
四半期純剰余	215,100	316,825
非支配株主に帰属する四半期純剰余	4,496	2,864
親会社に帰属する四半期純剰余	210,604	313,960

注記事項

（四半期連結損益計算書関係）

1.　減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

（単位：百万円）

用途	土地	建物	合計
賃貸用不動産等	9,858	2,487	12,346
遊休不動産等	2,525	1,064	3,590
合計	12,384	3,551	15,936

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値または正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを 2.0～3.0％で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

2.　当第３四半期連結累計期間に係る賃貸用不動産等減価償却費および減価償却費の合計額は 71,722 百万円、のれん償却額は 3,350 百万円であります。

3.　当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社の保険料等収入に含まれる再保険収入には、一時払外貨建養老保険（米ドル建・豪ドル建）および一時払外貨建終身保険（米ドル建・豪ドル建）の修正共同保険式再保険に係る再保険収入 33,716 百万円が含まれており、この再保険収入には、出再責任準備金調整額（市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額（△は取崩相当額）を除く）17,193 百万円、市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額（△は取崩相当額）△14,930 百万円が含まれております。

当該再保険により、経常利益および税金等調整前四半期純剰余は、それぞれ 13,681 百万円減少しております。

（四半期連結包括利益計算書）

（単位：百万円）

期別 科目	2020年度 第3四半期連結累計期間 （2020年4月1日から 2020年12月31日まで）	2021年度 第3四半期連結累計期間 （2021年4月1日から 2021年12月31日まで）
	金額	金額
四半期純剰余	215,100	316,825
その他の包括利益	2,163,104	237,346
その他有価証券評価差額金	2,204,754	345,779
繰延ヘッジ損益	△24,045	△130,524
為替換算調整勘定	△10,751	14,618
退職給付に係る調整額	2,806	1,806
持分法適用会社に対する持分相当額	△9,658	5,665
四半期包括利益	2,378,205	554,171
親会社に係る四半期包括利益	2,352,201	547,150
非支配株主に係る四半期包括利益	26,003	7,020

(7)連結ソルベンシー・マージン比率

（単位：百万円）

項目		2020年度末	2021年度 第3四半期 連結会計期間末
ソルベンシー・マージン総額	(A)	18,769,664	19,745,720
基金・諸準備金等		5,855,281	6,528,236
基金等		1,886,255	2,190,118
価格変動準備金		1,610,738	1,774,302
危険準備金		2,108,769	2,311,624
異常危険準備金		—	—
一般貸倒引当金		7,024	9,560
その他		242,492	242,630
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%		8,205,330	8,476,044
土地の含み損益×85%		525,281	538,815
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額		△9,105	△6,715
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		2,222,953	2,226,556
負債性資本調達手段等		2,052,612	2,271,405
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
控除項目		△194,637	△195,688
その他		111,949	△92,932
リスクの合計額	$\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_3^2}+R_8+R_9)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$ (B)	3,491,780	3,407,267
保険リスク相当額	R_1	203,942	198,355
一般保険リスク相当額	R_5	—	—
巨大災害リスク相当額	R_6	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額	R_8	100,313	102,811
少額短期保険業者の保険リスク相当額	R_9	—	—
予定利率リスク相当額	R_2	387,157	379,347
最低保証リスク相当額	R_7	8,792	8,589
資産運用リスク相当額	R_3	3,008,094	2,933,256
経営管理リスク相当額	R_4	74,165	72,447
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$		1,075.0%	1,159.0%

(注) 1. 2020年度末は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2021年度第3四半期連結会計期間末は、これらの規定に準じて、当社が合理的と判断する方法で算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

(8)セグメント情報

2021年度第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）において、当社ならびに連結される子会社および子法人等は、国内外において保険業および保険関連事業（資産運用関連事業、総務関連事業等を含む）を営んでいますが、その他報告すべき重要なセグメントがないため、セグメント情報および関連情報の記載を省略しています。